

第十八條 當該官吏ハ看護婦會又ハ組合ニ臨檢シ簿冊ノ檢閲ヲ行フコトヲ得

前項ノ檢閲ハ正當ノ事由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十九條 看護婦派出ノ目的トスル團體ハ静岡縣ヲ區域トスル看護婦組合ヲ設クヘシ

前項ノ場合ニ於テ規約ヲ設クタルトキハ知事ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

役員決定シタルトキハ其ノ住所氏名ヲ又組合總會、役員會、評議員會、幹事會等ノ會合ヲ終リタルトキハ其ノ概況ヲ具シ十日以内ニ知事ニ報告スヘシ

第二十條 縣内ニ於テ看護婦會又ハ看護婦ノ派出ノ目的トスル團體ヲ設クタルトキハ前條看護婦組合ニ加入スヘシ但シ市町村又ハ日本赤十字社等ノ經營スルモノハ知事ノ認可ヲ得テ加入セザルコトヲ得

第二十一條 第十九條ニ依リ組合ヲ設立シタルトキハ發起人十名以上連署シ創立總會ノ議決寫ヲ添附知事ニ届出ツヘシ

第二十二條 規則又ハ本令ニ依リ知事ニ提出スル願届書ハ所轄警察署ヲ經由スヘシ

第二十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ認可シタル事項ノ變更ヲ命シ又ハ業務ヲ停止シ若ハ認可ヲ取消スコトアルヘシ

- 一 認可ノ日ヨリ一ヶ月以内ニ業務ヲ開始セザルトキ
- 二 三ヶ月以上業務ヲ休止シタルトキ
- 三 一年ヲ通シ百日以上會員又ハ組合員五名ニ滿タサルトキ
- 四 業務執行ノ狀況不適當ト認メタルトキ

五 公安風俗ヲ害シ又ハ公益上必要アリト認メタルトキ

六 停止期間中業務ヲ行ハズタルトキ

第二十四條 第五條、第六條、第八條乃至第十八條、第二十條ニ違背シタルモノハ科料ニ處ス

附則

規則附則第六項ニ依リ免許ヲ受ケムトスル者ハ本籍住所氏名並生年月日ヲ記載シタル願書ニ履歷書及戸籍謄本若ハ抄本ヲ添ヘ知事ニ申請スヘシ
准看護婦及男子タル看護婦人ニ對シテハ本令ノ規定ヲ準用ス
本令施行前認可ヲ受ケタル看護婦會又ハ組合ハ本令ニ依リ認可ヲ受ケタルモノト看做ス但シ其ノ概況スル部分ニ付テハ本令施行ノ日ヨリ三ヶ月以内ニ改正ノ手續ヲ了スヘシ
明治三十五年三月三十一日 静岡縣令第十四號看護婦人取締規則ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

訂(静岡令一八〇號)

●看護婦試驗委員設置規程

静岡縣訓令乙第一六八號(大正八年四月十二日)

知事官房 內務部 醫務部

看護婦試驗委員設置規程ノ通定

看護婦試驗委員設置規程

第一條 看護婦試驗ヲ管掌セシムル爲看護婦試驗委員長一人委員副長一人委員若干人ヲ置キ知事ノ選任ス

第二條 看護婦試驗委員長委員副長委員ハ當廳在職官吏タル者ヲ除ク外試驗執行ノ都度知事ノ選任ス

第三條 看護婦試驗委員長ハ看護婦試驗ヲ統轄シ委員副長ハ委員長事務アルトキ之ヲ代理シ委員ト共ニ看護婦試驗ニ從事ス

第四條 看護婦試驗ニ關シ書記若干人ヲ置キ庶務ニ從事セシム

第五條 看護婦試驗委員長、委員副長、委員及書記ニハ事務ノ繁簡ニ從ヒ手當ヲ給ス

●看護婦規則等ニ依ル看護婦養成所指定

静岡縣告示第三百二十七號(昭和二年五月二十四日)

静岡市屋形町二番地

市立静岡病院附屬看護婦養成所

右看護婦規則並私立看護婦學校看護婦講習所指定標準ニ依リ指定ス但シ

第十三編 衛生 第二章 産婆、看護婦、鍼灸、按摩術、入歯等

訂(静岡令二〇九號)

指定ノ效力ハ昭和四年以後ノ卒業生ニ限ル

昭和三年十月四日

静岡縣告示第五百四十五號

濱松市名殘町九十一番地

財團法人濱松博愛看護婦學校

右看護婦規則並私立看護婦學校看護婦講習所指定標準ニ依リ指定ス但シ

指定ノ效力ハ昭和四年以後ノ卒業生ニ限ル

昭和四年四月十八日

静岡縣告示第二百五十號

静岡縣沼津市城内四百一十番地

私立駿東看護婦學校

右看護婦規則並私立看護婦學校看護婦講習所指定標準ニ依リ指定ス但シ

指定ノ效力ハ昭和五年以後ノ卒業生ニ限ル

昭和八年九月三十日

静岡縣告示第九百十七號

静岡市追手町

日本赤十字社静岡支部病院救護員養成部

右看護婦規則第二條第二號並私立看護婦學校看護婦講習所指定標準ニ依リ

昭和八年九月二十九日之ヲ指定ス但シ指定後ノ卒業生ヨリ其ノ效力ヲ生ス

●鍼術、灸術營業取締規則施行細則

第十三編 衛生 第二章 產婆、看護婦、鍼灸、按摩術、入會等

縣令第十七號(明治四十五年二月九日)

沿革 大正九年縣令第六四號、一一年第三九號、一五年第二〇號改正

鍼術、灸術營業取締規則施行細則左ノ通定

第一條 鍼術、灸術營業取締規則第一條ノ願書ニハ族籍住所職業氏名生

年月日ヲ記載スヘシ

第二條 鍼術又ハ灸術ノ試驗ヲ受ケムトスル者ハ族籍住所職業氏名生年

月日ヲ記シ修業履歷書ヲ添ヘ當廳ヘ願出ヘシ

第三條 鍼術灸術試驗ハ毎年二回十月之ヲ行フ但シ時宜ニ依リ本文ノ時

期ヲ變更スルコトアルヘシ

試驗ノ日時場所及願書提出期限ハ豫メ之ヲ告示ス

試驗願書ハ告示ノ期間中ニ所轄警察官署ヲ經由シ縣廳ニ提出スヘシ

第四條 鍼術又ハ灸術ノ試驗ニ合格シタル者ニハ合格證書ヲ付與ス

第五條 營業者ハ身體ヲ清潔ニシ清潔ナル衣服ヲ着用スヘシ

第六條 鍼術、灸術營業取締規則第五條ノ消毒ハ二十倍ノ石炭酸水又ハ

普通酒精ヲ使用スヘシ

第七條 營業者組合ヲ設ケムトスルトキハ其ノ規約書寫ヲ添ヘ知事ノ認

可ヲ受クヘシ

第八條 營業者ハ醫師治療中ノ病者ニ對シ主治醫ノ承認ヲ受クシテ施

術ヲ爲スコトヲ得ス

第九條 營業者本縣内ニ於テ住所ヲ變更シタルトキハ十日以内ニ其ノ所

轄警察官署ニ届出ツヘシ

第十條 他ノ道府縣ニ於ケル營業者ニシテ一時本縣内ニ於テ營業セムト

スルトキハ左ノ事項ヲ具シ免許證札寫ヲ添ヘ所轄警察官署ニ届出ツヘ

シ

一 族籍住所氏名年齢

二 營業ノ場所及其ノ期間

本縣在住ノ營業者ニシテ一時他警察官署ノ所轄内ニ七日以上滞在シ同

一ノ場所ニ於テ營業セムトスルトキ亦同シ

第十條 按摩術營業取締規則及本則ニ依リ當廳ヘ提出スル願書ハ所轄警

察官署ヲ經由スヘシ

第十一條 本則第八條第九條ニ違背シタル者ハ科料ニ處ス

附則

按摩術營業取締規則附則第三項ニ基キ出願セムトスル者ハ族籍、住所、

氏名、生年月日甲種乙種ノ區別ヲ記シタル願書ニ履歷書ヲ添ヘ當廳ニ提

出スヘシ

當分ノ内官人ニ限リ族籍、住所、氏名、生年月日ヲ記シタル願書ニ履歷

書ヲ添ヘ免許證札ノ下付ヲ願出ルコトヲ得

本令ノ規定ハ柔道ノ教授ヲ爲ス者ニ於テ打撲、捻挫、脱臼及骨折ニ對シ

テ行フ柔道復術ニ之ヲ準用ス

前項ノ試驗ハ現ニ一定ノ道場ニ於テ柔道ノ教授ヲ爲ス者ニシテ四箇年以

上柔道復術ヲ修業シタル者ニアラサレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

合格證書様式ノ一

訂(縣令一七七八號)

一場所ニ於テ營業セムトスルトキ亦同シ

第十一條 鍼術、灸術營業取締規則及本則ニ依リ當廳ニ提出スル願書ハ

所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第十二條 本則第八條第九條第十條ニ違背シタル者ハ科料ニ處ス

合格證書様式

八寸

第六

第一條 按摩術(マツサー)術ヲ含ム以下同シ)營業願書ニハ族籍住所職

業氏名生年月日及甲種乙種「マツサー」術ノ區別ヲ記載スヘシ

第二條 按摩術ノ試驗ヲ受ケムトスル者ハ族籍住所氏名生年月日及甲種

乙種「マツサー」術ノ區別ヲ記載シ修業履歷書ヲ添ヘ當廳ヘ願出ヘシ

第三條 按摩術試驗ハ毎年二回十月之ヲ行フ但シ時宜ニ依リ本文ノ時期

ヲ變更スルコトアルヘシ

訂(縣令一二五號)

訂(縣令一七七八號)

合格證書
何府縣 士族 平民 何 某
生年月日
大正 年 月 日 日 舉行セシ 鍼術試驗ニ合格シタル
コトヲ證ス
大正 年 月 日 靜 岡 縣

合格證書
何府縣 士族 平民 何 某
生年月日
大正 年 月 日 日 舉行セシ 按摩術(甲種、乙種)試
驗ニ合格シタルコトヲ證ス
大正 年 月 日 靜 岡 縣

合格證書
何府縣 士族 平民 何 某
生年月日
大正 年 月 日 日 舉行セシ「マツサー」術試驗ニ
合格シタルコトヲ證ス
大正 年 月 日 靜 岡 縣

合格證書
何府縣 士族 平民 何 某
生年月日
大正 年 月 日 日 舉行セシ按摩術(甲種、乙種)試
驗ニ合格シタルコトヲ證ス
大正 年 月 日 靜 岡 縣

合格證書
何府縣 士族 平民 何 某
生年月日
大正 年 月 日 日 舉行セシ按摩術(甲種、乙種)試
驗ニ合格シタルコトヲ證ス
大正 年 月 日 靜 岡 縣

合格證書
何府縣 士族 平民 何 某
生年月日
大正 年 月 日 日 舉行セシ按摩術(甲種、乙種)試
驗ニ合格シタルコトヲ證ス
大正 年 月 日 靜 岡 縣

合格證書
何府縣 士族 平民 何 某
生年月日
大正 年 月 日 日 舉行セシ按摩術(甲種、乙種)試
驗ニ合格シタルコトヲ證ス
大正 年 月 日 靜 岡 縣

合格證書
何府縣 士族 平民 何 某
生年月日
大正 年 月 日 日 舉行セシ按摩術(甲種、乙種)試
驗ニ合格シタルコトヲ證ス
大正 年 月 日 靜 岡 縣

合格證書
何府縣 士族 平民 何 某
生年月日
大正 年 月 日 日 舉行セシ按摩術(甲種、乙種)試
驗ニ合格シタルコトヲ證ス
大正 年 月 日 靜 岡 縣

合格證書
何府縣 士族 平民 何 某
生年月日
大正 年 月 日 日 舉行セシ按摩術(甲種、乙種)試
驗ニ合格シタルコトヲ證ス
大正 年 月 日 靜 岡 縣

合格證書
何府縣 士族 平民 何 某
生年月日
大正 年 月 日 日 舉行セシ按摩術(甲種、乙種)試
驗ニ合格シタルコトヲ證ス
大正 年 月 日 靜 岡 縣

合格證書
何府縣 士族 平民 何 某
生年月日
大正 年 月 日 日 舉行セシ按摩術(甲種、乙種)試
驗ニ合格シタルコトヲ證ス
大正 年 月 日 靜 岡 縣

合格證書
何府縣 士族 平民 何 某
生年月日
大正 年 月 日 日 舉行セシ按摩術(甲種、乙種)試
驗ニ合格シタルコトヲ證ス
大正 年 月 日 靜 岡 縣

合格證書
何府縣 士族 平民 何 某
生年月日
大正 年 月 日 日 舉行セシ按摩術(甲種、乙種)試
驗ニ合格シタルコトヲ證ス
大正 年 月 日 靜 岡 縣

●按摩術營業取締規則及鍼術灸術營業取締規則第一條ニ依ル指定

靜岡縣告示第五百七十一號(大正十三年八月十五日)
靜岡市二番町私立靜岡盲學校ヲ按摩術營業取締規則及鍼灸術營業取締規則第一條ニ依リ大正十三年八月九日指定シタリ

昭和六年四月十一日
靜岡縣告示第四百三十二號

濱松市鴨江町四百十九番地私立濱松盲學校ヲ鍼灸術營業取締規則並按摩術營業取締規則第一條ニ依リ昭和六年四月四日指定シタリ

昭和七年五月三十一日
靜岡縣告示第六百七十九號

濱松市鴨江町四百十九番地私立濱松盲學校明治四十四年八月內務省令第十號按摩術營業取締規則第一條ニ依リ昭和七年五月二十七日指定シタリ但シ指定ノ效力ハ昭和九年三月以後ノ別科卒業生ニ限ル

昭和七年八月三十日
靜岡縣告示第六百七十九號

濱松市鴨江町四百十九番地私立濱松盲學校明治四十四年八月內務省令第十號按摩術營業取締規則及同內務省令第十一號鍼灸術營業取締規則第一條ニ依リマツサージ術灸術ヲ昭和七年八月二十六日指定シタリ但シ指定ノ效力ハ昭和八年三月以後ノ中等部卒業生ニ限ル

昭和九年一月十一日
靜岡縣告示第十三號

靜岡市二番町三十六番地

靜岡縣立靜岡盲啞學校
右按摩術營業取締規則及鍼灸術營業取締規則第一條並按摩術鍼灸術ノ學校若ハ講習所指定標準ニ基キ昭和九年一月四日之ヲ指定ス但シ昭和九年三月以降ノ中等部鍼灸按科及別科(別科ハ按摩術ニ限ル)ノ卒業生ヨリ其ノ效力ヲ生ス

● 鍼術、灸術、按摩術試驗委員設置規程

靜岡縣訓令乙第一六九號(大正八年四月十二日)

知事官房 內務部 醫事部

- 一 鍼術、灸術、按摩術試驗委員設置規程左ノ通定ム
- 一 鍼術、灸術、按摩術試驗委員設置規程
- 一 試驗委員一人委員副長一人委員若干人ヲ置キ知事之ヲ選任ス
- 二 鍼術、灸術、按摩術試驗委員副長委員副長委員ハ當廳在職官吏タル者ヲ除ク外試驗舉行ノ都度之ヲ選任ス
- 三 鍼術、灸術、按摩術試驗委員ハ鍼術、灸術、按摩術試驗ヲ統轄シ委員副長ハ委員長事故アルトキ之ヲ代理シ委員ト共ニ鍼術、灸術、按摩術試驗ニ從事ス
- 四 鍼術、灸術、按摩術試驗ニ關シ書記若干人ヲ置キ庶務ニ從事セシム
- 五 書記ハ當廳在職ノ判任官ニ就キ知事之ヲ命ス
- 五 鍼術、灸術、按摩術試驗委員長委員副長委員及書記ニハ事務ノ繁簡ニ從ヒ手當ヲ給ス

● 產婆看護婦鍼術灸術按摩術マツサージ術試驗內規

靜岡縣訓令乙第五一號(昭和四年二月二十二日)

醫事部

- 一 產婆看護婦鍼術灸術按摩術マツサージ術試驗內規左ノ通定ム
- 一 產婆看護婦鍼術灸術按摩術マツサージ術試驗內規
- 一 試驗問題ハ學說六問實地二問題トス
- 二 學說試驗問題ハ試驗直前試驗委員ニ於テ立案シ決裁ノ上受験人ニ對シ知事ニ提出スヘシ
- 一 本籍、職業、住所、氏名及生年月日
- 二 業務所所在地
- 三 業務行為ノ名稱及施術方法ノ詳細
- 四 業務所ノ構造(各室ノ面積及用途ヲ記入シタル平面圖)
- 五 料金額(料金額ノ定ナキトキハ其ノ旨)
- 六 第二條ノ疾患ナキコトヲ證明シタル醫師ノ診斷書
- 七 身分ニ關スル市町村長ノ證明書
- 八 履歷書
- 九 戶籍謄本(又ハ抄本)
- 一〇 三ヶ月以内ニ撮影シタル無帽無襪紙名刺型寫眞二枚
- 一 業務上ノ使用人アルトキハ其ノ本籍、職業、住所、氏名、年齢及診斷書並身分證明書

訂(靜岡令二一四號)

訂(靜岡令二一四號)

- 一 一人ニ對シ一枚宛配布ノ豫定ヲ以テ印刷ニ附シ試驗委員立會ノ上直ニ嚴封シ置クヘシ
- 三 學說試驗問題ハ試驗場ニ於テ受験者ノ面前ニテ試驗係員立會ノ上開封シ受験者ニ配布スヘシ
- 四 試驗答案用紙ハ赤、青二種ノ野紙ヲ用キ午前午後ノ區分ヲ明ニスヘシ
- 五 試驗答案ハ各問題毎ニ受験番號順ニ整理シ試驗立會ノ上嚴封シ試驗委員ニ交付スヘシ
- 六 試驗ハ各科各問題ノ定點ヲ十點トシテ學說試驗ハ一問題三點未滿ノアル者ヲ除キ平均點五點以上ノ得點者ヲ合格トシ實地ハ一問題三點未滿ノアル者ヲ除キ平均點六點以上ノ得點者ヲ合格トシ決定スヘシ
- 乙種按摩術試驗ニ就テハ前項ノ制限ニ據ラサルコトヲ得

● 療術行為取締規則

靜岡縣令第十號(昭和七年二月二十日)

療術行為取締規則

- 一 本令ニ於テ療術行為ト稱スルハ他ノ法令ニ於テ認メラレタル資格ヲ有シ其ノ範圍内ニ於テ爲ス診療又ハ施術ヲ除ク外疾病ノ治療又ハ保健ノ目的ヲ以テ光、熱、器械、器具其ノ他ノ物ヲ使用シ若ハ應用シ又ハ四肢ヲ運用シテ他人ニ施術ヲ爲スヲ謂フ
- 二 未成年者、禁治產者、準禁治產者、精神病者及傳染性疾患アル者ハ療術行為ヲ業ト爲スコトヲ得ス
- 三 療術行為ヲ業ト爲サムトスル者ハ左記事項ヲ具シタル届書正副

第十三編 衛生 第二章 產婆、看護婦、鍼灸、按摩術、入歯等

- 三 學位、稱號其ノ他他ノ法令ノ規定ニ依リ診察又ハ施術ヲ爲ス者ニ對シキ稱呼ヲ使用セサルコト
- 四 他ノ法令ノ規定ニ依リテ爲ス診察又ハ施術ヲ妨グルカ如キ言動ヲ爲ササルコト
- 五 藥品ノ投與又ハ指示ヲ爲ササルコト
- 六 講演其ノ他ノ方法ニ依リ其ノ業務ニ關シ虚偽又ハ誇大ノ言動ヲ爲ササルコト
- 七 身體、被服ハ常に清潔ニ保持シ手指ハ施術前一人毎ニ之ヲ消毒スルコト
- 八 施術ニ用フル器具其ノ他ノ物ニシテ被施術者ノ身體ニ直接接觸スルモノハ一人毎ニ之ヲ消毒スルコト
- 九 施術室ハ常に清潔ニ保持スルコト
- 一〇 被施術者ニ供スル椅子蒲團其ノ他ノ物件ハ清潔ナル物ヲ用ヒ常に日光ニ曝スコト
- 一一 料金額ハ業務所内贈易キ箇所ニ揭示スルコト
- 一二 料金額ノ定ナキモノハ何等ノ形式ヲ以テスルヲ問ハス被施術者ニ之ヲ請求セサルコト
- 第六條 前條第七號及第八號ノ消毒ハ左記藥物ノ一ヲ以テ洗滌又ハ拭掃スヘシ
 - 一 石炭酸水(防疫用石炭酸三分水九十七分)
 - 二 「クレゾール」水(「クレゾール」石鹼液三分水九十七分)
 - 三 昇汞水(昇汞一分普通食鹽一分水千分)
 - 四 酒精液(五十分乃至七十分ノ酒精ヲ含ムモノ)
- 第七條 療術行爲ヲ業ト爲ス者ハ當該吏員ノ臨檢ヲ拒ムコトヲ得ス
- 第八條 所轄警察署長ハ本令ニ定ムルモノノ外取締上必要ナル事項ヲ命

訂(警附令二一四號)

ニ第三條ノ規定ニ依ル届出ヲ爲スヘシ

●療術行爲取締規則取扱手續

訓令乙第三九號(昭和八年二月十三日)

警察部 警察官

療術行爲取締規則取扱手續

- 第一條 療術行爲取締規則(以下單ニ規則ト稱ス)第三條ノ届書ヲ受理シタルトキハ左記各號調査ノ上意見ヲ具シ連ニ正本ヲ添ヘ送達スヘシ
 - 一、届出人ノ経歴性質素行前科ノ有無資産及信用ノ程度
 - 二、規則第三條各號ノ事實ト相違ナキヤ
 - 三、規則第九條各號ニ該當スルノニ非サルヤ
 - 四、届出タル療術行爲ニシテ他ノ法令ニ違反スルコトナキヤ
- 第二條 規則第八條ノ規定ニ依ル命令ヲ發シタルトキハ其ノ狀況ヲ報告第一號様式

訂(警附令二〇一號)

- 第九條 療術行爲ヲ業ト爲ス者左記事項ノ一ニ該當スルトキハ其ノ業務ヲ停止シ又ハ禁止スルコトアルヘシ
 - 一 本令若ハ本令ニ依リ發スル命令ニ違反シ又ハ其ノ業務ニ關シ犯罪若ハ不正行爲アリタルトキ
 - 二 施術ニシテ無效又ハ衛生上有害ナリト認メタルトキ
 - 三 公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊スノ虞アリト認メタルトキ
 - 四 業行不良ニシテ不適當ト認メタルトキ
 - 五 其ノ他公益上必要アリト認メタルトキ
- 第十條 療術行爲ヲ業ト爲ス者死亡シタルトキハ戶籍法第百十七條ノ届出義務者ヨリ十日以内ニ知事ニ届出ツヘシ
- 第十一條 療術行爲ヲ業ト爲ス者休業若ハ所在不明ニシテ二ヶ月以上ニ及ビタルトキ又ハ届出後二ヶ月以内ニ開業セサルトキハ廢業シタルモノト看做ス
- 第十二條 第二條乃至第七條、第十條、附則第二項ノ規定ニ違反シ又ハ第八條ニ依ル命令若ハ第九條ニ依ル處分ニ違反シタルトキハ拘留又ハ科料ニ處ス
- 第十三條 療術行爲ヲ業ト爲ス者ハ其ノ戶主、家族、雇人、同居者又ハ從業者方其ノ業務ニ關シ本令ニ依リ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス
- 第十四條 本令ニ依ル届書ハ所轄警察署長ヲ經由スヘシ
- 第十五條 本令規定ハ精神療法並心霊術ヲ業ト爲ス者ニ之ヲ準用ス

療術行爲名稱	届出年月日	昭和	年	月	日	本籍	住所	氏名	生年月日	年	月	日生
業務所々在在	昭和	年	月	日								
廢止年月日	昭和	年	月	日								

考 備	政 行 = 並 罪 犯 旨 要 / 分 處	金 料 メ 定 / 額 金 料 其 ハ キ ト キ ナ 旨	使 用 人				本 籍 住 所 氏 名 年 齡 履 入 及 解 履 年 月 日													
			年	年	年	年														
			年	年	年	年	月	日	履 入	履 入	履 入	履 入	履 入	履 入	履 入	履 入	履 入	履 入	履 入	履 入

記載例 學歷、従前ノ職業、轉住、改姓名、其ノ他ノ事故ハ總テ備考欄ニ記載スルコト

訂〔辨圓令二〇一號〕

第二號様式 療術行為取締調査表

業 務 者 氏 名	調 査 / 結 果	規 則 第 四 條 違 反 ノ 有 無	規 則 第 五 條 遵 守 シ 居 ル ヲ 否	規 則 第 九 條 ニ 該 當 ノ 有 無	同 上 / 他 一 般 取 締 結 果 狀 況

訂〔辨圓令二〇一號〕

半紙用紙 警察署

第三章 藥事

●藥劑師法施行細則

縣令第三十三號(昭和四年四月四日)
藥劑師法施行細則左ノ通定ム

藥劑師法施行細則

- 第一條 藥劑師法施行細則(以下單ニ規則ト稱ス)第一條ノ規定ニ依リ藥劑師ノ免許及登錄ヲ申請セムトスル者ハ同條規定事項ノ外申請書ニ資格證書ヲ添附スヘシ
- 第二條 規則第三條第二項ノ登錄事項變更申請書ニハ同條第二項ノ規定ニ依ルノ外其ノ新ニ取得シタル資格證書ヲ添附スヘシ
- 第三條 規則第四條ノ規定ニ依ル死亡ノ場合ノ免許證再下附申請書ニハ藥劑師法第二條第二項ノ資格、資格取得ノ年月日、登錄番號及登錄年月ヲ具スヘシ
- 第四條 規則第六條ノ申請書ニハ同條規定ノ外死亡ノ場合ハ戶籍謄本又ハ戶籍抄本ヲ失踪宣告ノ場合ハ失踪宣告書ヲ寫テ添附スヘシ
- 第五條 規則第七條ノ規定ニ依ル住所變更届ニハ本籍、新、舊住所、氏名、年齢及異動年月日ヲ記シ且免許證寫ヲ添附スヘシ但シ同一警察署管内ノ異動ニ在リテハ免許證寫ヲ添附ナセズ
- 第六條 規則第八條第二號ノ規定ニ依リ藥局開設ノ許可ヲ受ケムトスルモノハ左記各號ヲ具シ知事ニ申請スヘシ
 - 一 本籍、住所、氏名、生年月日

訂(靜岡令一五七號)

- 二 藥局ノ所在地及藥局ノ名稱
 - 三 從事セシムヘキ藥劑師ノ住所、氏名、生年月日及免許證寫
 - 四 藥局ヲ開設セムトスル事由
- 前項第一號、第三號ノ事項ニ變更アリタル時ハ十日以内ニ知事ニ届出ツヘシ

- 第七條 前條ノ許可ヲ受ケタル者藥局ノ位置ヲ變更セムトスルトキハ新、舊藥局所在地及其ノ事由ヲ具シ知事ノ許可ヲ受ケヘシ
- 第八條 規則第九條ノ規定ニ依ル藥局開設届出ノ場合ハ藥局ヲ管理スル者ノ免許證寫ヲ添附スヘシ藥局管理者ヲ變更シタルトキ亦同シ
- 藥局ヲ開設セス單ニ藥品ノ販賣ヲ爲サムトスルモノハ免許證寫ヲ添ヘ十日以内ニ知事ニ届出ツヘシ
- 第九條 藥局ニハ規則第十三條ノ規定ニ依ル各天秤ノ外左ノ器具ヲ備フヘシ
 - 一 調劑臺
 - 二 一〇立方センチメートル、二〇立方センチメートル、一〇〇立方センチメートル、二〇〇立方センチメートルノ各液量器、五〇〇立方センチメートルノ熱湯計、三〇立方センチメートルノ滴漣(口徑三ミリメートルノ滴下面ヲ有スルモノ)
 - 三 硝子製乳鉢(内用藥専用ノモノ)、磁製乳鉢(外用藥専用ノモノ)
 - 四 截丸器、成丸器
 - 五 浸煎劑器
 - 六 坐劑器
 - 七 匙(金屬製及角製)、筥(金屬製及角製)、漏斗(硝子製及磁製)

訂(靜岡令一五五號)

- 八 篩器(六ツ組日本藥局方規定ノモノ)
 - 九 藥研
 - 十 滅菌器
- 前項ノ備品中醫師ノ調劑所ハ第四號第六號及第八號乃至第十號ヲ齒科醫師、獸醫師ノ調劑所ニハ第四號乃至第六號及第八號乃至第十號ノ備品ヲ省略スルコトヲ得
- 第十條 藥局ニハ其ノ名稱及調劑ニ從事スヘキ藥劑師ノ氏名ヲ見易キ箇所ニ掲ケヘシ
- 第十一條 本令第六條ニ依リ藥局ノ開設許可ヲ受ケタルモノ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ藥局ノ使用ヲ停止シ又ハ藥局開設ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ
- 一 業務上犯罪又ハ不正ノ所爲アリタルトキ
 - 二 藥局開設ノ許可ヲ受ケ三ヶ月以上開業セス又ハ六ヶ月以上休業シタルトキ
- 第十二條 藥劑師ニシテ藥品ノ製造又ハ販賣ヲ爲サムトスル者ハ左記事項ヲ具シ免許證寫ヲ添ヘ知事ニ届出ツヘシ
- 一 住所、氏名、生年月日
 - 二 營業所ノ位置
 - 三 藥品貯藏所ノ位置
 - 四 藥品製造ノ場合ハ前三號ノ外製造セムトスル藥品目及製造方法並ニ藥品製造所ノ位置、坪數及其ノ構造仕様書
- 前項各號ノ事項ニ異動ヲ生シ又ハ藥品ノ製造及販賣ヲ廢止シタルトキハ十日以内ニ其ノ旨知事ニ届出ツヘシ

- 第十三條 藥劑師藥品ヲ製造シタルトキ又ハ自己ノ製造ニアラサル藥品ノ容器又ハ被包ヲ變更シタルトキハ藥品營業並ニ藥品取扱規則第三十六條規定ノ外住所、氏名、製造又ハ變更年月日ヲ其ノ容器若ハ被包ニ記載シ封緘ヲ施スヘシ
 - 前項ノ封緘紙ハ豫メ知事ニ届出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ
 - 本條ノ規定ニ依ル封緘紙ハ衛生試驗所ノ検査印紙類似ノモノヲ用フルコトヲ得ス
 - 第十四條 藥劑師藥品ヲ製造シタルトキハ其ノ都度藥品名數量製造年月日等ヲ帳簿ニ記載シ置クヘシ
 - 前項ノ帳簿ハ別記様式ニ依ルヘシ
 - 第十五條 藥劑師ハ前年中ニ製造シタル藥品ノ名稱及其ノ數量ヲ毎年一月末日迄ニ知事ニ届出ツヘシ
 - 第十六條 藥劑師法及同施行規則又ハ本令ニ依リ提出スル書類ハ總テ住所所在地所轄警察署ヲ經由スヘシ
 - 第十七條 本令第六條、第七條、第八條第三項、第九條、第十條、第十二條乃至第十五條ニ違背シタルモノハ科料ニ處ス
- 附則
- 第十八條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 - 第十九條 藥劑師法施行前藥局開設ノ届出ヲ爲シ現ニ營業スルモノハ本令公布ノ日ヨリ三ヶ月以内ニ規則第九條ノ規定ニ依リ届出ヲ爲スヘシ
 - 第二十條 本令施行前藥劑師ノ免許證(藥劑師免狀及藥劑師開業免狀以下之ニ依リ)ヲ受ケタルモノニシテ現ニ管内ニ居住スルモノハ本令公布ノ日ヨリ三ヶ月以内ニ本籍住所、氏名、生年月日ヲ記載シ免許證寫ヲ

製造年月日	藥品名	同上原料品名	數	量

●藥劑師法令取扱手續

訓令乙第一三三號(昭和四年四月四日)

藥劑師法令取扱手續左ノ通定ム

- 第一條 藥劑師法施行規則(以下單ニ規則ト稱ス)第一條ノ申請書ヲ受理シタルトキハ左記各款ヲ調査シ意見ヲ附シ進達スヘシ
- 一、申請書ニハ藥劑師法第二條第二項及規則第一條並同法施行規則(以下單ニ細則ト稱ス)第一條ノ事項ヲ具備スルヤ否
 - 二、登録稅法第八條ニ依ル收入印紙ヲ添附シアルヤ否
 - 三、申請書記載事項ハ戶籍謄本又ハ抄本若ハ資格證書ト符合スルヤ否
 - 四、藥劑師法第三條及第四條ニ該當スルモノニ非サルヤ否
 - 五、資格證書寫ト本證書ヲ對照シ正當ナリト認メタルトキハ其ノ餘白ニ本證書檢閱簿ノ旨朱記シ取扱者署名捺印シ本證書ハ直ニ返附スヘシ
- 第二條 規則第三條ノ申請書ヲ受理シタルトキハ同條所定事項並規則第一條ノ事項ノ完備スルヤ否ヲ調査シ前條二號乃至四號及前項ニ依リ處理シ進達スヘシ

醫務部 藥事課

記事	異動	藥劑師名簿	登載年月日	消滅年月日	事由	再許年月日	再許事由	再許年月日	再許事由	再許年月日	再許事由
			氏名	生年月日	藥局所在地	藥局名	氏名	生年月日	藥局所在地	藥局名	
		静岡縣									

訂(静岡令一五八號)

資格	資格取得年月	本籍	住所	族稱
	年 月			
	年 月 日			
	年 月 日			

- 二條ノ事項ノ完備スルヤ否ヲ調査シ前條二號乃至四號及前項ニ依リ處理シ進達スヘシ
- 第三條 規則第四條ノ申請書ヲ受理シタルトキハ同條及規則第三條ノ事項ノ完備スルヤ否ヲ調査シ且其ノ事實ヲ調査シ進達スヘシ
- 第四條 規則第六條ノ申請書ヲ受理シタルトキハ同條及規則第四條ノ事項ノ完備スルヤ否ヲ調査シ進達スヘシ
- 第五條 規則第六條及第七條ノ申請書ヲ受理シタルトキハ申請書ノ完備スルヤ否ヲ調査シ進達スヘシ
- 第六條 規則第十一條ノ事故發生シタルトキハ其ノ事實ヲ調査シ速ニ報告スヘシ
- 第七條 規則第十二條ノ届書ヲ受理シタルトキハ書類ノ完備及同條二號乃至四號ノ事項ヲ調査シ且見分テ違ケ意見ヲ附シ進達スヘシ之カ異動届ニ付亦同シ
- 第八條 警察部及警察署ニハ別記様式ノ藥劑師名簿ヲ備へ異動ノ都度之ヲ整理スヘシ

訂(静岡令一五七號)

●藥劑師會令施行細則

縣令第三十一號(昭和四年四月二日)

藥劑師會令施行細則左ノ通定ム

- 第一條 藥劑師會令(以下單ニ會令ト稱ス)第八條ノ規定ニ依ル設立認可ヲ申請セムトスルトキハ會則案ノ外議事録寫其ノ他參考トナルヘキ書類ヲ添附スヘシ
- 會令第十二條ノ規定ニ依ル會則變更ノ認可申請ヲナサムトスルトキ亦同シ
- 第二條 藥劑師會成立シタルトキハ十日以内ニ事務所ノ位置ヲ知事二届出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ
- 第三條 藥劑師會總會ヲ開カムトスルトキハ開會ノ日時場所及議案ヲ添へ開會七日以前ニ知事二届出ツヘシ但シ緊急開會ノ場合ハ直チニ届出ツヘシ
- 第四條 藥劑師會總會ヲ終リタルトキハ十日以内ニ議事録寫ヲ添へ其ノ議決事項ヲ知事二届出ツヘシ
- 第五條 藥劑師會ハ毎年度開始前豫算ヲ議決シ決算書財産目録及前年度

會務ノ狀況ト共ニ知事ニ届出ツヘシ

豫算ヲ更正シ又ハ追加豫算ヲ議決シタルトキハ其ノ都度知事ニ届出ツヘシ

第六條 藥劑師會ニ於テ左ノ事項ヲ議決シタルトキハ其ノ議事録寫ヲ添附シ知事ノ認可ヲ受クヘシ

一 財産又ハ營造物ノ處分(會令第二十九條ノ財産處分ニ付テハ會令ノ定ムル所ニ依ル)

二 業務ニ關スル規定

第七條 藥劑師會ニ於テ左ノ事項ヲ施行シタルトキハ其ノ成績ヲ年度經過後一ヶ月以内ニ知事ニ届出ツヘシ

一 藥事衛生ノ研究又ハ施設ニ關スル事項

二 施藥ニ關スル事項

第八條 會令第十七條第三項ノ規定ニ依リ役員ノ届出ヲ爲ス場合ハ其ノ住所ヲ記入スヘシ

第九條 藥劑師會ノ總會ニハ當該官吏ヲ臨監セシムルコトアルヘシ

第十條 會令及本令ノ規定ニ依リ提出スル書類ハ總テ事務所所在地所轄警察署ヲ經由スヘシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●藥種商製藥者取締細則

縣令第三十四號(明治四十一年三月二十日)

藥種商製藥者取締細則左ノ通り定ム

第六條 製藥者ハ豫メ製造所ノ位置ヲ當廳ニ届出ツヘシ但變更若クハ廢止シタルトキハ十日以内ニ届出ツルコトヲ要ス

第七條 藥種商ハ毒藥、劇藥ノ封緘又ハ容器ヲ開キ若クハ變更スルコトヲ得ス

第八條 藥種商ハ毒藥、劇藥ヲ除ク外藥品ノ容器ヲ變更シタルトキハ其ノ新ナル容器ニハ封緘ヲ爲スヘシ製藥者自己ノ製造シタル藥品ニ付キ亦同シ

但衛生試驗所若クハ藥劑師、化學者、會社等ニシテ醫藥用藥品ノ検査證明ヲ義務トスル者ノ検査ヲ受ク其ノ封緘アルモノハ此ノ限ニアラス

第九條 藥品ノ封緘ニ用ユル封緘紙ハ豫メ當廳ニ届出ツヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

封緘紙ハ衛生試驗所ノ検査印紙ニ紛ハシキモノヲ用ユルコトヲ得ス

第十條 藥種商、製藥者ハ醫藥用藥品ト醫藥用外藥品トヲ區別シテ貯藏陳列シ工業用藥品ハ容器又ハ包紙ニ其ノ旨ヲ明記スヘシ

第十一條 製藥者ハ帳簿ヲ備ヘ製藥ノ都度記入シ毎年一月三十一日迄ニ前年製造セシ藥品ノ名稱、數量ヲ取調ヘ當廳ニ届出ツヘシ但帳簿ハ三年間之ヲ保存スヘシ

第十二條 藥劑師ニシテ藥局ヲ開設セス單ニ藥品ノ製造又ハ販賣ヲ爲サムトスルトキハ本則第一條ノ手續ニ準シ免狀寫ヲ添ヘ當廳ニ届出ツヘシ本則第二條第四條第六條第八條第九條第十條第十一條ノ規定ハ前項ノ藥劑師ニ之ヲ準用ス

第十三條 藥種商指定藥品ノ販賣授與ヲ廢止シタルトキハ十日以内ニ當

●藥種商製藥者取締細則

第一條 藥種商、製藥者ノ免許證札ヲ受ケムトスル者ハ族籍、住所、氏名、生年月日ヲ詳記シ(法人ニ在テハ其名稱事務所所在地代)履歷書ヲ添ヘ當廳ニ届出ツヘシ(表者ノ氏名ヲ記シ定款ヲ添付スヘシ)

前項ノ出願者ニ對シテハ左記事項ヲ試問スルコトアルヘシ

一 藥品ノ種別

二 藥品營業並藥品取扱規則ノ大意

第二條 藥種商、製藥者支店ヲ設ケムトスルトキハ管理人ヲ定メ其ノ履歷書ヲ添ヘ當廳ニ届出ツヘシ管理人ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第三條 藥種商、製藥者其ノ支店ヲ廢止シタルトキハ十日以内ニ當廳ニ届出ツヘシ

第三條 藥種商、製藥者免許證札ヲ毀損亡失シ又ハ鑑札記載ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ事由ヲ記シ十日以内ニ再下付又ハ訂正ヲ當廳ニ願出ツヘシ

第四條 藥種商、製藥者他管下ニ移轉セムトスルトキハ其ノ移轉前ニ廢業、死亡、失跡シタルトキハ十日以内ニ當廳ニ届出免許證札ヲ返納スヘシ但死亡、失跡ノ場合ハ戸籍法ニ依ル届出義務者ヨリ其ノ手續ヲ爲スヘシ

管内ノ移轉ニ係ルトキハ十日以内ニ其ノ旨届出ツヘシ

第五條 藥種商、製藥者ハ左記ノ標札ヲ店頭ニ掲クヘシ

鑑札番號	免許年月日
静岡縣免許	藥種商(製藥者)
住所	氏名
寸	八

訂(静岡令一五七號)

訂(静岡令一五七號)

應ニ届出ツヘシ

第十四條 本則第二條乃至第十三條ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス但本則ニ違背シタル行爲ニシテ他ノ法令ニ處罰ノ規定アルモノハ其規定ニ依ル

第十五條 明治二十二年三月法律第十號藥品營業並藥品取扱規則明治四十年十二月内務省令第二十七號並本則ニ依リ當廳ニ差出スヘキ願届書ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

附則

第十六條 明治二十三年二月本縣縣令第八號藥種商製藥者取締細則ハ之ヲ廢止ス

第十七條 本則施行以前當廳ヨリ免許證札ヲ得タル者及明治二十三年二月本縣縣令第八號藥種商製藥者取締細則第六條第十二條ニ依リ届出ヲ爲シタル製藥者藥劑師ハ本則ニ依リ免許證札ヲ得又ハ届出ヲ爲シタル者ト見做ス但支店ニ付テハ管理人ヲ定メ當廳ノ許可ヲ受クヘシ

●藥種商製藥者取締細則取扱心得

訓令乙第二〇九號(明治四十一年三月二十八日)

警察署 (警察分署)

藥種商製藥者取締細則取扱心得左ノ通り相定ム

藥種商製藥者取締細則取扱心得

第一條 細則(藥種商製藥者取締細則)ヲ云フ以下做之(第一條ニ依リ願出アリタルトキハ願出人藥品取扱ニ關スル素養ノ有無並私ニ醫藥若ハ調劑等ヲ爲スノ虞ナキヲ其他弊害ノ有無ヲ調査ノ上其狀況ヲ詳記シ意見

ヲ具シテ進達スヘシ

第二條 支店ヲ設ケ又ハ管理人ノ變更ヲ願出タルトキハ本支店ノ關係並其管理人ハ藥品取扱ニ關スル案卷アルトキ否其他前條ニ依リ調査取扱ヲ爲スヘシ

第三條 細則第八條ノ封緘紙ニハ其ノ據ル處ノ藥局方名藥品名及自己ノ住所氏名生年月日ヲ記載セシムヘシ

格魯兒酸加溜謨賣買授與ニ關スル件

縣令第八十八號(明治二十二年十一月八日)

沿革 明治二十六年縣令第六〇號改正

醫師歐陽藥劑師藥種商製藥者ニアラスシテ格魯兒酸加溜謨(鹽基酸加溜謨又ハ鹽酸加里)ヲ賣買授受スルトキハ豫メ其斤量及需用ノ目的ヲ明記シ左ノ書式ニ從ヒ賣主授主ノ所轄警察署分署ニ届出認可ヲ受クヘシ但警察官ハ隨時其現品ヲ検査スルコトアルヘシ

前項ノ手續ニ違反シ賣買授受ヲ爲シタルモノハ壹圓以上壹圓九拾五錢以下ノ料科又ハ三日以上十日以下ノ拘留ニ處ス

本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

(書紙 用紙左東又ハ美濃紙)

格魯兒酸加溜謨 斤量 右ハ(醫業)(工、職用等何々)必要ニ付前書ノ斤量(賣買)(授受)致度御認可被成下度候也

年月日

本籍何府何市郡何町何番地族籍

現住所何府何市郡何町何番地

(買主)(受主) 氏

年 齡

(賣主)(授主) 氏

年 齡

訂(縣令一五七號)

警察署受宛

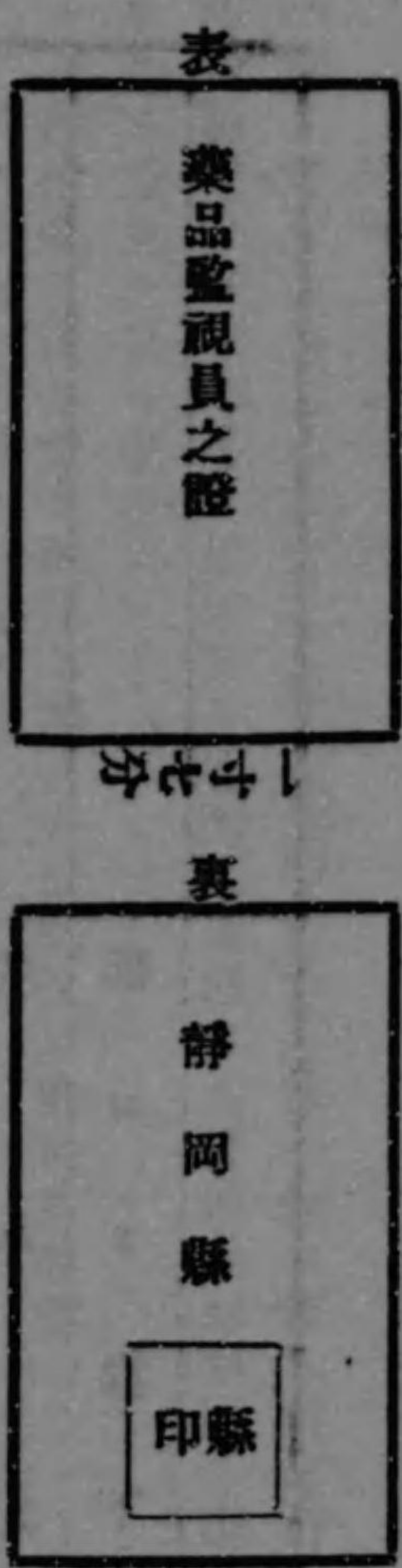
藥品監視員巡視ノ際携帯ノ證票

告示第十三號(明治二十三年三月一日)

明治二十二年三月法律第十號藥品營業並藥品取扱規則第三十八條ニ依リ監視員巡視ノ際左ノ證票ヲ携帯セシム

紙製

一 曲尺二寸二分



阿片法施行細則

縣令第五十二號(大正八年十月二十二日)

沿革 昭和四年一〇月縣令第八一號改正

阿片法施行細則左ノ通定ム

阿片法施行細則

第一條 阿片法施行規則(以下單ニ規)

年十一月三十日迄トス

第二條 阿片法第二條ノ納付期日ハ毎年九月末日迄トス

第三條 醫藥用阿片販賣人ノ指定ヲ受ケムトスル者ハ本籍、住所、生年月日及營業所ヲ記シ藥劑師免狀藥種商免許證寫ヲ添ヘ知事ニ願出ツヘ

指定ノ效力ヲ失フ

第十二條 醫藥用阿片販賣人其ノ營業所ヲ他ノ市町村ニ移シタルトキハ

第十三條 規則第二十二條ニ依リ醫藥用阿片販賣人ノ備フヘキ帳簿ハ別記第一號様式ニ依ルヘシ

第十四條 規則第二十一條第二十二條ニ依リ備ヘタル帳簿ハ使用開始前所轄警察官署ノ檢印ヲ受クヘシ

第十五條 阿片ニ關スル法令ニ依リ當廳ニ提出スヘキ願書及物品ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第十六條 本令第四條第八條第十條第十一條第十四條ニ違背シタル者ハ科料ニ處ス

附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
大正六年十月十日靜岡縣令第三十八號阿片納付期日ニ關スル件ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第一號様式
醫藥用阿片受拂簿
受入

年	月	日	受	入	先	容	器	種	類	數	量
			前	年	越	何	何	何	何	何	何
			縣	ヨ	リ	拂	下	何	何	何	何

年	月	日	拂			住	所	職	業	氏	先	名	細則第八條 記入欄	出		殘		高	
			郡市町村	字	名									何	何	何	何		何
			郡市町村	字	名								何	何	何	何	何	何	

訂(靜岡令一六一號)

訂(靜岡令一一二號)(三版)

●阿片法令取扱手續

訓令乙第三九四號(大正八年十月二十二日)

沿革 大正一二年訓令乙第二七九號改正

警察署(警察分署)

阿片法令取扱手續左ノ通定ム

阿片法令取扱手續

第一條 阿片法施行規則(以下單ニ規則ト記ス)第一條ニ依リ阿片製造許可申請アリタルトキハ規則第一條所定事項ノ當否並左記事項ヲ調査シ許可ノ意見ヲ具シ進達スヘシ

一、性行並既往ニ於テ阿片ニ關スル反則又ハ前科ノ有無

第二條 醫藥用阿片販賣人ノ指定ヲ願出タルトキハ阿片法施行規則(以下單ニ規則ト記ス)第三條所定事項ノ當否並左記事項調査進達スヘシ

一、性行來歴並既往ニ於テ阿片ニ關スル反則又ハ前科ノ有無

二、資産信用ノ程度

三、營業所地方ニ於ケル藥劑師又ハ藥種商中營業高ノ順位

四、醫藥用阿片販賣人トシテ購求者ノ地理上其ノ他ノ便否ニ就キ郡市醫師會長ノ意見

第三條 政府ニ納付スヘキ阿片ヲ受理シタルトキハ納付者ノ封緘ノ儘遲滞ナク當廳ニ進達スヘシ

第四條 警察官署ニ於テ規則第八條第一項又ハ第九條ニ依リ證明ノ申請ヲ受ケタルトキハ使用ノ目的ニ僞リナキヤ等ヲ調査シ五十五瓦ヲ超ユルトキハ之ヲ當廳ニ進達シ五十五瓦以下ナルトキハ該賣渡請求書ノ餘白ニ賣渡シ差支ナキ旨記入シ捺印證明スヘシ

第十三編 衛生 第三章 藥事

警察官署ニ於テハ第一號様式醫藥用阿片賣渡證明簿ヲ備ヘ置キ前項證明ヲナシタル都府之ヲ記入スヘシ

第五條 警察官署ニ於テ前條ノ證明ヲ拒否セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ警察部長ニ稟議スヘシ

第六條 醫藥用阿片販賣人ヨリ阿片法第六條第二項ニ依リ許可申請書ヲ受理シタルトキハ左ノ事項ヲ調査副申スヘシ

一、同一目的ニ於テ既往一ケ年間ニ使用シタル數量

二、已往及現在ノ營業狀態ニ對照シ願出記載事項ノ當否

第七條 細則第十一條ノ届書ヲ受理シタルトキハ速ニ前後ノ事情及其ノ數量等實地臨檢ノ上詳細調査ヲ遂ケ副申スヘシ

第八條 阿片法第十三條ノ事實發生シタル場合ハ左記事項ヲ具シ遲滞ナク知事ニ報告スヘシ

一、違背ノ事實

二、犯行ノ動機及其ノ影響

三、處分ノ結果

四、許可又ハ指定取消處分ノ要否ニ關スル意見

第九條 細則第十二條ノ事實發生シタルトキハ其ノ移轉先並ニ移轉理由等ヲ調査シ遲滞ナク當廳ニ報告スヘシ

第十條 阿片製造人醫藥用阿片販賣人死亡廢業シ又ハ指定ノ取消ヲ受ケタルトキハ速ニ既製阿片又ハ販賣殘餘ノ醫藥用阿片ノ有無ヲ實査シ所定ノ手續ヲナサシムヘシ

第十一條 警察官署長ニ於テハ毎月一回以上醫藥用阿片販賣人ノ帳簿ヲ檢閲シテ販賣ノ狀況ヲ監査スヘシ

第十二條 警察官署ニ於テ所轄内ニ阿片製造人ノ許可アリタルトキハ第一號様式ニ依リ阿片製造人臺帳ヲ備ヘ内容ノ異動ヲ其都府記入スヘシ

十二ノ一

左記賣藥行商届濟ナルコトヲ證ス

大正 年 月 日

靜 岡 縣

臨 印

表

方 名	賣 藥 營 業 者	同 上	營 業 所	届 行 商 年 月 日

(尺曲) 寸 五 横

方 名	賣 藥 營 業 者	同 上	營 業 所	届 行 商 年 月 日

訂(靜岡令二七號)三版

表

訂(靜岡令二七號)三版

凡 例

第三號雜形

行商者ノ種類ヲ明ニスル爲メ其ノ氏名ノ上ニ賣藥營業者、賣藥請賣營業者又ハ此等ノ者ノ賣子タルコトヲ記載スルコト

縦二尺五寸以上 横七寸以上 (曲尺)

賣 藥 營 業 所
氏 名
(法人ナルトキ)
(ハ其ノ名稱)

賣 藥 請 賣 營 業 所
氏 名
(法人ナルトキ)
(ハ其ノ名稱)

第一號樣式

賣藥調製(輸入、移入)販賣免許申請書

- 一、方名
 - 一、原料品名及其分量
 - 一、調製ノ方法、用法並用量
 - 一、效能
 - 一、主ナル營業所
- 右賣藥調製(輸入、移入)販賣致度候ニ付免許相成度別紙資格證明書相添及申請候也

年月日 住所 氏名 名印 年月生

(法人ナルトキハ其ノ名稱)

静岡縣知事宛

注意

- 一、日本藥局方ニ記載セサル原料品ヲ使用セムトスルトキハ其ノ見本品ヲ提出スルコト
 - 一、本縣下ニ設置シタル營業所ニシテ本申請書ニ其ノ場所ヲ記載セシモノハ其ノ分ニ限リ賣藥法第三條規定ノ届出アリタルモノト看做ス
 - 一、浴劑ニ關シテハ本申請書樣式ニ準シ調製ノコト
- 賣藥調製(輸入、移入)免許事項變更免許申請書

第二號樣式

一、方名

- 一、原料品名及其分量
 - 一、調製ノ方法、用法並用量
 - 一、效能
 - 一、調製
 - 一、輸入免許年月日
 - 一、營業所
- 右賣藥左記ノ通變更致度候ニ付免許相成度及申請候也

年月日 住所 氏名 名印

(法人ナルトキハ其ノ名稱)

静岡縣知事宛

注意

- 一、方名ヲ變更セムトスル場合ハ免許證ヲ添付スルコト
 - 一、方名ノミノ變更ノ場合ハ本申請書樣式中原料品名以下效能ニ至ル事項ノ記載ヲ要セス
- 第三號樣式
- 賣藥免許證記載事項變更ニ付書換申請書
- 一、方名
 - 一、變更事由
- 住所ノ移轉 改氏名 (法人ナルトキハ改稱) 生年月ノ錯誤訂正

訂(静岡令二七號)三版

訂(静岡令三二號)三版

一、變更事由ノ發生シタル年月日

住所 氏名 名印 年月生

(法人ナルトキハ其ノ名稱)

静岡縣知事宛

注意

- 一、方名ノ變更ハ第二號樣式ニ依ルモノトス
- 第四號樣式(譲受人又ハ相續人ノ)
- 賣藥免許證受(相續)ニ付免許證書換申請書

年月日 住所 氏名 名印

静岡縣知事宛

注意

- 一、方名
 - 一、免許年月日
 - 一、免許ヲ受ケタル者ノ氏名(法人ナルトキハ其ノ名稱)
 - 一、原料品名及其分量
 - 一、調製ノ方法、用法並用量
 - 一、效能
 - 一、讓受(相續)ノ年月日及其ノ事由
- 右賣藥讓受(相續)候ニ付免許證書換下付相成度別紙資格證明書及免許

第十三編 衛生 第三章 藥事

静岡縣知事宛

第六號樣式

賣藥營業所設置屬

- 一、營業所(販賣所又ハ調製所ノ別立主タル營業所共)
- 一、設置年月日

年月日
住 所
氏 名印
年月生

(法人ナルトキハ其ノ名稱)

靜岡縣知事宛

注 意

- 一、他ノ道府縣ノ賣藥營業者ニシテ本縣下ニ營業所ヲ設ケタル場合ハ當該營業所ニ於テ調製又ハ販賣スヘキ賣藥種類ヲ本屆書ニ併記シ且其ノ免許證寫ヲ添付スルコト

第七號樣式

賣藥營業所變更(廢止)屆

- 一、營業所ノ名稱(販賣所又ハ調製所)
- 一、變更ノ事實
- 一、變更ノ事實發生年月日
- 一、營業所ノ廢止(營業所ノ位置並販賣所、調製所及主タル營業所ノ別ヲ記載スルコト)
- 一、廢止ノ年月日

住 所
氏 名印

年月日

靜岡縣知事宛

注 意

- 一、本樣式中變更ノ事實トハ二ヶ所以上ノ營業所ヲ有スル場合ニ於テ主タル營業所ヲ他ノ營業所ニ移シ又ハ調製所ヲ販賣所トシ販賣所ヲ調製所トスルノ類ヲ云フ

第八號樣式

藥劑師使用屆

- 一、賣藥營業所
- 一、藥劑師ノ住所氏名
- 一、雇入年月日

年月日
住 所
氏 名印

(法人ナルトキハ其ノ名稱)

靜岡縣知事宛

注 意

- 一、本樣式中ノ賣藥營業所トハ藥劑師ヲ使用スル營業所ヲ云フ

第九號樣式

藥劑師異動屆

訂(醫藥令三二條)三版

訂(醫藥令三二條)三版

注 意

- 一、毀損ノ場合ハ免許證ヲ添付スルコト
- 一、亡失シタル免許證發見シタルトキハ直ニ提出スルコト

第十一號樣式

賣藥營業廢業屆

- 一、方 名
- 一、廢業年月日
- 一、營業所(調製所、販賣所、主從營業所共)
- 一、廢業候ニ付免許證相添及届出候也

年月日
住 所
氏 名印

(法人ナルトキハ其ノ名稱)

靜岡縣知事宛

第十二號樣式

賣藥請賣營業屆

- 一、營業所
- 一、營業所ニ於テ賣藥請賣營業致度ニ付及届出候也

年月日
住 所
氏 名印

(法人ナルトキハ其ノ名稱)

十六ノ五

第六號樣式

賣藥營業所設置屬

- 一、營業所(販賣所又ハ調製所ノ別立主タル營業所共)
- 一、設置年月日

年月日
住 所
氏 名印
年月生

(法人ナルトキハ其ノ名稱)

靜岡縣知事宛

注 意

- 一、他ノ道府縣ノ賣藥營業者ニシテ本縣下ニ營業所ヲ設ケタル場合ハ當該營業所ニ於テ調製又ハ販賣スヘキ賣藥種類ヲ本屆書ニ併記シ且其ノ免許證寫ヲ添付スルコト

第七號樣式

賣藥營業所變更(廢止)屆

- 一、營業所ノ名稱(販賣所又ハ調製所)
- 一、變更ノ事實
- 一、變更ノ事實發生年月日
- 一、營業所ノ廢止(營業所ノ位置並販賣所、調製所及主タル營業所ノ別ヲ記載スルコト)
- 一、廢止ノ年月日

住 所
氏 名印

年月日

靜岡縣知事宛

注 意

- 一、本樣式中變更ノ事實トハ二ヶ所以上ノ營業所ヲ有スル場合ニ於テ主タル營業所ヲ他ノ營業所ニ移シ又ハ調製所ヲ販賣所トシ販賣所ヲ調製所トスルノ類ヲ云フ

第八號樣式

藥劑師使用屆

- 一、賣藥營業所
- 一、藥劑師ノ住所氏名
- 一、雇入年月日

年月日
住 所
氏 名印

(法人ナルトキハ其ノ名稱)

靜岡縣知事宛

注 意

- 一、本樣式中ノ賣藥營業所トハ藥劑師ヲ使用スル營業所ヲ云フ

第九號樣式

藥劑師異動屆

訂(醫藥令三二條)三版

訂(醫藥令三二條)三版

注 意

- 一、毀損ノ場合ハ免許證ヲ添付スルコト
- 一、亡失シタル免許證發見シタルトキハ直ニ提出スルコト

第十一號樣式

賣藥營業廢業屆

- 一、方 名
- 一、廢業年月日
- 一、營業所(調製所、販賣所、主從營業所共)
- 一、廢業候ニ付免許證相添及届出候也

年月日
住 所
氏 名印

(法人ナルトキハ其ノ名稱)

靜岡縣知事宛

第十二號樣式

賣藥請賣營業屆

- 一、營業所
- 一、營業所ニ於テ賣藥請賣營業致度ニ付及届出候也

年月日
住 所
氏 名印

(法人ナルトキハ其ノ名稱)

十六ノ五

第十三號樣式

賣藥請賣營業廢業屆

- 一、營業所
 - 一、廢業年月日
- 右及届出候也

年 月 日

警察(分)署長宛

住 所 氏 名 印
 (法人ナルトキハ其ノ名稱)

第十四號樣式

賣藥請賣營業ニ關スル異動屆

- 一、營業所ノ移轉新舊
- 一、住 所ノ移轉新舊
- 一、改氏名(法人ナルトキハ改稱)新舊
- 一、異動ノ事由發生シタル年月日

年 月 日

警察(分)署長宛

住 所 氏 名 印
 (法人ナルトキハ其ノ名稱)

- 一、他ノ警察官署所管ニ移轉シタルトキハ双方ニ届出タルコト

注 意

第十五號樣式ノ一

賣藥行商届

- 一、方 名
 - 一、賣藥營業者氏名(法人ナルトキハ其ノ名稱)
 - 一、同上營業所
- 右賣藥行商致度ニ付及届出候也

年 月 日

住 所 氏 名 印
 賣藥營業者(賣藥請賣)氏
 年 月 生

警察(分)署長宛

第十五號樣式ノ二

賣藥行商届

- 一、方 名
 - 一、賣藥營業者氏名(法人ナルトキハ其ノ名稱)
 - 一、同上營業所
- 右賣藥左記ノ者ヲシテ行商セシメ度ニ付及届出候也

年 月 日

住 所 氏 名 印
 賣藥營業者(賣藥請賣)氏
 (法人ナルトキハ其ノ名稱)

警察(分)署長宛

左 記

住 所

訂(辨問令二七號)三版

第十三號樣式

賣藥請賣營業廢業屆

- 一、營業所
 - 一、廢業年月日
- 右及届出候也

年 月 日

警察(分)署長宛

住 所 氏 名 印
 (法人ナルトキハ其ノ名稱)

第十四號樣式

賣藥請賣營業ニ關スル異動屆

- 一、營業所ノ移轉新舊
- 一、住 所ノ移轉新舊
- 一、改氏名(法人ナルトキハ改稱)新舊
- 一、異動ノ事由發生シタル年月日

年 月 日

警察(分)署長宛

住 所 氏 名 印
 (法人ナルトキハ其ノ名稱)

- 一、他ノ警察官署所管ニ移轉シタルトキハ双方ニ届出タルコト

注 意

訂(辨問令三〇號)三版

住 所 氏 名 印
 (法人ナルトキハ其ノ名稱)

警察(分)署長宛

注 意

第十八號樣式

賣藥行商届濟證毀損(亡失)届

- 一、異動事項トハ賣藥行商届濟證記載事項ノ變更ヲ云フ
 - 一、方 名
 - 一、賣藥營業者氏名(法人ナルトキハ其ノ名稱)
 - 一、毀損又ハ亡失覺知ノ年月日
- 右届濟證毀損(亡失)シタルニ付及届出候也

年 月 日

住 所 氏 名 印
 (法人ナルトキハ其ノ名稱)

警察(分)署長宛

注 意

- 一、行商者賣子ナルトキハ其住所氏名生年月日ヲ附記スルコト
- 一、届濟證毀損ノ場合ハ添付スルコト
- 一、届濟證發見シタルトキハ直ニ返納スルコト

第十七號樣式

賣藥行商異動届

- 一、異動事項
 - 一、異動事項ノ發生年月日
- 右及届出候也

記スルコト

一、賣子ヲシテ行商セシメ居リタルモノハ其旨竝ニ賣子ノ氏名ヲ附

警察(分)署長宛

注 意

住 所 氏 名 印
 (法人ナルトキハ其ノ名稱)

右賣藥行商廢止候ニ付届濟證相添ヘ及届出候也

一、廢止年月日

一、方 名

第十六號樣式

賣藥行商廢止届

住 所 氏 名 印
 年 月 生 名
 住 所 氏 名 印
 年 月 生 名

住 所

年 月 生 名

賣藥部外製劑取締規則

縣令第十六號(明治四十三年二月二十五日)

明治二十年七月

賣藥部外製劑取締規則左ノ通改正ス

第一條 賣藥部外製劑ト稱スルハ治病ノ目的ニアラサル左記各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ

- 一 防腐、防臭、矯味、消澄ニ用ユルモノ
- 二 蛋、虱、蚊、蠅、鼠其ノ他有害ノ動物ヲ殺シ又ハ驅除ニ用ユルモノ
- 三 染髮、毛生、涅齒ニ用ユルモノ
- 四 齒磨、石鹼、化粧品等ニ用ユルモノ

第二條 前條ノ製劑ヲ販賣セムトスル者ハ劑名、原品、分量、製法、用法、用量、效能等ヲ詳記シ原品及製劑ヲ添ヘ所轄警察官署ヲ經テ當廳ニ出願證札ヲ受ケヘシ其ノ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ但シ劑名、用法、用量、效能ノ變更ニハ原品並製劑ノ添付ヲ要セス

他府縣ニ於テ許可ヲ得タル製劑ト雖本縣内ニ於テ製劑販賣セムトスル者ハ前項ニ依リ其ノ手續ヲ爲スヘシ

第三條 許可シタル製劑ト雖危害アリト認メタルトキハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第四條 許可ヲ得タル製劑ニハ劑名、用法、用量、效能及製劑、販賣者ノ住所、氏名ヲ記載シ封緘ヲ爲スニアラサレハ販賣スルコトヲ得ス但シ製造販賣ノ方法ニ依リ封緘ヲ要セサル者ハ本則第二條ニ準シ認可ヲ受ケヘシ

前項ノ製劑又ハ他府縣ニ於テ許可ヲ得タル製劑ヲ本縣内ニ於テ請賣者ハ行商セムトスルトキハ製劑販賣者ノ住所氏名及劑名等ヲ記シ所轄警察官署ニ届出ツヘシ但シ製劑販賣者又ハ請賣者自ラ行商セムトスルトキハ其ノ旨届出ツヘシ

第五條 製劑販賣者廢業又ハ他府縣ニ轉住シタルトキハ本人ヨリ失踪若ハ死亡シタルトキハ戶籍法ニ依リ届出義務者ヨリ十日以内ニ所轄警察官署ヲ經テ當廳ニ届出テ證札ヲ返納スヘシ

第六條 請賣者、行商者ニシテ住所氏名ヲ變更シ又ハ廢業シタルトキハ本人ヨリ失踪若ハ死亡シタルトキハ戶籍法ニ依リ届出義務者ヨリ十日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第七條 證札ヲ毀損亡失シ又ハ證札面ニ異動ヲ生シタルトキハ十日以内ニ所轄警察官署ヲ經テ届出テ再下付又ハ書換テ請フヘシ

第八條 警察官署ニ於テ製品試驗ノ爲ニ必要ト認ムルトキハ所要ノ分量ヲ收去スルコトアルヘシ

第九條 警察官吏、衛生技術員ハ隨時製劑所店舗又ハ途中ニ於テ製品並證札ノ検査ヲ爲スコトアルヘシ

第十條 營業者未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本則ノ罰則ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ハ此限ニ在ラス

第十一條 製劑販賣者、請賣者、行商者ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタルトキハ製劑販賣者、請賣者、行商者其ノ責任ヲ法人ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタルトキハ法人ノ代表者其ノ責任ヲ任ス

訂(新四令二七號)三版

第十二條 未成年者、禁治產者ノ願届ニハ法定代理人、準禁治產者、妻ノ願届ニハ保佐人又ハ夫ノ連署ヲ要ス但シ民法第十七條ノ場合ハ此限ニ在ラス

第十三條 本則第二條ニ違背シタル者ハ二十日以下ノ拘留又ハ十五圓以下ノ科料ニ處シ第四條乃至第七條ニ違背シタル者ハ十圓以下ノ科料ニ處シ第九條ノ検査ヲ拒ミタル者ハ五日以下ノ拘留又ハ五圓以下ノ科料ニ處ス

第十四條 明治二十年七月縣令第五十九號賣藥部外製劑販賣取締規則ニ依リ當廳ヨリ免許證札ヲ得タル者又ハ同則第三條第二項ニ依リ届出ヲ爲シタル者ハ本則ニ依リ免許證札ヲ得又ハ届出ヲ爲シタル者ト見做ス

賣藥部外製劑販賣取締規則取扱心得

訓令乙第五三九號(明治四十一年十月八日)

- 第一條 警察官署ニ於テハ別記様式ニ依リ營業者名簿ヲ調製スヘシ
- 第二條 營業其他願届アリタルトキハ相當調査ヲ遂テ意見アルモノハ之ヲ具シテ進達シ請賣行商ニ關シテハ相當調査ノ上之ヲ營業者名簿ニ登錄スヘシ

(様式略ス)

賣藥部外品其ノ他ニ關スル手数料徴收規定

縣令第二十號(明治四十四年三月三日)

第一條 賣藥部外品其ノ他ニ關スル手数料徴收規定

一、賣藥部外品免許手数料 一方ニ付 金貳拾錢

一、賣藥部外品免許證札名義書換及再渡手数料 一同ニ付 金拾錢

一、製劑及按摩術「マツサー」術柔道整復術免許試驗手数料 各 金壹圓

一、製劑及按摩術柔道整復術免許手数料 各 金五拾錢

一、製劑及按摩術柔道整復術免許證札再渡手数料 各 金貳拾錢

一、按摩術「マツサー」術免許手数料 各 金貳拾錢

一、按摩術「マツサー」術免許證札再渡手数料 各 金拾錢

一、看護婦(看護婦規則ノ準用ヲ受ケルモノ)手数料 金壹圓

一、看護婦(看護婦規則ノ準用ヲ受ケルモノ)再渡手数料 金五拾錢

一、看護婦(看護婦規則ノ準用ヲ受ケルモノ)再渡手数料 金貳拾錢

一、產婆試驗手数料 金壹圓

一、產婆名簿原本手数料 金五拾錢

第二條 手数料ハ出願ノ際ニ之ヲ徴收ス其ノ既ニ徴收シタルモノハ之ヲ還付セス

本令ハ明治四十四年四月一日ヨリ施行ス

● 飲食物並ニ玩弄品著色料規則

甲第八號(明治十六年二月五日)

飲食物並ニ玩弄品著色料規則左ノ通相定候條此旨布達候事
但明治十一年本縣甲第五十四號布達ハ廢止トス

第一條 飲食物並ニ玩弄品著色料規則
料ニ限レヘシ

第二條 左ニ列記スル十九種ハ飲食物及ヒ玩弄品ニ用ユルモノニシテ此
品料ノ内調査シ用ユルモ妨ケナシ

- 赤色ノ部
 - 一 ベンガラ (一名鐵丹即チ第二酸化鐵)
 - 一 猩燕脂 (コセニールヲ以テ製スルモノ)
 - 一 茜草 (俗名アカネ)
 - 一 蘇木 (俗名スアブ)
 - 一 日本紅 (管紅染紅類即チ紅花ヲ以テ製スルモノ)
 - 黃色ノ部
 - 一 黃柏 (俗名キハダ)
 - 一 山梔子 (俗名クチナシ)
 - 一 桶皮 (俗名ズミ山梨ノ皮ヲ以テ製スルモノ)
 - 一 鬱金 (鬱金根ヨリ製スルモノ)
 - 青色ノ部
 - 一 日本藍 (藍玉藍紙類ニシテ藍葉ヲ以テ製スルモノ)

訂(靜岡令一三二號)

- 一 生藍 (藍葉ヨリ製スルモノ)
- 綠色ノ部
 - 一 青粉 (野菜並ニ海草ヲ以テ製スルモノ)
 - 一 抹茶 (俗名ヒキ茶)
 - 紫色ノ部
 - 一 紫根
 - 黑色ノ部
 - 一 油煙 (清淨ナルモノ)
 - 一 煤炭 (同)
 - 金色並ニ銀色ノ部
 - 一 金箔 (純金ヲ以テ製スルモノ)
 - 一 金粉 (同)
 - 一 銀箔 (純銀ヲ以テ製スルモノ)
 - 一 銀粉 (同)

第三條 左ニ列記スル十一種ハ玩弄品ノミニ用ユルモノニシテ此品料及
七前條十九種ノ内調査シ用ユルモ妨ケナシ

- 但 金泥粉 雲母 錫箔 ノ三種ハ可成嬰兒ノ嚙管スヘキ玩弄品ニ用ユル可カ
ラス
- 一 胡粉
- 一 角粉
- 一 石膏
- 一 砥粉
- 一 地粉

訂(靜岡令一七〇號)

一 黃土
一 代赭石
一 玉璽
一 金泥粉 (天造硫化鐵ヲ以テ製スルモノ)
一 雲母 (俗名キラ)
一 錫箔

第四條 前二條ニ列記スル品料ノ外若シ施行セント欲スルモノアルトキ
ハ其品名產出所及ヒ經驗セシ無害ノ理由等ヲ詳記シ現品相添願出許可
ヲ受ケヘシ

但 產出所並ニ無害ノ理由不分明ノモノハ其次第ヲ詳記シ願出ヘシ

● 枇杷葉湯ニ味湯販賣ニ關スル件

訓令甲第三十九號(明治二十一年十一月二十四日)

郡役所 [局長] 櫻田

枇杷葉湯三味湯ハ包装シ合劑ノ儘販賣スル者ハ賣藥規則ニ據リ取扱候ハ
勿論之儀ニ候得共單ニ暑氣拂トシテ其煎汁ノミヲ販賣スルモノハ賣藥外
トシテ取扱候義ト心得ヘシ

但 已ニ右賣藥許可ヲ受ケシ者ノ内該煎汁ノミヲ販賣スルモノニ係ル儘
札ハ此際返納セシムヘシ

● 毒物劇物營業取締規則施行細則

縣令第七十三號(明治四十五年七月六日)

沿革 明治四十五年縣令第七八號、大正五年第三七號改正

明治四十五年内務省令第五號毒物劇物營業取締規則施行細則左ノ通定ム

第十三編 衛生 第三章 藥事

二十ノ一

第一條 本令ニ於テ規則ト稱スルハ毒物劇物營業取締規則ヲ謂フ

第二條 規則第二條第一項ニ依リ營業ノ許可ヲ受ケンストル者ハ願書ニ
住所、族籍、氏名、生年月日、營業所所在地ヲ記シ履歷書ヲ添付スヘ
シ但シ法人ニアリテハ其ノ名稱、事務所所在地、代表者ノ氏名ヲ記シ
定款ヲ添付スヘシ

第三條 規則第二條第二項ニ依ル營業屆書ニハ住所、氏名、營業別、營
業所所在地ヲ記シ免狀又ハ鑑札ノ謄本ヲ添付スヘシ

第四條 規則第三條ノ營業管理人ヲ置カムトスルトキハ願書ニ管理人ト
ナルヘキ者ノ履歷書ヲ添付スヘシ管理人ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第五條 第二條ノ出願者又ハ第四條ノ管理人ニ對シテハ左記事項ヲ試問
スルコトアルヘシ

毒物劇物ノ種別

毒物劇物營業取締規則ノ大要

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ十日以内ニ届出ヘシ

一 第二條ノ願書記載ノ事項ヲ變更シタルトキ

二 營業許可證ヲ亡失又ハ之ヲ發見シタルトキ

第七條 營業者ハ帳簿ヲ備ヘ毒物劇物ノ買入又ハ讓受ヲ爲シタルトキハ
其ノ年月日、品名、數量、賣主又ハ讓渡主ノ住所氏名ヲ其ノ都度記載
シ記載ヲ了シタル日ヨリ十年間保存スヘシ

第八條 營業者ハ規則第八條第一項第一號第二號ノ證明ニハ證憑トナル
ヘキ書類ヲ徴スヘシ

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ十日以内ニ許可證ヲ返納スヘシ

但シ第三條ノ營業者ニ在リテハ其ノ旨届出ヘシ

- 一 營業者其ノ住所ヲ他ノ道府縣ニ移シタルトキ
- 二 營業者死亡シ又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキ
- 三 前項第三號ノ場合ニ於テハ戶籍法ニ依ル届出義務者ヨリ許可證ヲ返納シ又ハ届出ヘシ

第十條 本令ニ依ル届書ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ
第十一條 第六條第七條第八條第九條ニ違背シタル者ハ科料ニ處ス

附則

本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス
規則附則ニ依ル届書ノ記載事項其ノ他ノ手續ハ第一條第二條第三條ニ準據スヘシ

●麻藥取締規則施行細則

縣令第三十九號(昭和五年八月十二日)

麻藥取締規則施行細則左ノ通定ム

麻藥取締規則施行細則

- 第一條 麻藥取締規則第十八條ノ帳簿ハ別記様式ニ依リ各品名毎ニ(容器又ハ重量ノ單位ヲ異ニスルモノニハ其ノ種別毎ニ)口座ヲ設ケ置キ受入又ハ拂出ノ都度記入スヘシ
- 前項帳簿ノ受入拂出ノ差ハ現在高ニ一致スヘキモノニ付自己ノ使用等モ一般拂出ニ準シ明確ニ記載スヘシ
- 第二條 麻藥取締規則ニ依リ内務大臣ニ提出スル書類ハ業務所在地警察署ヲ經由スヘシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
大正十年二月静岡縣令第九號「モルヒネ」「コカイン」及其ノ鹽類ノ取締ニ關スル件施行細則ハ之ヲ廢止ス

訂(縣令一七〇號)

藥品名及容量 器又ハ重量		昭和	年	昭和	年	年
年	入					
	出					
	在					
先及拂出業務 入住所又ハ所在地						
業						
氏名(法人ニ在リテハ名稱)又ハ商號						
容 器 又 ハ 被 包 記 載	氏名(法人ニ在リテハ名稱)又ハ商號					
	業務所所在地					
	發賣年月日					
	小分年月日					
香 號						
備 考						

訂(縣令一七〇號)

●藥業組合設置規則

縣令第二十四號(昭和六年五月十六日)

藥業組合設置規則左ノ通定ス

藥業組合設置規則

- 第一條 本令ニ依リ藥業者ト稱スルハ藥局開設ノ藥劑師、製藥者、藥種商、賣藥營業者、賣藥請賣營業者、毒物劇物營業者ヲ謂フ
- 第二條 藥業者ハ所轄警察署ノ管内ヲ區域トスル藥業組合ヲ設立スルコトヲ得
- 土地ノ狀況ニ依リ二警察署ノ管轄區域ヲ以テ一組合ヲ設クルコトヲ得
- 第三條 前條ノ藥業組合ハ本令ニ依リ縣藥業組合ヲ設立スヘシ
- 第四條 藥業組合ヲ設立セムトスルトキハ規約ヲ設ケ所轄警察署ノ管内ヲ區域トスルモハ警察署長ニ縣藥業組合ハ知事ニ願出認可ヲ受クヘシ
- 前項ノ申請ニハ會員トナルヘキ者五人以上創立委員トナリ規約案ヲ定メ創立總會ノ議決ヲ經其ノ寫ヲ添附スヘシ
- 第五條 藥業組合役員決定シタルトキハ前條ノ例ニ依リ十日以内ニ届出ツヘシ
- 第六條 規約ヲ變更シタルトキハ第四條ノ例ニ依リ認可ヲ經ヘシ
- 第七條 藥業組合ノ規約ニハ左ニ掲ケル事項ヲ記載スヘシ
 - 一 名稱及區域、事務所所在地並組織
 - 二 目的及事業ノ概要
 - 三 組合員ノ權利及義務

四 役員ノ種類、職務權限

- 五 代議員ノ選任解任及任期ニ關スル事項
- 六 總會其ノ他會議ニ關スル事項
- 七 經費ノ收支ニ關スル事項
- 八 其ノ他組合維持ニ必要ナル事項
- 第九條 知事ハ必要ト認ムル事項ニ就テ縣藥業組合ニ諮問スルコトアルヘシ
- 第十條 縣藥業組合總會ハ縣藥業組合員タル藥業組合力其ノ會員中ヨリ選舉シタル縣藥業組合議員ヲ以テ組織ス
- 第十條 縣藥業組合ニ於テ總會ヲ開會セムトスルトキハ開會十日以前ニ其ノ日時場所及議案ヲ具シ知事ニ届出ツヘシ
- 第十一條 知事ハ藥業組合ノ議決事項若ハ選舉又ハ施行スル事項規約ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スト認ムルトキハ之方取消停止又ハ變更ヲ命スルコトアルヘシ
- 第十二條 藥業組合ヨリ知事ニ提出スヘキ書類ハ所轄警察署ヲ經由スヘシ

訂(縣令一八〇號)

訂(縣令二號)三版

●公立病院概則

甲第九十八號(明治十五年六月九日)

沿革 明治一七年甲第三九號、第七三號、第一一九號改正

公立病院概則別紙ノ通相定候條此段布達候事

(別紙) 公立病院概則

- 第一條 公立病院ハ難病治療及貧民救濟ヲ主トシテ設立スヘシ
- 第二條 公立病院ノ職員ハ左ノ通りタルヘシ
 - 院長 壹人
 - 副院長 壹人 缺員スルモ妨ケナシ
 - 分院長 每分院一人ヲ置ク當直醫ヲ以テ之ニ充ツルモ妨ケナシ
 - 當直醫 定員ナシ
 - 藥局長 壹人 副院長當直醫ヲ以テ兼ヌルモ妨ケナシ
 - 藥劑生 定員ナシ
 - 雜務係 定員ナシ
- 第三條 當直醫以上ノモノハ醫術開業許可ノ證所持ノモノニ限ルヘシ
- 第四條 當直醫藥劑生並雜務係各々一人日々宿直ヲ爲スヘシ
- 第五條 職員ノ進退及給料ノ増減ハ其都度届出ツヘシ
- 但當直醫以上ノモノ新任スルトキハ履歷書並ニ免狀寫相添フヘシ
- 第六條 患者其他統計表ハ毎年二期ニ分チ七月ヨリ十二月迄テ翌年一月限リ一月ヨリ六月迄テ七月限リ差出スヘシ
- 第七條 「地方稅」ノ補助ヲ受ケル病院費ノ精算ハ前條ノ通り毎年二期ニ分チ差出スヘシ

第四章 病院、健康診斷

第八條 醫事ニ關シ官署ニ差出ス文書ハ病院長ノ名ヲ以テスヘシ
但診斷書竝死亡届ノ類ハ主治者ノ名ヲ以テスヘシ

第九條 院則ノ改正變更等ハ其都度何出ツヘシ

第十條 公立病院ヲ設置セントスルトキハ左ノ件々ヲ記載シ何出ツヘシ

- 一 病院位置
- 一 何國何郡何村何香地
- 一 名稱
- 一 公立何々病院
- 一 分院位置
- 一 何國何郡何村何香地
- 一 分院名稱
- 一 公立何々病院何々支院
- 一 院則
- 一 職員事務章程診察及貧困患者救療手續入院料藥價診察料等
- 一 院長以下履歷
- 一 何某ニ從ヒ何科修業何々醫學校卒業何月日開業免狀受領或ハ何地ニ於テ醫術開業及官途出身賞罰等ノ類
- 一 院長以下給料
- 一 院長 一ヶ月金何圓
- 一 何々 一ヶ月金何圓
- 一 病院費用
- 一 書籍器械藥品等入費 一ヶ月金何圓
- 一 一ヶ年金何圓

營繕入費竝ニ諸雜費 一ヶ月金何圓
雇人給料等 一ヶ月金何圓
右費用總計一ヶ月金何圓此内何々町村協議費金何圓有志寄附金何圓收入金何圓ヲ以テ出納進拂ノ積云々

●傳染病院及隔離病舎設置規程

縣令第二十三號(明治三十三年三月八日)

沿革 明治三十三年縣令第六一號、三十七年第五一號、四一年第九三號改正

傳染病院及隔離病舎設置規程左ノ通定ム

但明治二十八年五月甲第十四號ハ廢止ス

傳染病院及隔離病舎設備標準

- 第一條 市町村ニハ傳染病院又ハ隔離病舎ヲ設ケヘシ
- 第二條 傳染病院又ハ隔離病舎ハ力メテ患者運搬等便利ニシテ且衛生ニ適シタル地ヲ選定スヘシ
- 第三條 傳染病院ハ左ノ建物ヲ設ケヘシ
 - 一 重症患者室 若干棟
 - 二 輕症患者室 若干棟
 - 三 快復期患者室 一棟
 - 四 醫員其他事務員詰所看護人室食堂及炊事場 一棟
 - 五 消毒所 一ヶ所
 - 六 屍室 一ヶ所
 - 七 汚物置場及燒却所 一ヶ所

訂(縣令)三版

八 物置

一ヶ所

第四條 前條第一號乃至第六號ハ左ノ制限ニ據リ設計スヘシ

- 一 病室ノ廣サハ患者一人ニ付一坪中ノ割合ヲ以テ作り各棟毎ニ厨ヲ設ケ且快復期患者室ニハ浴室ヲ備フルコト
- 一 病室ハ床側壁トモ板張ト爲シ床下ハ傾斜ヲ附シ可成漆喰敷キト爲スコト
- 一 醫員其他事務員詰所等ノ建物ニハ浴室及厨ヲ備フルコト
- 一 消毒所ニハ洗濯場ヲ備フルコト
- 一 屍室ハ床ヲ漆喰敷キ又ハ板張ト爲スコト

第五條 隔離病舎ハ第四條ノ制限ニ據リ第三條一號乃至三號ヲ同一建物中ニ區別シ設ケルコトヲ得

第六條 傳染病院ニハ左ノ割合ヲ以テ醫師調劑掛看護人及事務員ヲ置ケヘシ

- 一 醫長 一人
- 一 醫員 患者二十名ニ付一人
- 一 調劑掛 二人
- 一 看護人 患者五名ニ付一人
- 一 事務員 若干

第七條 隔離病舎ハ醫長調劑掛ヲ置カス醫員ニ於テ之ヲ兼スルコトヲ得但醫員ハ專任者ヲ定メ置ケヘシ

第八條 傳染病院若クハ隔離病舎ヲ建設セントスルトキハ敷地並建物ノ設計畫豫算額及繪圖面ヲ添ヘ所轄郡市役所ヲ經テ縣廳ニ願出認可ヲ受ケヘシ但變更廢止又ハ工費五拾圓ヲ超過スル修繕ヲ爲サントスルトキ

訂(縣令)三版

亦同

第九條 傳染病院長醫長又ハ醫員ヲ置カントスルトキハ俸給若クハ手當額ヲ定メ履歷書ヲ添付シ所轄郡市役所ヲ經テ縣廳ニ願出認可ヲ受ケヘシ

第十條 既ニ傳染病院長醫長又ハ醫員ヲ設置シアル市町村ニ於テハ速カニ第九條ノ手續ヲ爲スヘシ

第十一條 隔離所ヲ設置修繕變更又ハ廢止セントスルトキハ第八條ニ準シ願出認可ヲ受ケヘシ

●傳染病院及隔離病舎管理法

縣令第二十四號(明治三十三年三月八日)

沿革 明治三十九年縣令第四一號改正

傳染病院及隔離病舎管理法左ノ通り定ム

但明治二十八年八月甲第二十一號ハ廢止ス

傳染病院及隔離病舎管理法

- 第一條 醫長又ハ專任醫長ハ院舎内ノ醫務衛生事務ヲ掌理シ醫員看護人ヲ監督スヘシ
- 第二條 醫長又ハ專任醫長ハ毎日一回以上廻診シ治療並看護ノ方針ヲ醫員看護人ニ指示スヘシ
- 第三條 醫員ハ治療其他患者ニ關スル事務ヲ擔當スヘシ
- 第四條 入院患者ノ發病及轉歸屬ハ醫長專任醫長ハ醫員之ヲ爲スヘシ但入院舍前日ニ治療ニ於テ風濟ミノ者ハ其事項ヲ詳記シ置ケヘシ

- 第四條 調劑掛ハ醫長又ハ醫員ノ指揮ヲ受ケ調劑ニ關スル一切ノ事務ヲ擔當スヘシ
- 第五條 院舎内ニ於テ消毒ニ從事セシムル爲メ擔當者若干名ヲ定メ置クヘシ
- 第六條 看護人ハ醫長及醫員ノ指揮ヲ受ケ懇切ニ患者ノ看護ヲ爲スヘシ 看護人ハ院舎内ニ宿泊シ交番ヲ以テ通宵看護ニ從事スヘシ 看護人ニシテ調劑所及賄所ニ往復スル者ハ豫メ之ヲ定メ置キ其他ハ猥リニ出入セシムヘカラス
- 第七條 入院患者ノ親族等附屬看護ヲ出願スルトキハ院舎務ニ妨ケナキ限リハ之ヲ許可スルコトヲ得但院舎内ノ諸規則醫長以下ノ指揮ヲ違守セシメ且猥リニ外出ヲ許スヘカラス
- 第八條 醫師及看護人病室ニ入ルトキハ病室用衣ヲ被ヒ病室ヲ出テタルトキハ之ヲ脱スヘシ
- 消毒所屍室汚物置場及燒却所ニ出入スルモ亦本項ニ準スヘシ
- 第九條 病室用衣ハ壹週二回以上消毒ノ上ニテ洗濯スヘシ若シ患者ノ排泄物ニ觸レタルトキ又ハ疑ヒアルトキハ其都度消毒ヲ爲スヘシ 患者運搬人夫及運搬器具ハ其都度消毒法ヲ行フヘシ
- 第十條 病室其他ニ於テ患者又ハ其被服器具等ニ觸接シタルトキハ速ニ手足其他觸接シタル部分ヲ二十倍ノ石炭酸水又ハ二十倍ノ格魯兒石灰水若ハ十倍ノ昇汞水ヲ以テ消毒スヘシ
- 第十一條 飲料水及飲食物ハ必ス煮沸シタルモノヲ用フヘシ但醫師ノ指揮ニ依ルモノハ此限ニアラス
- 第十二條 飲食物ハ院舎内ニ於テ調理スルカ又ハ院舎指定若ハ醫師ノ指揮ニ依ルモノハ此限ニアラス

- 第十三條 患者用ノ飲食器具ハ毎回必ス之ヲ煮沸シ又ハ熱湯ニニ消毒スヘシ
- 第十四條 患者ニ供シタル飲食物ノ殘餘ハ直ニ消毒ノ上一定ノ場所ニ棄却スヘシ
- 第十五條 患者ノ排泄物ハ必ス一定ノ容器中ニ取り概ネ排泄物量二倍ノ石灰乳(十倍ノモノ)又ハ格魯兒石灰水(二十倍ノモノ)ヲ混シ一時間以上放置スヘシ汚水ノ消毒モ亦之ニ準ス
- 第十六條 患者ヲ恢復期患者至ニ移サントスルトキハ豫メ相當ノ消毒ヲ爲スヘシ
- 第十七條 患者全癒退院會ノ際ハ先ツ十倍ノ昇汞水又ハ二十倍ノ石炭酸水ニテ全身ヲ拭淨シタル上入浴セシメ石鹼ヲ以テ身體頭髮ヲ清洗シ然後衣服ヲ更ヘ退院セシムヘシ
- 第十八條 患者ノ被服又ハ寢具器具其他病室汚染ノ疑アルモノハ消毒法ヲ行ヒタル後ニアラサレハ院外ニ持出ルコトヲ禁スヘシ
- 第十九條 患者ノ寢具衣類其他ノ布片ヲ消毒スルニハ蒸氣消毒又ハ煮沸消毒ヲ行フヘシ但同法ヲ行フコト能ハサルトキハ二十倍ノ石炭酸水中ニ浸漬スヘシ
- 第二十條 革製ノ物品ハ二十倍ノ石炭酸水又ハ格魯兒石灰水ヲ以テ拭淨スヘシ
- 第二十一條 汽熱又ハ藥力ヲ以テ消毒シ能ハサルモノハ病室内ニ持チ入ルヘカラス
- 第二十二條 患者ノ排泄物ニ觸接シタル物品ハ可成之ヲ燒却スヘシ

訂(靜岡令)三版

訂(靜岡令)一二二號

- 第二十三條 床板側壁及器具中木製金屬製其他ノ類似ノ物品ハ二十倍ノ石炭酸水ヲ以テ濕シタル布片ヲ以テ拭淨スヘシ但床板側壁等ヲ消毒スルニハ十倍ノ石灰乳ヲ用フルモ可ナリ此場合ニ於テハ少クモ二時間放置シタル後洗滌スヘシ
- 病室ハ消毒ヲ終リタル後可成二十四時間放置シ空氣ヲ流通セシムヘシ
- 第二十四條 死者アルトキハ直ニ二十倍ノ石炭酸水ニ浸シタル布片ヲ以テ全身ヲ被包シ速ニ之ヲ屍室ニ移スヘシ 埋葬スル爲メ死體ヲ他所ニ移サントスルトキハ前項ノ方法ニ據ルカ又ハ棺中ニ生石灰又ハ格魯兒石灰ヲ入レ其上ニ屍體ヲ置キ更ニ該藥ヲ撒布シテ之ヲ密閉スヘシ
- 第二十五條 院舎内ニハ寢具其他必要ナル器具藥品等ヲ備置ヘシ 院舎内ノ諸員及外來者ニ使用セシムル爲メ病室用衣ヲ備ヘ置ヘシ 寢臺ヲ用ヒサル場合ニ於テハ疊上ニ油紙其他汚物透過ノ虞ナキ物ヲ敷クヘシ
- 第二十六條 傳染病院、隔離病舎又ハ假隔離病舎ニハ別紙様式ニ依リ左ノ簿冊ヲ設備シ閉院閉舎ノ場合ハ之ヲ市役所町村役場ニ保存スヘシ
 - 一 何傳染病院(隔離病舎)臺帳 (永年襲用)
 - 二 何傳染病院(隔離病舎)備品臺帳 (同 上)
 - 三 消耗品受拂帳 (每年新調) (同 上)
 - 四 日記 (同 上)

二 敷地建物ノ認可年月日敷地ノ地番段別買入及登記ノ年月日賣主其代金縣稅補助額建物ハ工費及落成年月日縣稅補助額並ニ五十圓以上ノ修繕費所其年月日工費

三 其他沿革トナルヘキ事項詳記スヘシ

三 備品臺帳

年 月 日	事 由	品 名	代 金	異動事由年月日
明治三十九年 何月何日	何某ヨリ買入	木製便器	三〇〇	
同 月 日	同	同	三〇〇	何年何月何日破損廢棄又ハ賣却
同 月 日	在來品記入洩	鐵製 露	二五〇	
同 月 日	何町、何村何	木綿 四布蒲團	一八〇〇	

(一) 記載方ハ同種類ノ品物數個ノ場合モ一個一行ニ記入スヘシ(員數ノ欄ナキニ注意スヘシ)

(二) 或ル品物ヲ賣却又ハ破損、亡失、其他ノ事由ニ依リ拂出ニ立テントスルトキハ其受入ヲ記入シタル最下異動ノ欄ニ事由及年月日ヲ明記スヘシ

三 消耗品受拂帳

年 月 日	事 由	品 名	受ノ數	拂ノ數	殘 數
明治何年 何月何日	何某ヨリ買入	生石灰	七 鐵		七
同 同	同	石炭酸	五〇磅		五〇

同	同	同	同
何某ヨリ買入	木炭	七俵	七
炊事用小使某ニ渡			二
以下例ニ倣フ			五

(一) 本簿ハ消毒藥品、食料品其他ノ三種ニ口座ヲ設ケ分別記入ス、シ但院舎内患者ニ投藥スル爲メ藥局ヲ開キタルトキハ更ニ口座ヲ設ケ整理スヘシ

四 日誌

- 一 用紙ハ適宜ニテ左ノ事項ヲ明瞭ニ記載スヘシ
イ 月日、天候、温度
ロ 開院會又ハ閉院會ノコト
ハ 官公吏、醫師、豫防委員、衛生組合役員其他院舎ニ出入シタルモノノ氏名其用務又ハ事由
ニ 患者及附添人ノ入退看護人其他諸人夫雇入解雇給料
ホ 院舎内事務員宿直等ノ交替及引繼事項
ヘ 其他院舎内ノ出來事ニシテ他日ノ參考トナルヘキ事項
- 二 日誌ノ末尾ニハ入院患者ノ氏名發病診斷轉歸月日年齢ヲ記載シ置クヘシ
- 三 附添人看護婦院舎内常雇夫ノ族籍氏名及其雇入ノ月日給料等日誌ノ末尾ニ明記シ置クヘシ
之ヲ解雇ノトキハ更ニ其月日ヲ記入スヘシ
- 四 日誌ノ末尾ニハ勸怠表ヲ附シ院舎内事務員、看護婦、常雇諸人夫等ハ毎日捺印セシムヘシ

第二條 警察病院ノ名稱並其ノ所管地域ハ左ノ如シ

- | 名稱 | 所管地域 |
|--------|-------------------------|
| 縣立川邊病院 | 磐岡市、安倍郡、鹿原郡、志太郡、榛原郡 |
| 縣立鴨江病院 | 濱松市、濱名郡、引佐郡、磐田郡、周智郡、小笠郡 |
| 縣立沼津病院 | 駿東郡、富士郡、田方郡 |

- 第三條 入院患者ハ院長ノ許可ヲ得ルニアラサレハ院外ニ出ツルコトヲ得ス
- 第四條 入院患者ニ金品ヲ寄贈シ又ハ商會セントスルモノハ院長ノ許可ヲ受クヘシ但シ患者治療上若ハ病院取締上支障アリト認ムルトキハ許ササルコトアルヘシ
- 第五條 入院患者ニシテ治療ノ見込ナキモノ又ハ餘病併發シ重症ニ罹リ若ハ其ノ他ノ事故ニ依リ退院セシムルノ事由アリト認メタルトキハ退院セシムヘシ
- 第六條 第三條ニ違背シタルモノハ十日以下ノ拘留又ハ科料ニ處ス

本則ハ大正二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
明治四十四年靜岡縣令第二十九號縣立川邊病院規則ハ之ヲ廢止ス
(別表)

車馬賃	一里	拾五錢	鐵道賃	三等運賃	食費	一日ニ付金拾八錢
	二付					

行政執行法第三條ニ依ル入院患者治療費徵收方法

第十三編 衛生 第四章 病院、健康診断

縣立川邊病院設置

告示第百二十四號(明治四十四年三月三十一日)
安倍郡大里村川邊字清閑三百四十四番ノ内ハ縣立川邊病院ヲ設置ス

縣立鴨江病院設置

告示第八十一號(大正二年三月三十一日)
濱松市鴨江字長者平ニ縣立鴨江病院ヲ設置ス

縣立沼津病院設置

告示第三百十七號(大正八年九月二十七日)
〔駿東郡沼津町〕大字本字松下ニ縣立沼津病院ヲ設置シ大正八年十月一日ヨリ之ヲ開始ス

警察病院規則

縣令第二十八號(大正二年三月三十一日)
沼津 大正八年縣令第四七號、一〇年第一六號、一三年第七二號、一五年第四四號改正
警察病院規則左ノ通之ヲ定ム
第一條 警察病院ハ娼妓並行政執行法第三條ニ依リ入院ヲ命セラレタルモノノ疾患ヲ治療スルノ外傳染病豫防上細菌検査ヲ行フ所トス
前項ニ依リ入院ヲ命セラレタル娼妓ノ往復旅費治療費藥費並食費ノ一部ハ之ヲ給與ス
旅費並食費支給額ハ別表ノ定ムル所ニ依ル

訓令乙第五一九號(大正九年十二月二十七日)

行政執行法第三條ニ依ル警察病院入院患者治療費徵收方法左ノ通リ定ム
第一條 警察病院ニ於テハ行政執行法第三條ノ入院患者ニ對シ一日金貳拾五錢ノ治療費ヲ徵收スヘシ
第二條 前條治療費ハ退院ノ際之ヲ本人若シクハ媒介者ヨリ徵收スヘシ
第三條 特別治療ヲナシタルトキハ其實費額ヲ徵スルコトヲ得

細菌検査所受持區域

訓令甲第十一號(大正十五年五月十一日)
警察部 細菌検査所 警察署 警察分署
郡役所 市役所 町村役場
縣廳、沼津病院、鴨江病院內各細菌検査所當時ニ於ケル受持區域ヲ左表ノ通定ム但シ臨機必要ノ場合ハ縣廳內細菌検査所ニ於テ直接取扱フコトアルヘシ

細菌検査所受持區域表

細菌検査所名	受持區域
縣立沼津病院内細菌検査所	下田警察署、松崎警察分署、三島警察署、大仁警察署、伊東警察分署、熱海警察分署、沼津警察署、御殿場警察署、吉原警察署、(賀茂郡、田方郡、駿東郡、富士郡ノ一部)ノ管轄區域
縣廳内細菌検査所	大宮警察署、清水警察署、静岡警察署、藤枝警察署、島田警察分署、川崎警察署、金谷警察分署、掛川警察署、堀ノ内警察分署、(富士郡ノ一部、庵原郡、清水市、安倍郡、静岡市、志太郡、榛原郡、小笠郡)ノ管轄區域
縣立鳴江病院内細菌検査所	森町警察署、水窪警察分署、見付警察署、二俣警察分署、濱松警察署、新居警察分署、氣賀警察署(周智郡、磐田郡、濱名郡、濱松市、引佐郡)ノ管轄區域

娼妓健康診断規則

縣令第二十五號(明治三十四年三月二十三日)
娼妓健康診断規則左之通相定ム

- 娼妓健康診断規則
- 第一條 娼妓ハ其所在地ノ娼妓健康診断所ニ於テ警察署ノ健康診断ヲ受クヘシ
 - 第二條 健康診断ハ定日及臨時ニ之ヲ行フ
 - 第三條 定日ノ健康診断ハ毎週一回ノレヲ行フ
施行ノ日割ハ別ニ定ムル所ニ依ル
 - 第四條 臨時ノ健康診断ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ行フ
一、新ニ稼業ニ就カントスルトキ
二、疾患治癒シ稼業ニ就カントスルトキ
三、住居ヲ轉シ又ハ疾患以外ノ事故ニ依リ休業シタル者ニシテ稼業ニ就カントスルニ當リ前受診ノ日ヨリ起算シ一週日以上ヲ經過シタルトキ

施行ノ日ヨリ廢止ス

娼妓健康診断施行日割

告示第四百二十五號(大正十五年九月九日)
大正十二年十二月二十日 靜岡縣告示第三百四號娼妓健康診断施行日割左ノ通改正ス
本告示ハ大正十五年九月十三日ヨリ之ヲ施行ス

受持病院名	健康診断所所在地	定日	備考
縣立沼津病院	沼津市	火曜日	
	富士郡吉原町	水曜日	
	富士郡大宮町	木曜日	
	駿東郡御殿場町	金曜日	
縣立川邊病院	清水市	月曜日	
	志太郡藤枝町	火曜日	
	榛原郡相良町	水曜日	
	志太郡島田町	金曜日	
縣立鳴江病院	磐田郡二俣町	月曜日	
	同 袋井町	水曜日	
	周智郡森町	水曜日	
	小笠郡掛川町	木曜日	
縣立鳴江病院	同 堀之内町	木曜日	
	磐田郡中泉町	金曜日	
	磐田郡見付町	金曜日	
	磐田郡掛塚町	金曜日	
縣立鳴江病院	濱松市	土曜日	
	同 土曜日	土曜日	
	同 土曜日	土曜日	
	同 土曜日	土曜日	

訂(靜岡令一二六號)

訂(靜岡令一六一號)

精神病院法施行細則

縣令第八十二號(昭和四年十一月二日)
精神病院法施行細則左ノ通定ム

- 精神病院法施行細則
- 第一條 大正十二年內務省令第十七號精神病院法施行規則(以下單ニ規則ト稱ス)第四條ニ依リ醫師ハ左記各號ノ一ニ該當スル者タルヘシ
一、衛生技師 衛生技手
 - 二、代用精神病院ノ長(以下單ニ病院長ト稱ス)又ハ其ノ醫員
 - 三、其ノ他精神病ニ關シ學識經驗ヲ有スル者ニシテ指定シタル醫師
- 第二條 規則第二條ニ依リ申請書又ハ同第三條ニ依リ願書ニハ左記各號

ヲ具シ附録第一號様式ノ診断書及病者ノ戸籍簿本ヲ添付スヘシ但シ規則第三條ニ依ル願書ニハ第四號ノ事項ヲ記載スルヲ要セス

一 病者及精神病者監護法第一條(以下單ニ監護法ト稱ス)ノ監護義務者ノ本籍住所所在地職業氏生年月日並續柄

二 發病年月日

三 入院ヲ必要トスル事由

四 病者及監護法第一條ノ監護義務者ノ資産收入並家計ノ狀況

第三條 病院長入院者アリタルトキハ附録第一號様式ニ依リ其ノ診斷書ヲ作製シ之ヲ三日以内ニ知事ニ提出スヘシ

第四條 病院長入院者在院ノ必要ナシト認メタルトキハ左記各號ヲ具シ附録第二號様式ノ診斷書ヲ添付シ知事ニ届出ツヘシ

一 病者ノ氏生年月日

二 退院後ノ住所

三 退院セシメムトスル事由

四 引渡ヲ受ケタル官公署名

第五條 監護義務者入院者ヲ退院セシメムトスルトキハ前條第一號乃至第三號ノ事項ヲ具シ附録第二號様式ノ診斷書ヲ添付シ許可ヲ受クヘシ

第六條 病院長ハ退院者アリタルトキ又ハ入院者死亡シタルトキハ其ノ年月日轉歸別並第四條第一號ノ事項ヲ具シ速ニ届出ツヘシ但シ死亡ノ場合ハ死亡診斷書ヲ添付スヘシ

病院長第四條ニ依ル退院ノ場合ハ豫メ又死亡ノ場合ハ直ニ監護義務者ニ前項ノ事由ヲ通知スヘシ

第七條 病院長ハ殺傷、放火、逃走、煽動其ノ他特ニ公安ヲ害スルノ虞

アル入院者ニ限リ監護上已ムヲ得タル場合ハ一時之ヲ保護室ニ入室セシムルコトヲ得

前項ニ依ル入室ヲ爲サシメタルトキハ三日以内ニ其ノ年月日時間入院者ノ氏名病名症狀並其ノ事由狀況ヲ具シ届出ツヘシ

第八條 病院長ハ入院者ヲ前條第一項ノ規定ニ依リ七日以上保護室ニ入室セシメムトスルトキハ前條第二項ノ事項ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ

病院長ハ單ニ治療上ノ目的ヲ以テ七日以上保護室ニ入室セシメムトスルトキハ前條ニ準シ届出ツヘシ

第九條 病院長ハ入院者ニシテ自殺又ハ自傷ノ虞アルトキハ危險防止ノ爲ニ必要ナル處置ヲ爲スコトヲ得

前項ニ依リ必要ナル處置ヲ爲シタルトキハ第七條第二項ニ準シ速ニ知事ニ届出ツヘシ

第十條 病院長ハ第七條第八條ノ規定ニ依ル入室者ヲ退室セシメタルトキ又ハ前條ノ處置ヲ爲シタル者ヲ脱止シタルトキハ速ニ其ノ年月日及氏名ヲ具シ知事ニ届出ツヘシ

第十一條 病院長ハ入院者ニシテ逃走又ハ變死傷シタル者アリタルトキハ其ノ氏生年月日並頭末ヲ即時届出ツヘシ但シ逃走ノ場合ハ人相、特徴、著衣等ヲ詳記スヘシ逃走者復歸シ又ハ之ヲ發見シタルトキハ其ノ年月日及氏名ヲ速ニ届出ツヘシ

變死ノ場合ハ第一項届出後更ニ第六條ノ死亡ニ關スル届出又ハ通知ヲ爲スヘシ

第十二條 病院長ハ左記簿冊書類ヲ備ヘ該當事項ヲ記載スヘシ

訂(醫令一六一號)

- 一 入院者名簿(附録第三號様式)
 - 二 病床日誌
 - 三 検温表
 - 四 處方録
 - 五 監護日誌
- 第十三條 病院長ハ前條ノ外保護日誌ヲ備ヘ第七條乃至第九條ノ規定ニ依リ取扱タル事項ヲ記載スヘシ
- 第十四條 前二條ノ簿冊書類ハ曆年度ニ依リ毎年度之ヲ更新シ完結後十第一號様式

年間保存スヘシ

第十五條 病院長ハ看護員ノ勤務方法ヲ定メ時時非常ノ際ニ對スル看護員ノ訓練ヲ施行スヘシ

前項ノ規定ハ知事ノ認可ヲ受クヘシ

第十六條 本令ニ依リ提出スル願書ハ凡テ所轄警察署ヲ經由スヘシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

訂(醫令一六一號)

病者ノ		病者ノ		重症ノ別	監護義務者ノ	
本籍	住所	氏名	生年		住所	本籍
家庭ノ主ナル職業	所在地	月日	生年	輕症ノ別	住所	本籍
病名	現在症	病者ノ職業	病者ノ職業		住所	本籍
病者ノ遺傳的關係及既往症					住所	本籍

●精神病院法令取扱手續

訓令乙第二七六號(昭和四年十一月二日)

精神病院法令取扱手續左ノ通り定ム

精神病院法令取扱手續

第一條 精神病院法第二條第一項各號ニ該當スル精神病患者ニシテ同法ニ依リ代用精神病院ニ入院セシムルノ必要アルトキハ指定醫師(以下單ニ指定醫師ト稱ス)ヲシテ診断セシメ左記事項ヲ具シ且精神病院法施行細則(以下單ニ細則ト稱ス)第一號様式ニ依ル診断書ヲ添付シ指揮ヲ受クヘシ

- 一、精神病患者ノ本籍、住所、所在地、氏名、職業、年齢
- 二、發見ノ場所及日時
- 三、監護義務者ノ住所、氏名及病者トノ續柄
- 四、病者及監護義務者ノ資産及收入並家計狀態
- 五、發病年月日
- 六、既往及現在ノ舉動
- 七、入院ヲ必要トスル事由

第二條 精神病院法施行規則(以下單ニ規則ト稱ス)第二條及第三條ニ依

氏名	診斷書	監護義務者住居所氏名	病者ノ住所

訂(靜岡令一六一號)

ル申請書ヲ受理シタルトキハ書類ノ完否及記載事項ノ正否ヲ調査シ且入院許可ニ關スル意見ヲ附シ進達スヘシ

第三條 細則第四條第五條第七條第一項及第八條ニ依ル願届書ヲ受理シタルトキハ其ノ事實ヲ調査シ意見ヲ附シ進達スヘシ

第四條 在院病者ニシテ在院ノ必要ナシト認メタルトキハ其ノ事由ヲ詳細ニ報告スヘシ

第五條 細則第十一條ノ規定ニ依ル届出アリタルトキハ即報スヘシ

病者逃走ノ場合ニ在リテハ急遽必要ナル手配ヲ爲スヘシ

第六條 病院所在地警察署長ハ毎月一回以上代用精神病院ヲ視察シ左ノ狀況ヲ報告スヘシ

- 一、病者ノ現在數及氏名
- 二、看護員ノ現在數
- 三、醫師ノ現在數
- 四、看護ノ方法
- 五、病者ニ對スル衣食ノ待遇
- 六、病舎其ノ他院内ノ清潔狀態
- 七、保護室收容病者ノ狀態

第七條 警察署ニハ別記様式ニ依ル精神病患者名簿ヲ備ヘ其ノ都吏記入スヘシ

訂(靜岡令二二七號)

出願	認可	轉歸	廢止	異動事項		病者トノ續柄	病者ノ姓名
				入院	場所		
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日				

●診療所取締規則施行細則

靜岡縣令第二十二號(昭和九年四月十四日)

診療所取締規則施行細則左ノ通定ム

診療所取締規則施行細則

第一條 診療所取締規則(以下單ニ規則ト稱ス)第三條但書ニ依ル許可ヲ

受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ申請スヘシ

- 一 住所氏名(公共團體ニ在リテハ代表者ノ職氏名、法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所ノ所在地、代表者ノ

- 住所氏名)
- 二 診療所ノ所在地
- 三 現在ノ名稱及専門科名
- 四 新ニ表示セムトスル名稱
- 五 申請ノ事由

第二條 醫師病院ニ非サル診療所ヲ開設シタルトキハ規則第六條ニ依ル

ノ外専門科名ヲ具シ之ニ勤務スル醫師及藥劑師ノ免許證寫眞履歷書ヲ添ヘ届出ツヘシ

第三條 現ニ診療所ヲ開設スル醫師更ニ他ノ診療所ヲ開設セムトスルト

キハ規則第六條、第七條及前條ニ依ルノ外現ニ開設スル診療所ノ名稱所在地並之カ事由ヲ具シ申請スヘシ

第四條 公共團體病院ニ非サル診療所ヲ開設シタルトキハ規則第八條ニ依ルノ外專門科名ヲ具シ之ニ勤務スル醫師及藥劑師ノ免許證寫並履歷書ヲ添ヘ届出ツヘシ

第五條 醫師ニ非サル者(公共團體ヲ除ク)病院又ハ病院ニ非サル診療所ヲ開設セムトスルトキハ規則第九條、第十一條ニ依ルノ外左ノ事項ヲ具シ申請スヘシ

一 本籍、住所、職業、氏名、生年月日(法人ニ在リテハ其ノ名稱事住所氏名生年月日務所所在地代表者ノ本籍)

二 履歷書(法人ニ在リテハ代表者)前項ノ病院又ハ病院ニ非サル診療所ヲ開設シタルトキハ規則第九條第二項、第十一條第二項ニ依ルノ外專門科名ヲ具シ之ニ勤務スル醫師及藥劑師ノ免許證寫並履歷書ヲ添ヘ届出ツヘシ

第六條 公共團體病院ヲ開設セムトスルトキハ規則第十條ニ依ルノ外之ニ關スル議事錄寫ヲ添ヘ申請スヘシ

第七條 規則第六條乃至第十一條ニ依ル申請書、届書ニ添附スヘキ建物ノ平面圖ハ縮尺二百分ノ一(米法ニ依ル)トシ方位ヲ表示シ各室ノ用途及面積ヲ記入スヘシ

第八條 病院又ハ病院ニ非サル診療所ノ開設者左ノ各號ノ一ニ該當スル

トキハ十日以内ニ其ノ旨知事ニ届出ツヘシ

一 開設者(公共團體及)ノ本籍住所氏名ヲ變更シタルトキ(法人ニ在リテハ其ノ代表者)

二 法人ニシテ代表者ニ異動ヲ生シタルトキ

三 專門科名ヲ變更シタルトキ

第九條 規則第十五條第一項但書ニ依ル許可ヲ受ケムトスル開設者タル醫師ハ管理シ能ハサル事由ヲ具シ申請スヘシ

第十條 規則第十五條第三項ニ依ル許可ヲ受ケムトスル醫師ハ左ノ事項ヲ具シ申請スヘシ

一 現ニ管理スル診療所ノ名稱、所在地、專門科名及管理方法

二 新ニ管理セムトスル診療所ノ名稱、所在地、專門科名及管理方法

三 申請ノ事由

訂(靜岡令二一七號)

一 診療所ノ名稱、所在地

二 專門科名

三 藥劑師ヲ置カサル事由

第十三條 規則第二十條但書ニ依ル許可ヲ受ケムトスル管理者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察署長ニ申請スヘシ

一 診療所ノ名稱、所在地

二 患者ヲ收容セムトスル室ノ名稱種類、面積、病室ニ在リテハ收容定員

三 收容セムトスル患者ノ氏名及傷病ノ種類並其ノ原因

第十四條 傳染病室ヲ有スル診療所ノ管理者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一 病室ノ入口ニハ患者ノ病名氏名ヲ揭示スルコト

二 飲食物及飲食用器具ニハ防蝕裝置ヲ爲スコト

三 痰具ハ清潔ナル白布ヲ以テ被包スルコト

四 病室ニ入ル者ニハ豫防衣ヲ着用セシメ出ツルトキハ更衣所ニ於テ脱衣セシメタル後消毒ヲ爲スコト

五 飲食用器具、什器、痰具、豫防衣、醫療器具、便器等ハ傳染病室專用トシ使用ノ都度消毒スルコト

第十五條 規則第二十四條第二項ニ依ル診療所ノ構造設備ヲ検査スヘキ當該官吏ノ證票ハ別記様式ニ依ル

第十六條 規則第二十五條ニ依ル病院ノ病室又ハ病院ニ非サル診療所ノ傳染病室ノ検査申請書ニハ其ノ竣工年月日ヲ記載スヘシ

第十七條 病院又ハ病院ニ非サル診療所ノ開設許可ヲ受ケタル者左ノ各

號ノ一ニ該當シタルトキハ其ノ許可ヲ取消ス

一 正當ノ事由ナクシテ豫定ノ期日迄ニ竣工セザリシトキ

二 事由ノ何タルヲ問ハス六ヶ月ヲ經過スルモ起工セザリシトキ

三 六ヶ月ヲ經過スルモ開設セズ若ハ開設者六ヶ月以上行衛不明トナリタルトキ

第十八條 第二條、第五條第二項、第六條第二項、第八條、第九條第二項、第十四條、第二十四條ノ規定ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十九條 未成年者又ハ禁治產者タル診療所ノ開設者其ノ業務ニ關シ本令ニ違反シタルトキ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法人ノ代表者ニ適用ス

第二十條 規則並本令ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ所轄警察署ヲ經由スヘシ

第二十一條 本令ニ依リ醫師又ハ藥劑師ノ免許證寫ヲ添附スル場合ハ其ノ本證書ヲ所轄警察署ニ提示スヘシ

第二十二條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十三條 規則施行ノ際現ニ存セシ診療所ニシテ其ノ構造設備規則第二十一條、第二十二條ニ適合セザルモノニ在リテハ之カ改築若ハ修繕ノ場合ニ於テ之ニ適合セシム

第二十四條 規則第三十七條ノ規定ニ依リ名稱ニ付猶豫期間ヲ設ケラレタル診療所ノ開設者ハ昭和八年九月一日以前ヨリ其ノ名稱ヲ使用セシコトヲ證スルニ足ル文書ヲ本令施行後二十日以内ニ知事ニ提出スヘシ第一號様式

診療所構造設備検査員之證
官職氏名
七

縣印
十

●診療所取締規則施行細則取扱手続

續 靜岡縣訓令乙第一五四號(昭和九年四月十四日)

警察部 警察署

診療所取締規則施行細則取扱手続左ノ通定ム

第一條 本令ニ於テ規則ト稱スルハ「診療所取締規則」細則ト稱スルハ「診療所取締規則施行細則」ヲ謂フ

第二條 申請書、屆書ニシテ醫師又ハ藥劑師ノ免許證寫ヲ添附スル場合ハ總テ本證書ト對照シ其旨附記シ對照者記名捺印スヘシ

第三條 規則第三條但書ニ依ル申請書ヲ受理シタルトキハ左ノ事項調査ノ上副申スヘシ

- 一、法令ニ基キ公共團體ニ於テ開設スルモノナリヤ
- 二、公衆衛生上ノ要否
- 三、營業廣告統制上支障ノ有無
- 四、其ノ他許否上參考トナルヘキ事項

第四條 規則第七條ニ依ル許可申請書ヲ受理シタルトキハ左ノ事項調査ノ上副申スヘシ

- 一、管理方法ノ適否
- 二、開設セムトスル事由ノ眞否
- 三、醫療機關ニ乏シキ僻地ナリヤ否
- 四、其ノ他許否上參考トナルヘキ事項

訂「靜岡令二一九號」

訂「靜岡令二一九號」

第五條 規則第九條第一項、第十一條第一項ニ依ル申請書ヲ受理シタルトキハ左ノ事項調査ノ上副申スヘシ

- 一、申請者ノ資産、信用程度、人物性行
- 二、維持經營者トシテノ適否
- 三、其ノ他許否上參考トナルヘキ事項

第六條 診療所ノ相續讓渡ハ之ヲ認メス
開設者死亡若ハ失踪ノ宣告ヲ受ケ又ハ解散シタルトキハ其ノ診療所ハ之ヲ廢止セラレタルモノト看做ス

前項ノ場所ニ於テ營業ヲ爲サムトスル者ニハ新ニ診療所開設ノ手續ヲ爲サシムヘシ

第七條 規則第十五條第一項但書ニ依ル申請書ヲ受理シタルトキハ左ノ事項調査ノ上副申スヘシ

- 一、管理シ能ハサル事由ノ當否
- 二、他人ニ名義ヲ藉スノ虞レナキヤ
- 三、其ノ他許否上參考トナルヘキ事項

第八條 規則第十五條第三項ニ依ル申請書ヲ受理シタルトキハ左ノ事項調査ノ上副申スヘシ

- 一、管理方法ノ適否
- 二、申請シタル事由ノ當否
- 三、其ノ他許否上參考トナルヘキ事項

第九條 規則第十七條但書ニ依ル申請書ヲ受理シタルトキハ其ノ病院ニ

第十三編 衛生 第四章 病院、健康診断

於テ收容スル患者ノ病種(眼科、性病科等)ニ依リ宿直ノ醫師ヲ要セスト認メラルル場合ニ限り許可スヘシ

警察署長前項ノ許可ヲ爲シタルトキハ其ノ年月日、申請者、病院名、申請ノ事由等速ニ知事ニ報告スヘシ

第十條 規則第十八條但書ニ依ル申請書ヲ受理シタルトキハ其ノ診療所ニ於ケル専門科名(眼科、耳科、鼻科等)ニ徴シ其ノ必要ナキヤ否及申請ノ事由ノ當否等調査ノ上副申スヘシ

第十一條 規則第二十條但書ニ依ル申請書ヲ受理シタルトキハ非常災害等ニ依リ緊急已ムテ得サル場合ニ限り許可スヘシ
警察署長前項ノ許可ヲ爲シタルトキハ其ノ年月日、申請者、診療所名、申請ノ事由等速ニ知事ニ報告スヘシ

第十二條 所轄警察署長ハ規則第二十六條乃至第二十八條ニ依ル處分ヲ必要トスル場合ハ其ノ狀況ヲ詳具シ知事ニ報告スヘシ

第十三條 所轄警察署長ハ規則第十七條ニ該當スル者アルトキハ其ノ狀況ヲ詳具シ知事ニ報告スヘシ

第十四條 警察部、警察署ニハ別記様式ノ診療所臺帳ヲ備ヘ異動ノ都度整理スヘシ

第十五條 診療所ニシテ傳染病院若ハ精神病院タルモノ及病室ニシテ傳染病室タルモノニ對シテハ診療所取締規則ト共ニ傳染病預防法、精神病院法及精神病者監護法並ニ之件ヲ法令ノ適用ヲ受ケヘキモノニ付之カ兩様ノ手續ヲ爲サシムヘシ

齒科診療所取締規則施行細則左ノ通定ム

齒科診療所取締規則施行細則

第一條 齒科醫師ニ非サルモノ(公共團體ヲ除ク)齒科病院又ハ齒科病院ニ非サル齒科診療所ヲ開設セムトスルトキハ齒科診療所取締規則(以下單ニ規則ト稱ス)第二條第三條ニ依ルノ外左ノ事項ヲ具シ申請スヘシ

一 本籍、住所、職業、氏名、生年月日 (法人ニ在リテハ其ノ名稱、住所、生年月日)

二 履歷書(法人ニ在リテハ代表者)

前項ノ齒科病院又ハ齒科病院ニ非サル齒科診療所ヲ開設シタルトキハ規則第二條第二項、第三條第二項ニ依ルノ外專門科名ヲ具シ之ニ勤務スル齒科醫師ノ免許證寫並履歷書ヲ添ヘ届出ツヘシ

第二條 規則第五條第一項但書ニ依ル許可ヲ受ケムトスル開設者タル齒科醫師ハ管理シ能ハサル事由ヲ具シ申請スヘシ

前項ノ許可ヲ受ケ管理者ヲ定メタルトキハ十日以内ニ管理者タル齒科醫師ノ免許證寫並履歷書ヲ添ヘ知事ニ届出ツヘシ其ノ管理者ヲ變更シ又ハ開設者タル齒科醫師自ラ管理スルニ至リタルトキ亦同シ

第三條 規則第五條第三項ニ依ル許可ヲ受ケムトスル齒科醫師ハ左ノ事項ヲ具シ申請スヘシ

- 一 現ニ管理スル齒科診療所ノ名稱所在地專門科名及管理方法
- 二 新ニ管理セムトスル齒科診療所ノ名稱所在地專門科名及管理方法
- 三 申請ノ事由

●齒科診療所取締規則施行細則

靜岡縣令第二十三號(昭和九年四月十四日)

訂(靜岡令二一九號)

第四條 第一條第二項、第二條第二項、第八條ノ規定ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第五條 診療所取締規則施行細則第一條乃至第四條、第六條乃至第八條、第十三條、第十五條乃至第十七條、第十九條乃至第二十一條並其ノ關則ノ規定ハ之ヲ齒科診療所ニ準用ス

附則

第六條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七條 規則施行ノ際現ニ存セシ齒科診療所ニシテ其ノ構造設備規則第九條ニ依リ準用スル診療所取締規則第二十一條、第二十二條ノ規定ニ適合セサルモノニ在リテハ之ヲ改善若ハ大修繕ノ場合ニ於テ之ニ適合セシム

第八條 規則第十四條ノ規定ニ依リ名稱ニ付猶豫期間ヲ設ケラレタル齒科診療所ノ開設者ハ昭和八年九月一日以前ヨリ其ノ名稱ヲ使用セルコトヲ證スルニ足ル文書ヲ本令施行後二十日以内ニ知事ニ提出スヘシ

●齒科診療所取締規則施行細則取

扱手續

靜岡縣訓令乙第五百五十五號(昭和九年四月十四日)

醫務部 醫務課

齒科診療所取締規則施行細則取扱手續左ノ通定ム

齒科診療所取締規則施行細則取扱手續

第一條 本令ニ於テ規則ト稱スルハ「齒科診療所取締規則」細則ト稱スル

第十三編 衛生 第四章 病院、健康診断

訂(靜岡令二一九號)

- ハ「齒科診療所取締規則施行細則」ヲ謂フ
- 第二條 申請書、屆書ニシテ齒科醫師免許證寫ヲ添附スル場合ハ總テ本證書ト對照シ其ノ旨附記シ對照者記名捺印スヘシ
- 第三條 規則第二條第一項、第三條第一項ニ依ル申請書ヲ受理シタルトキハ左ノ事項調査ノ上申請スヘシ
 - 一、申請者ノ資産、信用程度、人物性行
 - 二、維持經營者トシテノ適否
 - 三、其ノ他許否上參考トナルヘキ事項
- 第四條 規則第五條第一項但書ニ依ル申請書ヲ受理シタルトキハ左ノ事項調査ノ上申請スヘシ
 - 一、管理シ能ハサル事由ノ當否
 - 二、他人ニ名義ヲ藉スノ虞レナキ事
 - 三、其ノ他許否上參考トナルヘキ事項
- 第五條 規則第五條第三項ニ依ル申請書ヲ受理シタルトキハ左ノ事項調査ノ上申請スヘシ
 - 一、管理方法ノ適否
 - 二、申請シタル事由ノ當否
 - 三、其ノ他許否上參考トナルヘキ事項
- 第六條 診療所取締規則施行細則取扱手續第三條、第四條、第六條、第十一條乃至第十四條ノ規定ハ之ヲ齒科診療所ニ準用ス

市町村種痘事務整理順序

訓令甲第六號(明治四十三年二月二十八日)

昭和三年訓令甲第二七號改正

市役所 衛生課長 町村役場

從來ノ種痘規則ニ於テハ種痘ノ時期各人區々ニシテ從テ平時義務者ニ對シ之ヲ強制スルコト難ク又懈怠者ニ關スル規定ヲ缺ク等不備ノ點アリ...

市町村種痘事務整理順序

第一 種痘期日ノ指定及公種痘施行ノ期間

訂(訓令一三六號)

訂(訓令五三三號)三版

第一條 市町村長(之ニ準スルハキモ)ハ毎年三月ヨリ六月ニ至ル間ニ於テ...

第五章 種痘

市町村種痘事務整理順序

一、切種用種痘針 二、兼盤 三、滅菌「ガーゼ」及脫脂綿、同上膠器...

前年中既に痘瘡ヲ經過シ又ハ種痘ヲ完了シタル者ヲ除キ之ヲ第一期種痘簿ニ登録スルコト但シ寄留等ノ届出ナキ現住人ハ警察官吏ノ通報等ニ依リ之ヲ調査シ登録スルコト

二、學齡等ニ就キ數ハ歳十歳ノ現住人ヲ調査シ前年迄ニ痘瘡ヲ經過シ又ハ第二期種痘ヲ完了シタル者ヲ除キ之ヲ第二期種痘簿ニ登録スルコト但シ學齡簿ニ登録ナキ現住人ハ警察官吏ノ通報等ニ依リ之ヲ調査シ登録スルコト

三、戶籍吏又ハ他市區町村長ヨリ第一期種痘未了者ノ通知ヲ受ケタルトキハ他市區町村ニ轉居シタル者ヲ除キ之ヲ第一期種痘簿ニ登録スルコト

四、前年種痘ヲ猶豫シタル者及前年第一回ノ種痘不善感ナル者其ノ他前年ノ種痘簿ニ登録ノ者ニシテ前年中ニ痘瘡ヲ經過シ又ハ種痘ヲ完了セザルトキハ之ヲ第一期又ハ第二期種痘簿ニ登録スルコト

五、前各號ノ外學校、育兒院、製造所等ノ首長、警察官吏又ハ衛生組合長ノ通報、種痘法第四條第二項ノ届出其ノ他種痘法第十四條ニ依レル調査等ニ依リ種痘ヲ怠リタル者(種痘ヲ受ケタル證據不明)ヲ第一期又ハ第二期種痘簿ニ登録スルコト

第十一條 市町村長ハ種痘簿編製後種痘ノ指定期日マテニ前條ニ該當スル者其ノ市町村内ニ來住シタルトキハ遲滞ナク種痘簿ニ登録スルコト

第十二條 市町村長ハ前二條ノ外常ニ種痘ヲ怠リタル者ヲ調査シ之ヲ第一期又ハ第二期種痘簿ニ登録スルコト

前項ノ場合ニ於テ其ノ年内ニ種痘ヲ完了セシメ難シト認ムル者ニ就テハ其ノ通報書、届書、調査書等ヲ一括保存シ翌年ノ種痘簿ニ登録スルコト

製スルコト
種痘簿ハ十年間之ヲ保存スルコト

第四 種痘票ノ調製

第十六條 市町村長ハ便宜第九條乃至第十五條ノ種痘簿ヲ編製セス本條以下ニ依リ種痘票ヲ調製スルモ妨ナシ

種痘票ハ専ラ公種痘ノ用ニ供スルノ目的ヲ以テ調製スルモノトス但シ第二十四條ニ依リ併テ私種痘ノ成績ヲ明ニスルノ用ニ供スルモ妨ナシ

第十七條 市町村長ハ毎年二月末日迄ニ左記各號ニ依リ別紙雜形ニ準シ第一期及第二期種痘票ヲ調製スルコト

一、戶籍簿、身分登記簿及寄留簿等ニ就キ前年中出生ノ現住人ヲ調査シ既ニ痘瘡ヲ經過シ又ハ種痘ヲ完了シタル者ヲ除キ第一期種痘票ヲ調製スルコト但シ寄留等ノ届出ナキ現住人ハ警察官吏ノ通報等ニ依リ之ヲ調査シ種痘票ヲ調製スルコト

二、學齡簿等ニ就キ數ハ歳十歳ノ現住人ヲ調査シ前年迄ニ痘瘡ヲ經過シ又ハ第二期種痘ヲ完了シタル者ヲ除キ第二期種痘票ヲ調製スルコト但シ學齡簿ニ登録ナキ現住人ハ警察官吏ノ通報等ニ依リ之ヲ調査シ種痘票ヲ調製スルコト

三、戶籍吏又ハ他市區町村長ヨリ第一期種痘未了者ノ通知ヲ受ケタルトキハ他市區町村ニ轉居シタル者ヲ除キ第一期種痘票ヲ調製スルコト

四、種痘法第四條第二項ノ届書、警察官吏衛生組合長ノ通報書其ノ他種痘ヲ怠リタル者ノ覺書等及種痘猶豫期限ノ經過シタル猶豫願書並私種痘ノ第一回不善感届書等ヲ取出シ種痘票ヲ調製スルコト

第十三條

市町村長ハ種痘簿ニ登録ノ者種痘ノ指定期日マテニ死亡シ又ハ他市區町村ニ轉住シ若ハ一年以上居所不明ナルトキ又ハ痘瘡ヲ經過シタル爲種痘ヲ要セザルトキハ其ノ事由ヲ當該欄内ニ記シ氏名ノ欄ヲ朱線ニテ抹消スルコト

前項ノ外種痘簿記載ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキハ(既ニ種痘ヲ完了ノ異動)遲滞ナク之ヲ加除訂正スルコト

第十四條 市町村長ハ公種痘ヲ施行シタルトキ及種痘法第十二條第二項私種痘ノ届出ヲ受ケタルトキハ其ノ都度遲滞ナク種痘ノ月日、成績等ヲ種痘簿當該欄内ニ記入シ種痘ヲ猶豫シタル者ニ付テハ備考欄内ニ其ノ事由ヲ記載スルコト

其ノ年出生ノ者第一期種痘ヲ完了シ又ハ數ハ歳八歳九歳ノ者第二期種痘ヲ完了シタルトキ其ノ他種痘簿ニ未登録ノ者種痘ヲ完了シタルトキハ之ヲ登録記入スルコト

第三十六條ニ依リ種痘施行ノ場合ニ於テ其ノ年内出生者ノ種痘ノ月日、成績等ハ可成別ニ種痘簿ヲ調製シ之ニ登録記入スルコト

種痘簿編製前(一月一日ヨリ種痘)私種痘ノ届出ヲ受ケタルトキハ其ノ届書(口頭届出ナレ)ヲ保存シ種痘簿編製ノ際ニ之ヲ登録記入スルコト

第十五條 種痘簿ノ記入順序ハ受痘者ノ多數ナル市町村ニ於テハ町名、字名若ハ番地ニ依リ適當ニ區別シ又ハ氏名ノ「イロハ」順ニ記入スル等搜索ニ便ナラシムルコト

訂(警團令五三號)三版

訂(警團令七二號)三版

五、前年ノ種痘票中種痘ヲ猶豫シタル者及前年第一回ノ種痘不善感アル者其ノ他未タ種痘ヲ完了セザル者ノ種痘票ヲ取出シ本條各號ノ種痘票ト共ニ整理スルコト

六、前各號ノ外種痘ヲ怠リタル者アルコトヲ知リタルトキハ其ノ種痘票ヲ調製スルコト

第十八條 市町村長ハ種痘票調製後種痘ノ指定期日マテニ前條ニ該當スル者其ノ市町村ニ來住シタルトキハ遲滞ナク其ノ種痘票ヲ調製スルコト

第十九條 種痘票調製後種痘ノ指定期日マテニ死亡シ又ハ痘瘡ヲ經過シ若ハ私種痘ノ届出ヲ爲シタル者ニ付テハ第二十四條ノ場合ヲ除ケ外其ノ種痘票ヲ廢棄スルコト又他市區町村ニ轉居シタル者ニ付テハ其ノ種痘票ヲ廢棄シ若ハ便宜之ヲ轉居地ノ市區町村長ニ送致シ轉居通報ノ用ニ供スルコト

種痘票調製後種痘ノ指定期日マテニ種痘ヲ猶豫シタル者ニ付テハ其ノ種痘票備考欄内ニ其ノ事由ヲ記入シ他日ノ用ニ供スルコト

第二十條 市町村長ハ常ニ種痘ヲ怠リタル者ヲ調査シ若直ニ種痘ヲ完了セシメ難キトキハ其ノ覺書ヲ調製シ他日ノ用ニ供スルコト

第二十一條 第三十五條又ハ第三十六條ニ依リ種痘ヲ施行スルトキ種痘票未調製ノ者ニ付テハ其ノ際ニ之ヲ調製シ記入スルコト

未種痘者覺書等ハ一括保存スルコト
前項覺書ノ保存期間ハ私種痘局書ハ十年間其ノ他ハ種痘完了又ハ種痘
票調製時マテトス

第二十四條 市町村長ハ事務ノ繁簡ニ依リ前條ノ屆書、申請書、通報書、
覺書等ニ代ヘ其ノ種痘票ヲ調製シテ保存スルコト此ノ場合ニ於テハ私
種痘ノ種痘票ニハ其ノ備考欄内ニ私種痘ト朱書スルコト

第五 種痘及検査ノ施行

第二十五條 市町村長ハ種痘所ニ臨ミ種痘事務ニ從事スルコト
種痘所ニハ種痘簿又ハ種痘票ヲ配置シ種痘ノ月日、成績等ヲ記入スル
コト

第二十六條 相當ノ事由ニ依リ種痘所ニ出頭スルコト能ハサル受痘者
ニ對シテハ其ノ住所ニ就キ種痘ヲ施行スル等適宜ノ方法ヲ講スルコ
ト

第二十七條

種痘所ニハ検査期日及種痘後注意スヘキ事項ヲ揭示シ且之
ヲ口頭及覺書ヲ以テ保護者又ハ之ニ代ルヘキ者ニ指示スルコト其ノ注
意スヘキ事項ハ左ノ如シ

- 一、清潔ナル掃掃器ヲ着用セシムルコト
 - 二、感冒ノ預防ニ注意シ接種後數日間ハ塵湯ノ類ハ妨ナキモ可成全身
浴ヲ禁スルコト
 - 三、接種ノ部位ハ摩擦擦傷又ハ汚染セザル様注意スルコト
 - 四、接種部附近ニ膿腫ヲ生ジタルトキ、發熱高キトキ又ハ潰瘍ヲ生ス
ルノ傾アルトキハ醫師ノ診察ヲ受クルコト
- 五、指定セラレタル検査期日ニハ相違ナク検査所ニ出頭スヘキコト但
再、指定セラレタル検査期日ニハ相違ナク検査所ニ出頭スヘキコト但

訂(醫令七二號)三編

シ不得止事由アルトキハ其ノ當日マテニ事由ヲ具シ届出ルコト
六、種痘済證ハ大切ニ保存スヘキコト

第二十八條 検査ハ種痘後第六日乃至第八日ニ種痘所ニ於テ醫師之ヲ行
ヒ市町村長ハ其ノ事務ニ從事スルコト

第二十九條 検査ノ當日相當ノ事由ニ依リ出頭スルコト能ハサル者ニ對
シテハ其ノ住所ニ就キ検査ヲ行ヒ又ハ最寄醫師ノ検査ヲ受ケシメ其ノ
種痘證ヲ提示シ又ハ其ノ寫ヲ添ヘ口頭若ハ書面ニテ届出テ爲サシムル
コト

第三十條 種痘済證ハ検査ノ當日之ヲ交付スルコト
第三十一條 市町村長ハ學校、育兒院、製造所其ノ他多數ノ兒童ヲ集合セ
シタル場所ノ首長ニ協議シ各自ニ醫師ヲシテ種痘及検査ヲ行ハシメ又
ハ兒童ノ來集スヘキ種痘所及日時等ヲ打合ハセ種痘及検査ヲ行アモト

第三十二條 市町村長ハ衛生組合長ヲシテ組合内ノ種痘完了者ヲ調査セ
シメ其ノ保護者等ニ對シ指定期日マテニ種痘ヲ受タヘキコトヲ戒告セ
シメ其ノ種痘所ニ來集スヘキ者ハ可成之ヲ引込出頭セシムルコト但シ
兒童ノ保護者等ニシテ兒童ヲ種痘所ニ出頭セシメ難キ事情アル者アル
トキハ其ノ氏名住所等ヲ通報セシメ第二十六條ニ依リ種痘ヲ施行スル
コト

第三十三條 衛生組合ニ於テ種痘ヲ施行シタルトキハ便宜組合長ヲシテ
保護者等ニ代リ衛生醫師ノ證明ヲ得種痘法第十二條第二項私種痘ノ届
出ヲ爲サシムルコト

第三十四條 市町村長ハ種痘簿、種痘票等ニ依リ指定期日マテニ種痘ヲ
行ハサル者、種痘期滿期間ヲ經過シタル者其ノ他種痘ヲ爲ラズル者ヲ

訂(醫令三〇號)三編

第三十九條 市町村長ハ公種痘ヲ施行シ又ハ種痘法第十二條第二項私種
痘ノ届出ヲ受ケタルトキハ第一期種痘ヲ完了シタル者(善感シタル者
モ二回検査シ)ヲ速ニ本籍地ノ戶籍吏ニ通知スルコト第一期種痘前痘
簿ヲ經過シタル者アルトキ亦同シ

第四十條 市町村長ハ學齡簿編製ノ際之ニ種痘ニ關スル事項(第何期種
痘第何期第一回不善感)ヲ記入スルコト
前條ノ場合ニ於テ學齡兒童ナルトキハ其ノ第一期種痘ナルト第二期種
痘ナルトニ拘ラズ之ヲ學齡簿ニ記入スルコト第二期種痘前痘簿ヲ經過
シタル者アルトキ亦同シ

第四十一條 市町村長ハ小學校及之ニ類スル各種學校又ハ幼稚園ノ卒業
證書、修業證書又ハ保育證書ニ可成種痘ニ關スル事項(定期種痘完了)
ヲ記入セシムルコト

第八 種痘済證及種痘票等ノ調製
第四十二條 種痘済證ハ保存ニ便ナラシムル爲可成厚キ西洋紙ニテ調製
シ其ノ大サハ縦五寸五分横四寸五分位ト爲スコト

第四十三條 市町村ニ於テハ可成醫師ノ交付スヘキ種痘證及痘疹經過證
(別記)用紙ヲ種痘済證用紙ニ準シテ調製シ醫師ノ請求アルトキハ無
償ニ之ヲ交付スルコト、私種痘届用紙モ亦之ニ準シ醫師ニ交付シ置
キ保護者又ハ種痘法第三條ノ義務者ニ代リ届出テ爲サシムルコト

第九 通報及報告
第四十四條 警察官吏ニ於テ戸口調査ノ際無届寄留者又ハ要種痘者ヲ發
見シタルトキハ其ノ都度市町村長ニ通報シ市町村長ヨリ種痘期日ノ通
報ヲ受ケタルトキハ種痘法第十四條等ニ依リ種痘ノ普及ヲ勵行スルコ

第三十八條 市町村長ハ戶籍吏又ハ他市區町村長ヨリ第一期種痘完了者
ノ通知ヲ受ケタル場合ニ於テ他市區町村ニ轉居シタル者アルトキハ連
ニ之ヲ轉居先ノ市區町村長ニ轉報スルコト

第七 種痘ニ關スル通知記入

第三十七條 市長種痘期日ヲ指定シタルトキハ日籍華人等準備者ノ居住
地域ニハ可成醫師及吏員ヲ派遣シ其ノ住所ニ就キ種痘及検査ヲ施行ス
ル等適宜ノ方法ヲ講スルコト

第六章 傳染病

●傳染病豫防法施行細則

縣令第五十六號(大正十四年十月十三日)

沿道 大正十五年縣令第八五號改正

傳染病豫防法施行細則左ノ通定ム

傳染病豫防法施行細則

第一章 傳染病ノ届出及患者、死者ノ處置

第一條 傳染病豫防法第三條ノ醫師ノ届出ハ左ノ各號ニ依ルヘシ

一 患者又ハ死體ノ所在、病名、氏名、年齢、職業、發病及初診年月日、診斷又ハ検査年月日時

二 病原體保有者ヲ診斷シ又ハ病原體ノ消失ヲ認メタルトキハ其ノ所在、氏名、年齢、職業、病原體名、診斷年月日時

三 轉歸ノ場合ハ氏名、轉歸別及年月日時並治癒ノ場合ハ主要症狀消退ノ年月日

前項ノ届出者ハ其ノ住所、氏名ヲ具スヘシ

第二條 傳染病患者ノ主治醫師ハ患者ノ主要症狀消退シタルトキハ其ノ年月日ヲ診察簿ニ記載スヘシ

第三條 市町村長及豫防委員ハ傳染病患者アリタルトキハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外之ヲ傳染病院、隔離病舎又ハ傳染病室ノ設備アル病院ニ入ラシムヘシ

赤痢、腸チフス、「バラチフス」、流行性腦脊髄膜炎、猩紅熱ノ患者ニシテ左記各號「チフテリア」患者ニシテ第一號乃至第三號及第五號、第七號ニ該當スル場合ハ所轄警察官署長ト協議シテ上豫防上支障ナシト

認メタルトキニ限リ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

一 患者ヲ隔離スヘキ適當ナル室ヲ有スルトキ

二 患者専用ノ飲食器具、衣服、寢具其ノ他必要ナル器具、什器ヲ有スルトキ

三 豫防消毒ニ必要ナル器具、藥品ヲ備フルトキ

四 看護婦ヲ専從セシムルトキ

五 主治醫師アルトキ

六 患者専用ノ便所アルトキ

七 完全ナル豫防消毒方法ヲ施行シ得ルト認ムルトキ

八 貨座敷、料理店、飲食店及旅店、下宿屋、寄宿舍、合宿所其ノ他多量ノ宿泊又ハ集合スル場所ニアラサルトキ

九 腸チフス、「バラチフス」、赤痢ニ在リテハ菓子、飴、煮染、豆腐、氷雪、肉乳、魚介、蔬菜、果實其ノ他直ニ飲食ニ供シ得ヘキ物ノ製造又ハ販賣ヲナス家ニアラサルトキ

第四條 傳染病患者ヲ傳染病院、隔離病舎以外ノ場所ニ於テ治療スルトキハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一 患者ハ晝リニ病室外ニ出テ又ハ出テシメサルコト

二 病室ニハ醫師及看護人ノ外誰リニ出入セシメサルコト

三 看護人ハ晝リニ他ノ健康者ト交通セサルコト

四 看護人ノ使用スル寢具、器具等ハ一定スルコト

五 病室ニ入ルトキハ豫防衣ヲ着用シ、出ツルトキハ手足其ノ他必要ナル部分ノ消毒ヲ行フコト

六 病室ニ於テハ患者ノ外飲食セサルコト

訂(縣令)一三九號

訂(縣令)一三二號

ケタル者ハ左ノ各號ニ從フヘシ

一 竅穴ノ深サハ地面ヨリ楕ノ上面迄一、八「メートル」以上ナルコト

二 竅穴ハ水ノ湧出スル場所ヲササルコト

三 楕ノ厚サハ三「センチメートル」以上ノ板ヲ以テ液體ノ滲出セザル構造トナシ又ハ粘藥ヲ施シタル塊ヲ用ヒ堅牢ナル覆蓋ヲ以テ密閉スルコト

四 死體ヲ棺ニ斂ムルニハ規定ノ消毒ヲ行ヒ死體ノ周圍ニハ石灰末ヲ覆填スルコト

五 楕ノ周圍竅穴内ハ總テ普通石灰末ヲ以テ十五「センチメートル」以上ノ厚サニ充填スルコト

第二條 病原體保有者ノ取扱及病原體ノ検査

第八條 傳染病豫防法施行規則第八條ニ依リ請求ヲナサムトスル者ハ病原體保有者ノ住所、氏名、年齢、病原體名、検査材料採取ノ日時時ヲ具シ居住地ノ市町村長又ハ所轄警察官署若ハ簡南検査所ニ検査材料ヲ提出スヘシ但シ検査材料採取ニ關シテハ當該吏員ノ指示ニ從フヘシ

前項ノ検査成績ハ所轄警察官署長ニ通知ス

第九條 傳染病豫防法施行規則第十二條ノ届出ニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ

一 病原體保有者ノ住所、氏名

二 診察年月日

第十條 市町村長ハ其ノ市町村内ニ於ケル病原體保有者ノ病原體消失ニ至ル迄特別ノ事由アルモノノ外最長十五自以內ノ間隔ヲ以テ細菌學的

第七條 傳染病豫防法第十二條第一項但書及第二項但書ニ依ル許可ヲ受

第六條 傳染病患者ノ死體ヲ斂ムル楕ハ液體ノ滲出セザル構造トナスヘシ

第五條 傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

傳染病豫防法第七條ニ依リ處置スヘシ

検査ヲ施行スヘシ

市町村長ハ前項ノ検査成績ヲ所轄警察官署長ニ通知スヘシ

第十一條 市町村長ハ其ノ市町村内ニ於ケル傳染病患者ノ主要症状消退シタル時ヨリ起算シ左ノ期間ヲ経過シタル後引續キ二回以上病原體ノ存在ヲ證明セサルニ至ル迄細菌學的検査ヲ施行スヘシ

一 「腸チフス」、「バラチフス」、赤痢、「コレラ」ニ七日間
二 「チフス」ノ流行性腸胃膜炎 三日間

市町村長ハ前項ノ検査成績ヲ主治醫及警察官署長ニ通知スヘシ

第十二條 市町村長ハ第十條及前條ノ検査材料ヲ縣立細菌検査所ニ提出シ検査ヲ求ムルコトヲ得

第十三條 市町村長ハ第十條及第十一條ノ検査ノ爲必要ナル検査材料ヲ採取スルコトヲ得

第十四條 第十一條ノ検査材料ノ採取ニ關シテハ傳染病預防法施行規則第九條ノ規定ニ準スヘシ

第十五條 傳染病預防法第二十一條第六ノ生活費ハ十四歳未満ハ一日金參拾錢以上金五拾錢以内、十四歳以上ハ一日金四拾錢以上金七拾錢以内トス但シ土地ノ狀況其ノ他ノ事情ニ依リ必要アリト認ムルトキハ特ニ増額支給スルコトヲ得

第十六條 警察官署長飲料水又ハ河川、池、沼、湖水、水路等ニ病毒混入シ豫防上急速ヲ要スト認ムルトキハ其ノ水ノ飲用使用若ハ其ノ場所ニ於ケル漁撈、游泳ヲ一時停止スルコトヲ得

第十七條 市町村長ハ其ノ市町村内ニ於ケル傳染病預防法施行規則第九條ノ規定ニ準スヘシ

第十八條 警察官署長ハ其ノ市町村内ニ於ケル傳染病預防法施行規則第九條ノ規定ニ準スヘシ

第十九條 警察官署長ハ其ノ市町村内ニ於ケル傳染病預防法施行規則第九條ノ規定ニ準スヘシ

第二十條 警察官署長ハ其ノ市町村内ニ於ケル傳染病預防法施行規則第九條ノ規定ニ準スヘシ

第二十一條 警察官署長ハ其ノ市町村内ニ於ケル傳染病預防法施行規則第九條ノ規定ニ準スヘシ

第二十二條 警察官署長ハ其ノ市町村内ニ於ケル傳染病預防法施行規則第九條ノ規定ニ準スヘシ

第二十三條 警察官署長ハ其ノ市町村内ニ於ケル傳染病預防法施行規則第九條ノ規定ニ準スヘシ

第二十四條 警察官署長ハ其ノ市町村内ニ於ケル傳染病預防法施行規則第九條ノ規定ニ準スヘシ

第二十五條 警察官署長ハ其ノ市町村内ニ於ケル傳染病預防法施行規則第九條ノ規定ニ準スヘシ

第二十六條 警察官署長ハ其ノ市町村内ニ於ケル傳染病預防法施行規則第九條ノ規定ニ準スヘシ

第二十七條 警察官署長ハ其ノ市町村内ニ於ケル傳染病預防法施行規則第九條ノ規定ニ準スヘシ

第二十八條 警察官署長ハ其ノ市町村内ニ於ケル傳染病預防法施行規則第九條ノ規定ニ準スヘシ

第二十九條 警察官署長ハ其ノ市町村内ニ於ケル傳染病預防法施行規則第九條ノ規定ニ準スヘシ

第三十條 警察官署長ハ其ノ市町村内ニ於ケル傳染病預防法施行規則第九條ノ規定ニ準スヘシ

第三十一條 警察官署長ハ其ノ市町村内ニ於ケル傳染病預防法施行規則第九條ノ規定ニ準スヘシ

第三十二條 警察官署長ハ其ノ市町村内ニ於ケル傳染病預防法施行規則第九條ノ規定ニ準スヘシ

第三十三條 警察官署長ハ其ノ市町村内ニ於ケル傳染病預防法施行規則第九條ノ規定ニ準スヘシ

第三十四條 警察官署長ハ其ノ市町村内ニ於ケル傳染病預防法施行規則第九條ノ規定ニ準スヘシ

第三十五條 警察官署長ハ其ノ市町村内ニ於ケル傳染病預防法施行規則第九條ノ規定ニ準スヘシ

第三十六條 警察官署長ハ其ノ市町村内ニ於ケル傳染病預防法施行規則第九條ノ規定ニ準スヘシ

第三十七條 警察官署長ハ其ノ市町村内ニ於ケル傳染病預防法施行規則第九條ノ規定ニ準スヘシ

前項ノ場合ハ其ノ事由ヲ具シ知事ニ速報スヘシ

第十七條 警察官署長、検査委員傳染病預防法上必要アリト認ムルトキハ傳染病預防法第十九條第一號ノ健康診断又ハ死體検査ヲ行フコトヲ得

前項ノ健康診断又ハ死體検査ヲ行ヒタルトキハ其ノ成績ヲ速ニ知事ニ報告スヘシ

第十八條 警察官署長、検査委員前條ノ場合ニ於テ必要アルトキハ市町村長ニ對シ市町村醫ヲ執務ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ市町村長ハ市町村醫ヲ執務セシムヘシ

第十九條 細菌検査所ヲ左ノ場所ニ置ク
静岡市 追手町 縣廳内
沼津市 本字松下 縣立沼津病院内
濱松市 鴨江町 縣立鴨江病院内

第二十條 市ハ傳染病院、町村ハ傳染病院又ハ隔離病舎ヲ設置スヘシ但シ二町村以上共同シテ設置スルコトヲ得

第二十一條 知事ニ於テ必要ト認ムルトキハ期限ヲ定メ傳染病院又ハ隔離病舎ノ増設及隔離所、消毒所ヲ設置シ命スルコトアルヘシ

第二十二條 市町村ハ清潔方法、消毒方法ノ施行及患者ノ運搬ニ必要ナル藥品及器具ヲ常備スヘシ

第二十三條 市町村ニハ市町村醫ヲ設置スヘシ

第二十四條 市町村醫設置ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二十五條 市町村醫設置ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二十六條 市町村醫設置ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二十七條 市町村醫設置ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二十八條 市町村醫設置ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二十九條 市町村醫設置ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第三十條 市町村醫設置ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第三十一條 市町村醫設置ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第三十二條 市町村醫設置ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第三十三條 市町村醫設置ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第三十四條 市町村醫設置ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第三十五條 市町村醫設置ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第三十六條 市町村醫設置ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第三十七條 市町村醫設置ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第三十八條 市町村醫設置ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第三十九條 市町村醫設置ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第四十條 市町村醫設置ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第四十一條 市町村醫設置ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第四十二條 市町村醫設置ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第四十三條 市町村醫設置ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第四十四條 市町村醫設置ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

訂(静岡令一二二號)

實(静岡令一二九號)

分ノ一以內

三 其ノ他ノ費用ニ對シテハ四分ノ一以內

前項精算額ニシテ本則第三十七條ニ定ムル一請求期間内ノ金額貳拾五圓ニ滿タサル場合ハ補助セズ

第三十四條 市町村ノ支出其ノ負擔ニ堪エスト認ムルトキ又ハ特別ノ事由アルトキハ前條ノ規定ニ據ラス支出精算額ノ一部若ハ全部ニ對シ全額迄補助スルコトアルヘシ

第三十五條 補助ハ現品ヲ以テ交付スルコトアルヘシ此ノ場合ハ時價ニヨリ金額ニ換算ス

第三十六條 市町村傳染病豫防費ヲ以テ購入シタル土地若ハ建物ニシテ補助ヲ受ケタル後之カ使用ヲ廢止セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テハ其ノ部分ニ屬スル補助金額ノ全部又ハ一部ヲ返納セシムルコトアルヘシ

第三十七條 補助ハ一會計年度ヲ二回ニ分チ其ノ年十月末日及翌年四月末日迄ニ前六ヶ月間ニ要シタル費用ノ精算ヲ送ク請求スヘシ但シ傳染病豫防法第二十一條第四號ノ新築、改築若ハ移轉變更及修繕費ニ付テハ工事落成後直ニ補助ノ請求ヲナスヘシ

前項ノ期間内ニ精算シ難キ場合ハ豫メ其ノ事由ヲ具シ請求期日ヲ定メ知事ノ認可ヲ受クヘシ

第八章 罰則

第三十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス但シ法人ナルトキハ其ノ代表者十四歳未滿ノ者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法

内務部 警察部 警察署 市役所 町村役場

訂(靜岡令一二九號)

傳染病豫防法施行手續

訓令甲第十六號(大正十四年十月十三日)

訂(靜岡令一二九號)

傳染病豫防法施行手續左ノ通定

傳染病豫防法施行手續

第一章 通報

第一條 左ノ場合ニ於テハ町村長ハ警察官署長ニ市長警察官署長ハ速ニ知事ニ報告スヘシ

一 傳染病豫防法(以下單ニ法ト稱ス)第一條第一項ニ掲グル十病ノ外同法ニ依リ豫防方法ヲ施行スルノ必要アリト認ムル傳染病發生シタルトキ

二 法第十九條各號ノ全部若ハ一部ノ施行又ハ廢止若ハ解除ノ必要ヲ認ムルトキ但シ傳染病豫防法施行細則(以下單ニ細則ト稱ス)第十條第七條第二十七條ノ規定ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

三 埋葬シタル死體ニ對シ法第十三條ニ依リ更ニ相當ノ處分ヲ必要ト認ムルトキ

四 一時ニ多數ノ傳染病患者發生シ又ハ傳染病流行ノ兆アルトキ

第二條 警察官署長及市町村長ハ傳染病患者、死者又ハ傳染病毒ニ汚染若ハ汚染ノ疑アルトキ豫防上必要ト認ムル關係者ニ通報スヘシ

第三條 警察官署長ハ左ノ場合ニ於テハ速ニ知事ニ報告スヘシ

一 法第十七條ノ二ノ場合ニ於テ家用ノ供給ヲ遲延シ又ハ之ヲ爲ササルトキ

二 法第二十七條ニ依ル地方長官ノ施爲ヲ必要ト認ムルトキ

第四條 警察官署長ハ傳染病流行シ若ハ流行ノ虞アルトキハ市町村長ト

協議シ豫防上必要ナル處置ヲ爲スヘシ

前項ノ事項ハ速ニ知事ニ報告スヘシ

第五條 傳染病豫防法施行規則第三十條ニ依リ食費藥價ヲ徵集スル場合ハ知事ノ認可ヲ受クヘシ

第二章 患者發見方法

第六條 警察官署長、市町村長ハ必要アリト認メタルトキハ管内全部又ハ一部ニ對シ檢病調査ヲ行フヘシ

前項ニ依リ傳染病ノ疑アル患者ヲ發見シタルトキハ直ニ市町村醫又ハ其ノ他ノ醫師ヲシテ診斷セシメ早期發見ニ努ムヘシ

第三章 患者、死者ノ取扱

第七條 警察官署、市役所、町村役場ニ於テハ第一號様式ニ依リ傳染病患者及病原體保有者名簿ヲ備ヘ必要事項ヲ記入スヘシ

第八條 規則第五條第二項ノ報告ハ細則第一條ニ定ムル事項ノ外患者及病原體保有者發生ノ場合ハ其ノ男女別、届出月日、療養ノ場所、患者治療ノ場合ハ細則第十一條ノ檢査回數及成績ヲ第二號様式ニ依リ即報スヘシ

第九條 警察官吏、檢疫委員、市町村吏員、豫防委員ハ時時傳染病患者在ル場所ニ臨ミ其ノ狀況ヲ視察シ豫防上必要ナル事項ヲ指示スヘシ

第十條 當該吏員傳染病患者又ハ死體ヲ移送スルトキハ左ノ各號ニ依ルヘシ

一 患者又ハ死體ノ取扱ハ懇切ヲ旨トスルコト

二 醫師ヨリ注意アリタル事項ハ特ニ留意スルコト

三 移送中ハ當該吏員附添フコト

四 必要ナル藥品、器具、飲料等ヲ準備スルコト

五 患者移送中ハ其ノ容態ニ注意シ必要ニ應ジ適當ナル處置ヲ爲スコト

第六十一條 警察官署長法第十二條第一項但書ノ許可ヲ爲サムトスルトキハ左記各號ニ從フヘシ

一 止ムヲ得サル事由アルコト

二 豫防上支障ナキ場合ナルコト

三 細則第七條ノ規定ヲ履行シ得ル者ナルコト

第十二條 市町村長、檢疫委員、豫防委員規則第三十二條ノ認可ヲ爲サムトスルトキハ所轄警察官署長ニ協議スヘシ

第十三條 規則第三十二條ノ認可ハ左ノ各號ニ依ルヘシ

一 規則第三十二條第一項第一號及第二號ノ場合ハ事情止ムヲ得サルモノニシテ病者傳播ノ虞ナキ處置ヲ爲シ得ルトキ

二 規則第三十二條第一項第三號ノ場合ハ其ノ假死ニアラサルコトヲ認メ得ルトキ

前項第一號ノ認可ヲ爲シタル場合必要ト認ムルトキハ警察官署長又ハ市町村長ハ警察官吏、市町村吏員ヲシテ監視セシムヘシ

第十四條 病原體保有者

一 檢査材料ハ當該吏員又ハ醫師若ハ其ノ指示ヲ受ケタル者ヲシテ採取セシムルコト

二 檢査材料ノ容器ハ可成滅菌硝子製圓筒又ハ廣口瓶(尿ハ細口瓶)等ヲ用ヒ止ムヲ得サルトキハ尿及粘液ニ限リ清潔ナル竹筒(約六「セ

第十八條 警察官吏、市町村長、檢疫委員、豫防委員規則第十二條ノ届出又ハ通知ヲ受ケタルトキハ互ニ通報シ警察官署長ハ知事ニ報告スヘシ

前項ノ届出ヲ受ケタルトキハ左ノ事項ヲ指示スヘシ

一 病者ニ汚染シ又ハ汚染ノ疑アリト認ムルモノニ對シ消毒ヲ行フコト

二 病原體保有者又ハ其ノ保護者ハ途中病者ヲ散逸セサルコト

第十九條 市町村長病原體保有者ヲ退院又ハ退舍セシメタルトキハ其ノ旨直ニ所轄警察官署長ニ通知スヘシ

第二十條 細則第十條第十一條及前條ノ所轄警察官署長ニ對スル市町村長ノ通知ハ警察官署所在地外ニ在リテハ駐在所又ハ派出所ヲ經由スヘシ

第二十一條 警察官吏、檢疫委員、市町村吏員、豫防委員ハ病原體保有者ニ對シ消毒其ノ他遵守スヘキ事項ヲ指示シ時時之ヲ視察スヘシ

ンチメートル)ヲ用フルコトヲ得ルモ總テ「キルク」等ニテ密檢燻

著シ乾燥及内容漏出ノ虞ナキ時期スルコト

三 檢査材料ノ量ハ尿ハ梅實大、水糞便ナルトキハ五、立方「センチメートル」以上尿ハ一〇、立方「センチメートル」以上鼻咽喉ノ粘液ハ可及的少量ニ採取スルコト

四 鼻咽喉ノ粘液ハ日本藥局方精製綿ニテ採取シ容器ニ容レ乾燥及漏出セサル様密閉スルコト

五 檢査材料ニ消毒藥ヲ混入セサルコト

六 容器ニハ氏名ヲ明記スルコト

七 檢査材料ハ採取後速ニ送付スルコト

第十條 細則檢査所ニ提出スル檢査材料ニハ左記事項ヲ具シタル送付書ヲ添附スヘシ

一 住所、氏名、年齢、檢査材料採取ノ月日時

二 前號ノ外病原體保有者ニ在リテハ病原體名、恢復期患者ニ在リテハ其ノ病名及主要症狀消退ノ月日其ノ他ノ者ニアリテハ檢査ノ目的トスル病原體ノ名稱

第十六條 警察官署長ハ細則第八條ノ檢査成績ニ付縣立細菌檢査所ヨリ通知ヲ受ケタルトキハ關係市町村長ニ通知スヘシ

第十七條 規則第十二條ノ通知ハ左ノ事項ヲ具スヘシ

一 病原體保有者ノ居所、氏名、年齢、職業

二 移轉セムトスル場所

三 移轉ノ年月日

四 病原體名

訂(警令一三九號)

第二十五條 市町村長ハ法第八條ニ依リ交通遮斷中日用品ノ購買其ノ他必要ナル專用運入ヲ雇入ルヘシ

第二十六條 警察官署長ハ交通遮斷及隔離中ハ警察官吏ヲシテ之カ取締ニ從事セシメ隔離中ノ者ニ對シ毎日健康診斷ヲ施行スヘシ

第二十七條 交通遮斷又ハ隔離中左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ對シテハ事情止ムヲ得サル場合ニ限リ消毒後許可スヘシ

一 交通遮斷又ハ隔離中ノ場所ヨリ物品ヲ他ニ搬出セムトスルトキ

第二十八條 細則第二十六條ノ期日ハ毎年三月ヨリ五月迄ノ間及十月ヨリ十二月迄ノ間ニ於テ市町村長ハ關係警察官署長ト協議シ之ヲ定ムヘシ

市町村長前項ノ期日ヲ決定シタルトキハ所轄警察官署長ニ通知シ警察官署長ハ之ヲ知事ニ報告スヘシ

市町村長ハ前項ノ期日ヲ施行義務者ニ周知セシムヘシ

第二十九條 警察官署長及市長ハ細則第二十六條ノ清潔方法終了後十日以内ニ第三號様式ニ依リ其ノ成績ヲ知事ニ報告スヘシ

第三十條 警察官署長及市町村長ハ警察官吏、市町村吏員ヲシテ細則第二十六條ノ清潔方法ノ施行ヲ監視セシムヘシ

第三十一條 市町村長、豫防委員規則第十四條第十五條第十六條第三十二條ニ依リ清潔方法、消毒方法ヲ施行セムトスルトキハ其ノ所在地ノ警察官吏ニ通知スヘシ

夜間ニ於テ消毒方法ノ施行ヲ要スル事項發生シタル場合ハ應急消毒ヲ得

得

得

得

得

得

得

得

得

得

得

得

得

得

得

ナシ翌日更ニ施行スヘシ

第三十二條

消毒施行吏員ハ左ノ事項ヲ調査シ病汚染ノ場所及物品等ニ對シ其ノ程度ヲ判定シ消毒ノ範圍及順序ヲ定メ著手スヘシ

一 發病後患者ノ在リタル日數

二 發病後患者ハ隔離的ニ治療シ居リタルヤ或ハ健康者ト交通シ又ハ雜居シ居リタルヤ

三 消毒其ノ他豫防上必要ナル注意ヲ拂ヒ居リタルヤ否

四 患者ハ清潔ナルヤ否

五 患者ノ起臥シタル室

六 患者ノ使用シタル物品

七 患者ノ交通シタル場所

八 患者ニ交通シタル者

九 患者ノ家族同居人ノ數

一〇 看護ニ從事シタル者

一一 尿、吐瀉物、血液、鼻汁、唾痰、膿汁、痂皮、落屑及之等ニ汚染シタルモノノ處置

一二 衣服其ノ他汚染物ヲ洗滌シタル場所及汚物、汚水等ヲ埋没又ハ投棄シタル場所

一三 便所、手洗鉢、水槽、芥溜、溝渠等

一四 患者又ハ死體ニ用ヒタル衣服、寢具、飲食器具、食物物殘渣、便器、書籍、玩具等ノ處置

一五 井水、河水、水道等ノ別及專用、共用等ノ關係

一六 蠅及鼠族等ノ多少

第四號様式ニヨリ請求書ニ左記各號ノ書類ヲ添附シ當廳ニ請求スヘシ

訂(靜岡令一二九號)

第三十六條 市町村ハ細則第三十三條ニ依リ補助ヲ受ケムトスルトキハ

第七章 補助

第七 既消毒ノ場所ニ未消毒ノ儘立入ラサルコト

一〇 消毒ニ使用シタル器具ハ終了後消毒ヲ行フコト

一一 消毒終了後ハ豫防衣及手足ヲ消毒シ且入浴スルコト

第三十四條 消毒ノ施行ハ家屋ノ内外ヲ分擔シテ著手スヘシ但シ分擔シ難キトキハ屋内ヲ先ニスヘシ

第三十五條 現場ニ於テ消毒シ難キモノハ之ヲ包裝シ其ノ被包ヲ消毒シタル後消毒ノ場所ニ移送スヘシ

第七 吏員豫防委員事務員ノ手當ハ一日七拾五錢以内

八 豫防委員事務員ノ借家料ハ一日壹圓以内

九 清潔方法施行ノ爲使役スル人夫賃ハ一日壹圓五拾錢以内

一〇 豫防救治ニ從事シ病汚染ニ感染シ又ハ死亡シタル者ノ手當金ハ明治三十三年九月靜岡縣令第三十八號ニ依リ市町村ニ於テ定メタル給與額

一一 火葬費(火葬人夫賃葬具費)死者一人ニ對シ七圓以内

一二 種痘醫師ノ手當ハ一日壹圓以内

一三 隔離病舎ノ看守人ニ對スル手當ハ一日貳拾錢以内

一四 吏員豫防委員事務員及小使宿直賄料ハ一夜金貳拾錢以内

附則

明治二十二年二月靜岡縣警訓第七號天然痘患者ノ糞尿消毒方ニ關スル件、

明治三十四年五月靜岡縣訓令第三六三號旅行中ノ外國公使又ハ其ノ家族ニシテ傳染病ニ罹リタル場合ニ於ケル處置方ノ件、明治三十四年八月靜岡縣訓令第四四六號傳染病患者ノ自宅治療ノ許可ニ關スル件、明治三十九年七月靜岡縣訓令第六二四號傳染病隔離病舎ノ簿册隨時檢閱方ノ件、明治四十年三月靜岡縣訓令第七號市町村傳染病豫防補助規程施行ニ關スル件、明治四十三年二月靜岡縣訓令第二號市町村傳染病豫防補助規程施行細則、明治四十五年五月靜岡縣訓令甲第二十五號虎列刺赤痢(疑似症、疫痢ヲ含ム)腸室扶斯、バラ室扶斯ニ對スル消毒ノ順序方法其ノ他ノ要領ニ關スル件、大正三年九月靜岡縣訓令第十八號浸水家屋ニ對スル清潔法施行其ノ他總テ衛生上ノ施設ニ關スル件、大正三年十二月靜岡縣訓令甲第二十六號腸室扶斯、バラ室扶斯患者收容治療ニ關スル件、大正七年三月靜岡縣訓令甲第十一號消化器傳染病者全治後尿消毒方ノ件及從

ナシ翌日更ニ施行スヘシ

第三十二條

消毒施行吏員ハ左ノ事項ヲ調査シ病汚染ノ場所及物品等ニ對シ其ノ程度ヲ判定シ消毒ノ範圍及順序ヲ定メ著手スヘシ

一 發病後患者ノ在リタル日數

二 發病後患者ハ隔離的ニ治療シ居リタルヤ或ハ健康者ト交通シ又ハ雜居シ居リタルヤ

三 消毒其ノ他豫防上必要ナル注意ヲ拂ヒ居リタルヤ否

四 患者ハ清潔ナルヤ否

五 患者ノ起臥シタル室

六 患者ノ使用シタル物品

七 患者ノ交通シタル場所

八 患者ニ交通シタル者

九 患者ノ家族同居人ノ數

一〇 看護ニ從事シタル者

一一 尿、吐瀉物、血液、鼻汁、唾痰、膿汁、痂皮、落屑及之等ニ汚染シタルモノノ處置

一二 衣服其ノ他汚染物ヲ洗滌シタル場所及汚物、汚水等ヲ埋没又ハ投棄シタル場所

一三 便所、手洗鉢、水槽、芥溜、溝渠等

一四 患者又ハ死體ニ用ヒタル衣服、寢具、飲食器具、食物物殘渣、便器、書籍、玩具等ノ處置

一五 井水、河水、水道等ノ別及專用、共用等ノ關係

一六 蠅及鼠族等ノ多少

第四號様式ニヨリ請求書ニ左記各號ノ書類ヲ添附シ當廳ニ請求スヘシ

訂(靜岡令一二九號)

第三十六條 市町村ハ細則第三十三條ニ依リ補助ヲ受ケムトスルトキハ

第七章 補助

第七 既消毒ノ場所ニ未消毒ノ儘立入ラサルコト

一〇 消毒ニ使用シタル器具ハ終了後消毒ヲ行フコト

一一 消毒終了後ハ豫防衣及手足ヲ消毒シ且入浴スルコト

第三十四條 消毒ノ施行ハ家屋ノ内外ヲ分擔シテ著手スヘシ但シ分擔シ難キトキハ屋内ヲ先ニスヘシ

第三十五條 現場ニ於テ消毒シ難キモノハ之ヲ包裝シ其ノ被包ヲ消毒シタル後消毒ノ場所ニ移送スヘシ

第七 吏員豫防委員事務員ノ手當ハ一日七拾五錢以内

八 豫防委員事務員ノ借家料ハ一日壹圓以内

九 清潔方法施行ノ爲使役スル人夫賃ハ一日壹圓五拾錢以内

一〇 豫防救治ニ從事シ病汚染ニ感染シ又ハ死亡シタル者ノ手當金ハ明治三十三年九月靜岡縣令第三十八號ニ依リ市町村ニ於テ定メタル給與額

一一 火葬費(火葬人夫賃葬具費)死者一人ニ對シ七圓以内

一二 種痘醫師ノ手當ハ一日壹圓以内

一三 隔離病舎ノ看守人ニ對スル手當ハ一日貳拾錢以内

一四 吏員豫防委員事務員及小使宿直賄料ハ一夜金貳拾錢以内

附則

明治二十二年二月靜岡縣警訓第七號天然痘患者ノ糞尿消毒方ニ關スル件、

明治三十四年五月靜岡縣訓令第三六三號旅行中ノ外國公使又ハ其ノ家族ニシテ傳染病ニ罹リタル場合ニ於ケル處置方ノ件、明治三十四年八月靜岡縣訓令第四四六號傳染病患者ノ自宅治療ノ許可ニ關スル件、明治三十九年七月靜岡縣訓令第六二四號傳染病隔離病舎ノ簿册隨時檢閱方ノ件、明治四十年三月靜岡縣訓令第七號市町村傳染病豫防補助規程施行ニ關スル件、明治四十三年二月靜岡縣訓令第二號市町村傳染病豫防補助規程施行細則、明治四十五年五月靜岡縣訓令甲第二十五號虎列刺赤痢(疑似症、疫痢ヲ含ム)腸室扶斯、バラ室扶斯ニ對スル消毒ノ順序方法其ノ他ノ要領ニ關スル件、大正三年九月靜岡縣訓令第十八號浸水家屋ニ對スル清潔法施行其ノ他總テ衛生上ノ施設ニ關スル件、大正三年十二月靜岡縣訓令甲第二十六號腸室扶斯、バラ室扶斯患者收容治療ニ關スル件、大正七年三月靜岡縣訓令甲第十一號消化器傳染病者全治後尿消毒方ノ件及從

前ノ通譯事項ニシテ本手續ニ概觸スルモノハ總テ之ヲ廢止ス
第一號様式ノ一

(傳染病患者名簿)

患者名		病名		性別		年齢		職業		住所		發病日期		診察日期		治療場所		醫師名		主要症狀		尿尿若ハ鼻咽喉 粘液検査月日及 成績		轉歸	
患者番號	姓名	病名	性別	年齢	職業	住所	發病日	發病月	診察日	診察月	治療所	治療日	治療月	醫師名	醫師月	醫師日	醫師月	醫師日	醫師名	醫師月	醫師日	醫師月	醫師日	轉歸日	轉歸月

第一號様式ノ二

(病原體保有者名簿)

保有者		病原體名		性別		年齢		職業		住所		發病日期		診察日期		治療場所		醫師名		主要症狀		尿尿若ハ鼻咽喉 粘液検査月日及 成績		轉歸	
保有者番號	姓名	病原體名	性別	年齢	職業	住所	發病日	發病月	診察日	診察月	治療所	治療日	治療月	醫師名	醫師月	醫師日	醫師月	醫師日	醫師名	醫師月	醫師日	醫師月	醫師日	轉歸日	轉歸月

備考 病原體保有者トナリタル月日ハ恢復患者ニアリテハ疾病全治シ單ニ病原體保有者トシテノ取締ヲ開始シタル日ヲ記スコト健康保
育者ニアリテハ發見シタル月日ト同一ナリ

第二號様式ノ一

(用紙牛紙中綴)

訂(醫開令一二九號)

訂(醫開令一二九號)

傳染病患者(病原體保有者)發生報告		發病日期		診察日期		治療場所		職業		住所		年齢		性別		疾病恢復 者ハ健康 者ノ別	
届出ニ 接シタル 日時	病名 (病原體名)	發病日	發病月	診察日	診察月	治療場	治療所	職業	住所	年齢	性別	疾病恢復 者ハ健康 者ノ別	疾病恢復 者ハ健康 者ノ別	疾病恢復 者ハ健康 者ノ別	疾病恢復 者ハ健康 者ノ別	疾病恢復 者ハ健康 者ノ別	疾病恢復 者ハ健康 者ノ別

右及報告候也
年 月 日
縣 警察 部 宛

警察(分)署(町村役場)

第二號様式ノ二

傳染病患者(病原體保有者)轉歸報告		轉歸日期		住所		年齢		性別		主要症狀消 退月日		細菌検査月日及成績	
病名	轉歸別	轉歸日	轉歸月	住所	年齢	性別	主要症狀消 退月日	細菌検査月日及成績	細菌検査月日及成績	細菌検査月日及成績	細菌検査月日及成績	細菌検査月日及成績	

右及報告候也
年 月 日
縣 警察 部 宛

警察(分)署(町村役場)

第三號様式

大正 年春(秋)季清潔法施行成績表		完全ト認メタル		不完全ノ爲再執行ヲ命シタル戸數		特別ノ事由アリテ指定期日ニ施行シ能ハサリシ戸數	
市町村名	總 戸 數	完全ト認メタル	不完全ノ爲再執行ヲ命シタル戸數	特別ノ事由アリテ指定期日ニ施行シ能ハサリシ戸數	特別ノ事由アリテ指定期日ニ施行シ能ハサリシ戸數	特別ノ事由アリテ指定期日ニ施行シ能ハサリシ戸數	特別ノ事由アリテ指定期日ニ施行シ能ハサリシ戸數

第十三編 衛生 第六章 傳染病

●腸チフス(バラチフスヲ含ム)豫防方法ノ實施ヲ特ニ必要トスル地域

静岡縣告示第二百六十一號(大正十五年六月十五日)

沿革 大正一五年告示第三六三號、昭和二年第二七九號、三年第二七八號、四年六月第三八七號、五年四月第二七六號、六年一月第一四三一號、九年二月第一三九七號改正

大正十五年五月静岡縣訓令甲第十號ニ依ル腸チフス(バラチフスヲ含ム)豫防方法ノ實施ヲ特ニ必要トスル地域ヲ左ノ通指定ス

- 富士郡ノ内
 - 加島村
 - 大宮町
 - 北山村
 - 田子浦村
- 庵原郡ノ内
 - 蒲原町
 - 由比町
- 安倍郡ノ内
 - 有度村
- 清水市ノ内
 - 江尻
 - 清水
 - 清水受新田
 - 入江
- 入江受新田
- 辻村
- 松三
- 保江

訂(静岡令二二九號)

訂(静岡令一六二號)

●傳染病豫防法第十一條埋葬ノ疑義ニ關スル件

衛第三七六號警察部長移牒(昭和四年一月三十一日)

警察局長 市町村長宛

傳染病豫防法第十一條埋葬ノ疑義ニ關スル件

標記ノ件ニ付甲號ノ通函并縣知事照會ニ對シ乙號ノ通函内務省ハ回答相成候旨通知有之候條御了知置相成度

記

(甲號)

衛第六六號

昭和四年一月十日

内務省衛生局長殿

福井縣知事

傳染病豫防法第十一條埋葬ノ疑義ニ關スル件

傳染病豫防法第十一條ニ所謂埋葬トハ土葬及火葬ヲ含ム儀ト存候得共墓地及埋葬取締規則第三條ニハ埋葬トハ火葬トナ明ニ區別セルヲ以テ聊疑義相生シ候ニ付貴局ノ御意見拜承致度此段及照會候也

(乙號)

衛第六六號

昭和四年一月十七日

福井縣知事殿

内務省衛生局長

傳染病豫防法第十一條埋葬ノ疑義ニ關スル件

標記ノ件ニ付一月十日衛第六六號ヲ以テ照會相成候處傳染病豫防法第十

第十三編 衛生 第六章 傳染病

●傳染病患者ノ取扱方ニ關スル件

衛第一〇三四九號警察部長通牒(昭和四年十二月二十六日)

市町村長 警察局長宛

傳染病患者ノ取扱方ニ關シテハ關係法令ニ準據シ夫々遺憾ナキ取扱ヲ爲シツツ可有之ト存候得共右法令ハ豫防ヲ主トスヘキ精神ナルヲ以テ左記事項ニ對シテハ特ニ御配慮相成度

追テ本年七月四日衛第五〇八七號ヲ以テ及通牒置キタル傳染病患者(保菌者ヲ含ム)取扱方ニ關スル件ハ左記事項ト概觸ニ付消滅ノ義ト御承知相成度申添

左記

- 一、傳染病患者ニシテ主要症狀消退シタル時ハ傳染病豫防法施行規則第十一條ノ期間ヲ經過シタル後縱令主治醫ノ治療届出アリト雖モ細菌學的検査ヲ施行シ引續キ二回以上病原體ノ存在ヲ證明セサルニ至ル迄ハ患者ト同一ノ取扱ヒヲ爲スコト但シ傳染病豫防法施行規則第十條ノ期間ヲ經過シタル場合ハ病原體保有者トシテ取扱ヲ爲ス事

●傳染病豫防藥交付規程

靜岡縣告示第六百五十四號(昭和八年七月八日)

沿章 昭和九年三月告示第二七七號改正

傳染病豫防藥交付規程左ノ通定ム

傳染病豫防藥交付規程

第一條 傳染病豫防ノ目的ヲ以テ左記種類ノ豫防藥ヲ豫算ノ範圍内ニ於テ製造シ之ヲ交付ス

一 疫痢赤痢豫防藥

第二條 豫防藥ノ交付ヲ受ケヘキモノハ縣内市町村及市町村衛生組合トス

第三條 豫防藥ノ交付ヲ受ケムトスルモノハ別記様式ニ依リ所轄警察署ヲ經由シ知事ニ申請スヘシ但シ急ヲ要スル場合ハ口頭又ハ其ノ他ノ方法ニ依リ申請スルコトヲ得

第四條 豫防藥ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ左ノ料金を納付スヘシ但シ特別ノ事情アリト認ムルトキハ減額又ハ無償交付スルコトアルヘシ

一 疫痢赤痢豫防藥 一人分ニ付金拾錢

第五條 前條料金を申請ノ際ニ納付スヘシ其ノ既ニ納付シタルモノハ之ヲ還付セス

附則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別記)

傳染病豫防藥交付申請書

請求品ノ種類	數	量	服藥豫定人員	服藥豫定月日	備考

右交付相成度此段及申請候也

郡市町村長又ハ
郡市町村衛生組合長 氏 名印

靜岡縣知事宛

●ベスト有病地ヲ發シ又ハ同地ヲ經テ歸來シ又ハ本縣ニ轉居シ若

訂(靜岡令二二七號)

訂(靜岡令一三四號)

ハ止宿者アリタルトキノ届出方

縣令第四十二號(明治三十八年十二月二十八日)

沿革 明治四〇年縣令第三二號改正

一 ベスト有病地ヲ發シ又ハ同地ヲ經テ歸來シ又ハ本縣ニ轉居シ若ハ止宿者アリタルトキハ二十四時間内ニ所轄警察官署又ハ巡查派出所駐在所ヘ届出ヘシ

二 前項届出義務者ハ宿主主其不在ノ場合ハ本人トス但本届出ハ口頭ヲ以テ爲スコトヲ得

三 本令ニ於テベスト有病地ト稱スルハ大阪市神戸市横濱市ヲ指稱ス本令ニ違フ者ハ科料ニ處ス
本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●大阪神戸ノ各市ヲ發シ若ハ同市ヲ經テ本縣下輸入禁止物件取締ノ件

縣令第三十六號(明治四十年七月五日)

大阪、神戸ノ各市ヲ發シ若ハ同市ヲ經テ左ノ物件ヲ縣下ヘ輸入シタルトキハ其所有主又ハ管理者ハ其種類數量及發送地ヲ記シ直ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

但シ汽車船舶ニ乗載ノ儘通過シタルモノハ此ノ限ニアラス

本令ニ違背シタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス
本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

穀類、穀粉類、糠、紙屑、有機性肥料、棉花、革皮、羽毛、獸毛、古綿、古麻布、古麻袋、古袋、古敷物、古著、古菴

●古著類許可ニ關スル件

衛第五五四號ノ一検査委員長通牒(昭和二年六月十一日)

警察署長 市町村長宛

古著類許可ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ昭和二年六月四日付左記内務省衛生局長ヨリノ通牒有之候

古著類許可ニ關スル件

明治三十二年十一月内務省令第五十四號ヲ以テ古著類ノ輸入禁止相成候處特定セル個人ノ著用ニ供スル古著類ニ在リテハ小包郵便ニ據ル輸入ノ場合ニ限り輸入許可相成候條御了知相成度

●「ベスト」豫防ニ關シ死體檢案ノ件

縣令第四十一號(大正十三年六月二十五日)

「ベスト」豫防ニ關シ死體檢案ノ件左ノ通定ム

「ベスト」豫防ニ關シ死體檢案ノ件

「ベスト」豫防ノ爲傳染病豫防法第十九條ニ依リ當分ノ内左ノ病名ニ依リ死體ニ對シ必要アリト認ムルトキハ檢案ヲ施行ス

腦膜炎、肺炎、肋膜炎、脚氣衝心、腸出血、心臟麻痺、敗血症、腦毒症、淋巴腺腫、淋巴炎、耳下腺炎、筋肉炎、丹毒

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●「ベスト」豫防ニ關シ死體檢案ノ件取扱手續

訓令甲第九號(大正十三年六月二十五日)

- 「ベスト」豫防ニ關シ死體檢案ノ件取扱手續左ノ通定ム
- 「ベスト」豫防ニ關シ死體檢案ノ件取扱手續
- 第一條 死體檢案ハ醫師タル衛生技師、技手又ハ防疫醫及檢疫委員タル醫師チシテ之ヲ行ハシム
- 前項ノ醫師ニシテ差支アルトキ及其ノ配置ナキトキハ所轄市役所町村役場ハ所轄警察官署ノ指示ニ依リ市町村醫又ハ市町村ノ臨時雇入醫師チシテ檢案チ行ハシム
- 第二條 市役所又ハ町村役場ニ於テ死亡届又ハ火葬認許申請書ニ依リ檢案ヲ要スヘキ死者アルコトヲ知得シタルトキハ其ノ死體ノアル場所並ニ死者ノ氏名年齢病名發病年月日及死亡年月日時ヲ直ニ所轄警察官署ニ通知スヘシ
- 第三條 警察官署ニ於テ前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ第一條ノ醫師チシテ之ヲ檢案セシメ其ノ結果ヲ速カニ市役所又ハ町村役場ニ回報スヘシ
- 第四條 市役所又ハ町村役場ニ於テ死體檢案ノ結果差支ナキ旨ノ回答ヲ受ケタルトキハ速カニ埋葬(火葬)認許證ヲ附與スヘシ
- 第五條 警察官署ハ死體檢案ノ結果傳染病又ハ之ニ疑ハシキ疾病ナルコトヲ發見シタルトキハ相當措置スルコト同時ニ其ノ事實ヲ當廳ニ即報スヘシ

第六條 所轄警察官署ハ檢案ノ結果ヲ左記様式ニ依リ報告スヘシ

果計		計		市町村名		死體檢案成績	月日	警察署
女	男	女	男	女	男			
						腦		
						膜		
						炎		
						肺		
						膜		
						肋		
						心		
						衝氣		
						脚		
						血		
						出		
						腦		
						痺癱		
						心		
						敗		
						膿		
						症		
						血毒		
						腫		
						炎		
						肉		
						筋		
						丹		
						ト		
						病		
						傳染		
						他		
						計		

第七條 本令適用區域ハ濱松市、濱名、引佐ノ二郡トス

訂(靜岡令一三四號)

改(靜岡令一〇八號)

●吐瀉又ハ下痢症ニ罹リタル患者ノ排泄物及其ノ汚染シタルモノヲ河川溝渠池沼ニ投棄又ハ洗滌スヘカラサル件

縣令第五十一號(明治二十八年九月十五日)
吐瀉又ハ下痢症ニ罹リタル患者ノ排泄物及其ノ汚染シタルモノヲ河川溝渠池沼ニ投棄シ又ハ洗滌スヘカラス違フ者ハ「刑法第四百二十六條第四」ニ據リ處分ス

●檢疫委員設置

第一號様式



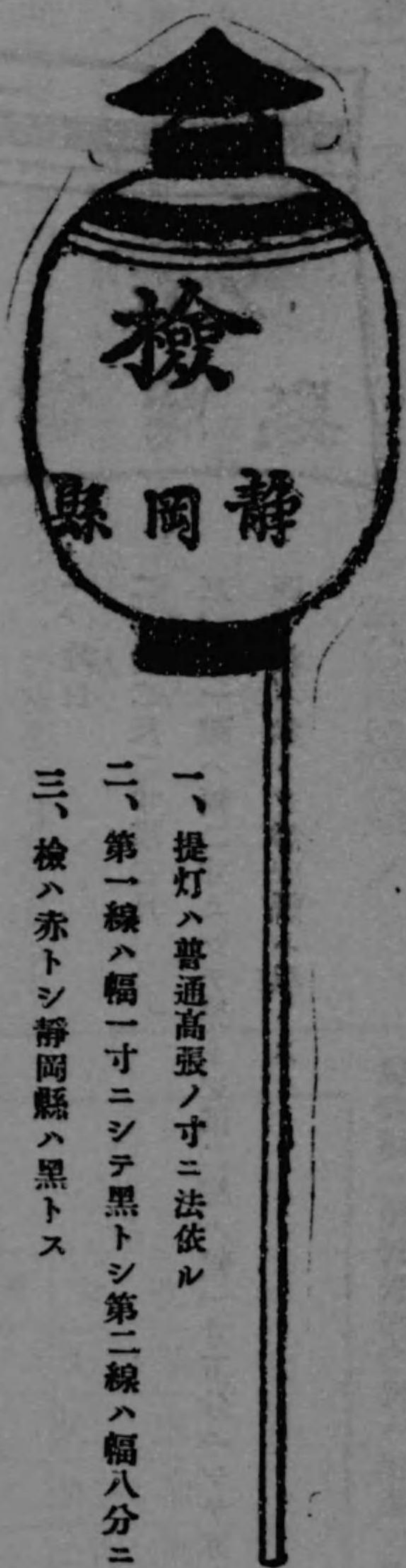
- 一、地白
- 二、縦二尺二寸横三尺
- 三、第一線ハ幅二寸ニシテ黒トシ第二線ハ幅一寸五分ニシテ赤トス
- 四、檢ハ赤トシ靜岡縣ハ黒トス

●船舶汽車檢疫ノ際事務所ニ掲揚ノ旗提灯及檢疫従事員徽章制定

告示第六十八號(明治三十三年四月十三日)
明治三十年三月法律第三十六號傳染病豫防法第十八條ニ依リ本月一日ヨリ本廳ニ檢疫委員ヲ設置シ傳染病豫防救治ニ關スル一切ノ事務ヲ掌理ス

告示第三百三十二號(大正五年九月二十九日)
船舶汽車檢疫ノ際其ノ事務所ニハ左記第一號様式ノ旗提灯ヲ掲揚シ檢疫ニ従事スル官吏ハ同第二號様式市町村長豫防委員ハ同第三號様式ノ徽章ヲ左胸部ニ附著セシム

徽章ニ限リ前項以外ノ檢疫ニ従事スル場合ニ於テモ之ヲ使用セシムルコトアルヘシ



- 一、提灯ハ普通高張ノ寸ニ法依ル
- 二、第一線ハ幅一寸ニシテ黒トシ第二線ハ幅八分ニシテ赤トス
- 三、檢ハ赤トシ靜岡縣ハ黒トス

第二號様式

檢疫委員長

檢疫委員副長

檢疫委員、防疫職員
檢疫事務取扱巡查



- 一、地黃羅紗トス
- 二、圓ノ直径二寸
- 三、山形、檢ハ緋羅紗トス



同上



同上

第三號様式

市町村長

豫防委員



- 一、地黃羅紗トス
- 二、圓ノ直径二寸
- 三、防ハ緋羅紗トス

改(靜岡令一〇八號)

改(靜岡令一〇八號)

●健全證書交付手續

縣令第四十三號(大正十二年六月一日)
健全證書交付手續左ノ通定ム

健全證書交付手續

明治三十五年三月三内務省令第九號健全證書交付手續第一條ニ依リ健全證書ノ交付ヲ申請セムトスルモノハ左ノ事項ヲ具シ乗込人員ニ對スル醫師ノ診斷書ヲ副ヘ船長ヨリ所轄警察官署ニ申請書ヲ差出スヘシ

- 一、船籍、船名、船種、噸數
- 一、船主又ハ代理人及船長ノ氏名
- 一、出帆ノ地名
- 一、出帆ノ日時
- 一、船客船員ノ員數
- 一、積荷ノ種類員數

附則

大令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●健全證書交付手續ニ關スル取扱

規程

訓令第十八號(大正十二年六月一日)

警察署 警察分署

明治三十五年三月三内務省令第九號健全證書交付手續ニ關スル取扱規程左ノ通定ム

健全證書交付手續ニ關スル取扱規程

第一條 警察官署長健全證書交付ノ申請ヲ受ケタルトキハ船舶所在ノ港

ニ法定傳染病ノ流行ナク且申請船舶ニ臨檢シ健全ナルコトヲ確認シタ
シ上健全證書ヲ交付スヘシ

前項ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ醫師タル檢疫委員ヲシテ乘組員
及乗客ノ健康診斷ヲ行ハシムルコトアルヘシ

第二條 手数料ハ其ノ金額ニ相當スル收入印紙ヲ願書ニ貼付シテ之ヲ納
付セシムヘシ

健全證書ヲ交付セサルトキハ手数料ヲ徵收スルノ限ニ在ラス

第三條 健全證書ノ用紙ハ知事ニ請求スヘシ其ノ受拂ハ帳簿ヲ設ケ記載
スヘシ

第四條 傳染病豫防法第十八條ニ依リ船舶檢疫ヲ施行スル港ニ於テハ船
舶檢疫ニ從事スル檢疫委員之ヲ行フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●結核豫防法施行細則

訂(靜岡令一三八號)

- 第一條 醫師結核豫防法(以下單ニ法ト稱ス)第二條第一項ノ規定ニ依ル
消毒其ノ他ノ豫防方法ノ指示ハ口頭ヲ以テスルノ外其ノ事項ヲ記載シ
タル文書ヲ交付シ其ノ旨診療ノ餘白ニ記載スヘシ
- 第二條 法第四條第一項第一號ニ依ル健康診斷ハ日時並ニ場所ヲ定メ左
ニ掲クル者ニ對シ之ヲ行フ
 - 一 旅店、下宿屋、木賃宿、貸座敷、料理店、飲食店、理髮業、引手
茶屋、芝居茶屋、待合茶屋、遊船宿、貸席、遊藝場、興行場、湯
屋其ノ他客ノ來集ヲ目的トスル場所ニ於ケル從業者
 - 二 産婆、看護婦、鍼灸按摩マツサリシ柔道整復術從業者、藝妓、娼
妓、酌婦其ノ他接客ニ接スル業務ニ從事スル者但シ現ニ醫家ニ
在リテ其ノ診療事務ニ從事スル産婆、看護婦ハ檢診ヲ省略スルコ
トヲ得
 - 三 菓子、鮎、肉、乳、煮賣業其ノ他飲食物ノ製造又ハ販賣ニ直接從
事スル者
 - 四 箸、揚子、羅字、糝粉、鉛細工等ニ類スルモノノ製造又ハ販賣ニ
直接從事スル者
 - 五 貸布團、貸本、古著商、質屋、貸衣裳等其ノ他之ニ類スル物件ノ
賣買授受ノ業務ニ直接從事スル者
 - 六 其ノ他特ニ必要ト認メタル者

縣令第七十四號(大正九年十二月二十九日)

沿革 昭和二年縣令第六四號改正

結核豫防法施行細則左ノ通定ム

結核豫防法施行細則

- 第三條 學校、幼稚園、育兒院、病院、製造所其ノ他多衆ノ集合スル場
所ノ首長若ハ其ノ代理者ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ
 - 一 十二歳未満ノ者ヲシテ甚シク塵埃ヲ飛揚セシムル掃除ニ從事セシ
メサルコト
 - 二 常ニ室内廊下等ノ清潔ヲ保持シ且掃除ニ際シテハ可成塵埃ヲ飛揚
セシメサル様注意シ掃除從事者ニハ鼻口覆ヲ用ヒシムルコト
- 第四條 旅店、料理店、飲食店其ノ他客ノ來集ヲ目的トスル場所ノ營業
主ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ
 - 一 營業ノ用ニ供スル飲食用器具、洗面用具等ハ常ニ清潔ナラシメ結
核患者又ハ之ニ疑ハシキ者ヲシテ使用セシメタルトキハ其ノ都度
消毒ヲ行フコト
 - 二 戸障子、襖、手摺等常ニ手指ノ觸レル部分ハ時時消毒ヲ行フコト
 - 三 座布團、寢具ハ時時日光消毒ヲ行フコト
- 第五條 興行場ニアリテハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ
 - 一 場内ハ常ニ清潔ヲ保チ採光換氣ヲ良クシ且塵埃ヲ飛揚セシメサル
様注意スルコト
 - 二 座布團ハ時時日光消毒ヲ行フコト
 - 三 下足札ハ時時消毒ヲ行フコト
- 第六條 古著、古布團及古本等ノ營業者ハ消毒シタル物品ニ非サレハ販
賣又ハ授受スルコトヲ得ス但シ既ニ消毒シタル事ヲ證明シ得ラレル物
品ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス
- 第七條 結核患者又ハ其ノ疑アル者ノ使用シタル家屋並居室ハ之ヲ消毒
スルニ非サレハ讓渡若ハ貸付スルコトヲ得ス

訂(靜岡令一三七號)

- 第八條 結核豫防法施行規則第二條第一項(以下單ニ規則ト稱ス)ニ依リ
左ノ場所ヲ指定ス
 - 參籠所、説教所、教會堂、會社、銀行、集會所、勤工場、人力駐車場、
貸座敷、飲食店、遊藝場、市場、圖書館、新聞雜誌發賣所、診療所
- 第九條 規則第四條第一項ニ依リ左ノ場所ヲ指定ス
 - 賀茂郡稻生澤村、同郡下河津村、同郡上河津村、同郡南中村
 - 田方郡熱海町、同郡伊東町、同郡修善寺町、同郡川西村、同郡戸田村、
同郡土肥村、同郡上野野村
 - 駿東郡靜浦村、同郡御殿場町
 - 庵原郡興津町、同郡由比町
 - 安倍郡久能村
 - 濱名郡舞阪町、同郡新居町
 - 沼津市
 - 清水市
- 第十條 規則第四條第二項ニ依リ前條指定地域外ニ於ケル旅店並指定地
域ノ内外ヲ問ハス下宿屋貸座敷貸蒲團營業者ニ之ヲ準用ス
- 第十一條 結核豫防法施行令(以下單ニ令ト稱ス)第一條ニ依リ補償金ノ
交付ヲ受ケムトスル者ハ制限又ハ禁止セラレタル建物ノ場所、坪數、損
害額、制限又ハ禁止ノ年月日ヲ具シ知事ニ申請スヘシ
- 第十二條 令第十四條ノ規定ニ依リ生活費ノ補給ヲ受ケムトスルトキハ
從業禁止又ハ療養所入所後三十日以内ニ左ノ事項ヲ具シ知事ニ申請ス
ヘシ
 - 一 從業禁止又ハ入所ヲ命セラレタル年月日並補給ヲ受ケルニアラサ

●結核豫防費補助規程

縣令第三十號(大正七年三月二十九日)

沿革 昭和二年縣令第六七號改正

結核豫防費補助規程左ノ通定ム

結核豫防費補助規程

第一條 市町村又ハ衛生組合ニ於テ結核豫防上結核病毒ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル家庭其ノ他ノ物件ヲ消毒スル爲支出シタル費額(設備費初費ヲ除ク)ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ縣費ヨリ其ノ二分ノ一以內ヲ補助ス

第二條 前條ノ豫防費ニシテ支出ニ伴フ收入又ハ寄附金若ハ補助金等アリタル場合ハ之ヲ支出額ヨリ控除シタル額ニ對シテ補助ス

第三條 補助申請書ニ記載シタル金額適當ナリト認ムルトキハ之ヲ査定シ其ノ決定額ニ對シテ補助ス

第四條 本規程ニ依リ補助ヲ受ケムトスルトキハ前年分ヲ翌年一月中旬ニ別記様式ニ依リ證據書類ヲ添ヘ當廳ニ請求スヘシ

附 則

本令ハ大正七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

結核豫防費補助請求書

消毒施行 總件數	家屋 室數	物件 個數	依 者數	消毒方法別 蒸氣、フオルマ リン、蒸氣、藥 洗滌機、其ノ他	支 出 費 額		收 入		備 考
					材料費	手當人 夫賃等	計	差引額 精 算	

右請求候也

年 月 日

知 事 宛

施行者

市 町 村 長
衛生組合主幹者

訂(靜岡令一三八號)

●結核豫防ニ關スル生活費補助ノ件

告示第百十一號(大正十年三月四日)

結核豫防法施行細則第十四條ニ依リ生活費補助ノ程度、方法、期間、廢止及停止ニ關スル件左ノ通定ム

結核豫防ニ關スル生活費補助ノ件

- (一) 生活費補助ノ程度
生活費補助額ハ生活ノ場所、年齢、收入、其ノ他ヲ參酌シ一人ニ付當分ノ内一日金壹拾圓以內トシ一家ニ付總額一日金壹圓ヲ超ユルコトヲ得ス
- (二) 生活費補助ノ方法
生活費補助方法ハ毎月初ニ於テ一家經理者ニ對シ之ヲ支給ス但シ月中途ニ於テ補助ヲ止メタルトキハ既ニ交付シタル分ハ日割ヲ以テ之カ返納ヲナサシムルコトアルヘシ
- (三) 生活費補助期間
生活費補助期間ハ左ノ各號ニ依ル
一、從業禁止ヨリ解除ニ至ル迄
二、療養所入所中
生活費補助廢止
- (四) 生活費補助廢止
生活費補助廢止ハ左ノ各號ニ依ル

改(靜岡令一〇六號)

- 一、補助ヲ受ケル者結核豫防法施行令第十三條第二號第三號ニ記載スル關係ヲ離レタルトキ
- 二、生活費ノ補助ヲ要セスト認ムルニ至リタルトキ
- 三、從業ヲ禁止セラレタル者療養所入所者、死亡失踪シタルトキハ令第十三條第二號第三號ニ該當スル者ニ對シ生活費ノ補助ヲ廢止ス
- (五) 生活費補助ノ停止
生活費補助ノ停止ハ左ノ各號ニ依ル
一、補助ヲ受ケル者懲役又ハ禁錮ニ處セラレタルトキ
二、補助ヲ受ケル者一時補助ヲ停止スルモ差支ナシト認ムルトキ
三、補助ヲ受ケル者令第十三條第二號第三號ノ者ニシテ怠惰又ハ素行不良ト認ムルトキ

●流行性感冒ニ關スル件

衛第三六六號警察部長通牒(昭和二年一月二十二日)

市町村長宛

昨年十二月以來各地方ニ流行性感冒流行ノ徵有之本縣ニ於テモ頃日之カ發生ヲ見ルニ至レリテ以テ左記豫防要項ニ基キ豫防警戒ニ努メラレ度之レカ流行ノ兆アル場合ハ速ニ其狀況ヲ所轄警察署ニ通報相成度

記

豫防要項

第一 傳染経路ノ遮斷

甲 飛沫傳染ノ防止

- 一 咳嗽、噴嚏ニ關スル注意
 - イ、咳嗽、噴嚏ノ際ハ「ハンカチ」手拭、紙片等ニテ口鼻ヲ覆フコト
 - ロ、對談ノ際ハナルヘク三四尺ノ間隔ヲ保ツコト
 - ハ、飛沫傳染ノ危険ナルコトヲ周知徹底セシムルコト
- 二 「マスク」ノ使用
 - イ 患者ニ接スルトキ使用スルコト
 - ロ 群衆ノ中(電車、汽車、劇場、寄席、活動寫眞館、集會等)ニ入ルトキ使用スルコト
 - ハ 患者又ハ罹患ノ疑アル者ハ人ニ接スルトキ又ハ外出ノ際使用スルコト
 - ニ 理髮業者ノ如キハ從業中使用スルコト
 - 三 「マスク」ニ關スル注意
 - イ 「マスク」ハ清潔ナル布片ニテ製シ其ノ厚サハ「ガーゼ」六枚ノ程

度ヲ標準トスルコト

- ロ 「マスク」ハ口鼻ヲ完全ニ覆フ大サヲ要スルコト
 - ハ 「マスク」ハ時々取換ヘ又ハ煮沸、洗濯スル等常ニ清潔ニスルコト
- ##### 乙 患者ノ隔離
- 一 一般家庭
 - イ 患者ハナルヘク別室ニ隔離シ別室ナキトキハ屏風、衝立ノ類ヲ以テ健康者ト隔ツルコト
 - ロ 患者ハナルヘク早期ニ入院スルヲ可トス
 - ハ 患者トノ交通ヲ差控フルコト
 - ニ 寄宿舍及工場等
 - イ 流行ノ兆アルトキハ健康診断、外出禁止、面會謝絶其ノ他出入ノ警戒ヲナスコト
 - ロ 隔離室ヲ設ケ患者及罹患ノ疑アル者ハ早期ニ隔離スルコト
 - ハ 工場通勤者ニシテ罹患セルモノ又ハ罹患ノ疑アルモノアルトキハ相當期間就業ヲ差控ヘシムルコト
 - 三 旅店、下宿屋其ノ他宿泊所
 - イ 患者又ハ罹患ノ疑アル者ニハ速ニ醫療ヲ受クヘキコトヲ勸メ他ノ宿泊人ト交通ヲ差控ヘシムルコト
 - ロ 患者ニハナルヘク早期入院ヲ勸ムルコト
 - 四 病院其ノ他患者收容所
 - イ 流行性感冒患者ト他ノ一般患者トハ同室ニ收容セサルコト
 - 五 客ニ接スル業務者
 - イ 訂(靜岡令一三七號)

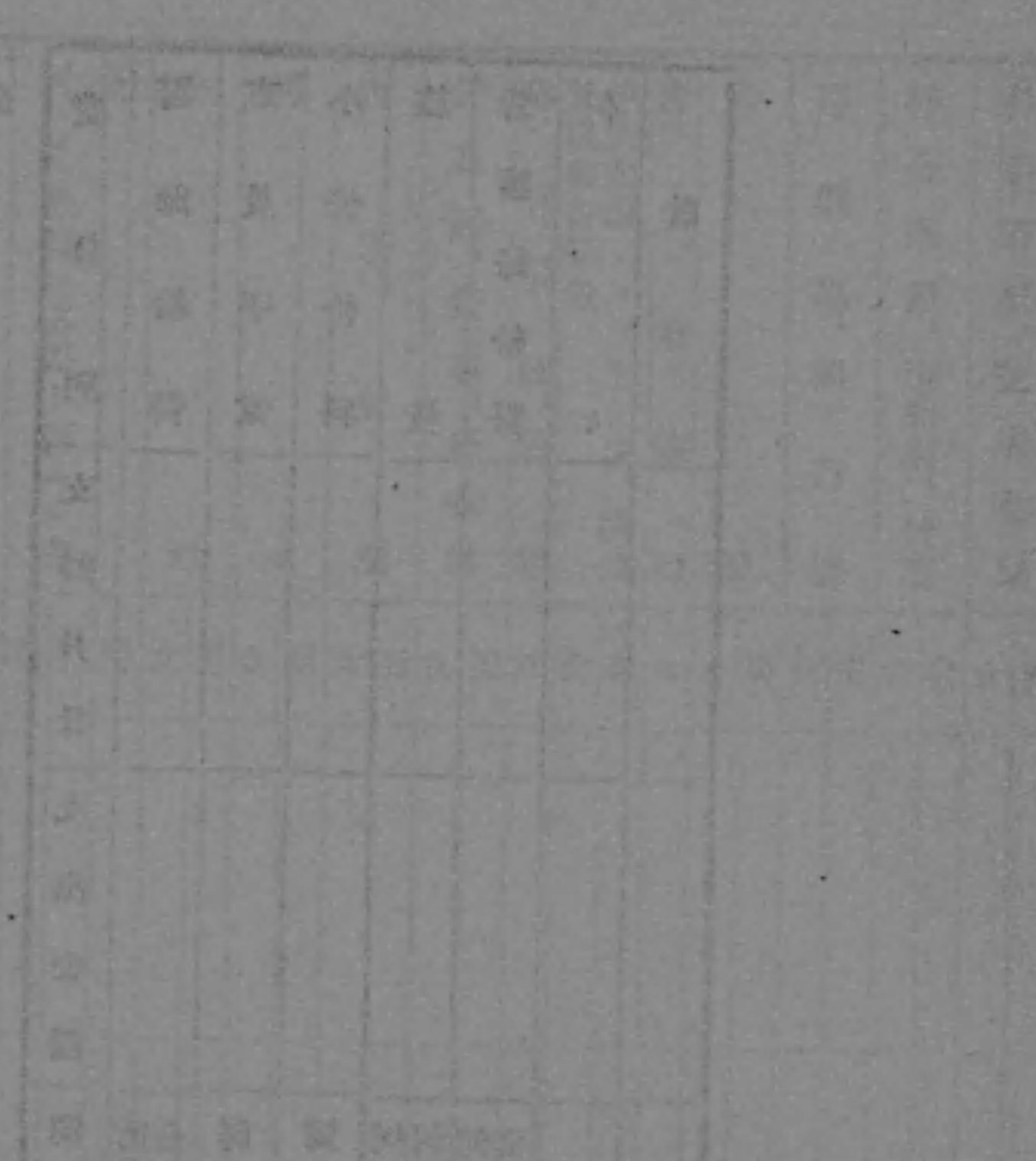
訂(靜岡令一三一號)

丙 集會、集合ノ制限

- 一 患者又ハ罹患ノ疑アル者ハ相當期間就業ヲ差控フルコト
- 二 集會、講演會、說教等
 - イ 流行時ニハナルヘク此ノ種ノ會合ヲ見合ハスコト
- 三 學校、幼稚園等
 - 一 昇校停止
 - イ 職員、生徒、兒童ニシテ罹患セルモノ又ハ罹患ノ疑アルモノハ直ニ昇校ヲ停止スルコト
 - ロ 患者ノ發生セル家庭又ハ部落ヨリ來ル職員、生徒、兒童ニ對シテハ必要ト認ムルトキハ直ニ昇校ヲ停止スルコト
 - 二 學校閉鎖
 - イ 學校内、學校所在地及其ノ近傍ニ於テ患者發生ノ場合ハ狀況ニ依リ速ニ全校又ハ其ノ一部ヲ閉鎖スルコト
 - 三 流行時ニハ遠足、運動會、早朝ノ昇校等ニ付考慮スルコト
 - 四 幼稚園ニ於テハ前記各號ニ準シ處置スルコト
 - 五 劇場、寄席、活動寫眞館等
 - イ 流行時ニハ入場者ノ「マスク」使用ヲ獎勵シ衛生施設ヲ一層嚴密ニシ狀況ニ依リ興行ヲ見合ハスコト
 - 六 祭禮、祝賀會、法會、葬式等ニ於ケル多人數ノ集合ハナルヘク之ヲ避クルコト
- 四 交通機關
 - イ 咳嗽、噴嚏ニ關スル注意、「マスク」ノ使用、唾痰ノ處置ヲナルヘク勵行スルコト

丁 消毒

- 一 唾痰ノ處置
 - イ 唾痰ハ唾壺、布片、紙片又ハ下水、便池等ノ外ニ略出セサルコト
 - ロ 唾痰、鼻汁ニテ汚染セル布片、紙片及唾壺内ノ唾痰ハ消毒シ又ハ便池ニ投棄スルコト
- 二 患者ノ使用セル居室、寢具、衣類、食器等ノ消毒
 - イ 居室ノ消毒
 - ロ 疊及器具ハ濕布ヲ以テ拭淨シ室内ハ日光ノ射入、空氣ノ交換ヲ充分ニスルコト
 - ハ 寢具、衣類等ノ消毒
 - イ 履日光消毒ヲ行フカ又ハ煮沸消毒、蒸汽消毒等ヲ行フコト
 - ロ 食器ノ消毒
 - イ 食器ハ專用トシ使用ノ都度熱湯消毒ヲ行フコト
 - ロ 患者又ハ罹患ノ疑アル者ノ使用セル物件ハナルヘク健康者用ノモノト區別シ消毒セル後ニ非ラサレハ他人ニ使用セシメサルコト
 - 三 旅店、下宿屋、飲食店、料理店等ニ於テ營業上使用スル物件ニ付テハ前記各號ニ準シ處置スルコト
 - 三 旅店、下宿屋、飲食店、料理店等ニ於テ營業上使用スル物件ニ付テハ前記各號ニ準シ處置スルコト
 - 四 含嗽
 - イ 含嗽ハ食鹽水(百分中食鹽一)、重曹水(百分中重曹一)、硼酸水(百分中硼酸一)、微溫湯等ヲ使用シ一日數回殊ニ外出ノ後、食事ノ前後及就眠前ニ行フコト



●癩豫防ニ關スル件及同施行規則 執行手續

訓令甲第十號(明治四十二年三月三十日)

〔部〕市役所 警察署 〔警察分署〕

町村役場

明治四十年法律第十一號及同施行規則執行手續左ノ通定ム

訂〔部〕令一三七號

訂〔部〕令三五號(三版)

- 明治四十年法律第十一號及同施行規則執行手續
- 警察官署ハ左ノ場合ニ於テハ即報スヘシ
- 一 明治四十年法律第十一號第一條ノ届出ヲ受ケタルトキ
 - 二 癩若クハ其疑アル患者又ハ其死者アルヲ知りタルトキ
 - 三 癩患者行衛不明トナリタルトキ
 - 四 一時救護中ノ癩患者ヲ其家族又ハ扶養義務者ニ於テ引取りタルトキ
- 警察官署ハ癩患者アル家ニ對シテハ第一號様式ニ依リ左ノ事項ヲ指示シ其實行ヲ繼續監視スヘシ但シ患者ノ占居セル旅舎、船舶、汽車其他一時滞在セル家等ニ對シテハ必要ト認ムル事項ノミチ施行セシムヘシ
- 一 患者ノ居室ハ可成別ニ之ヲ定メ他ノ家人等ト雜居セサルコト
 - 二 患者ノ衣類、寢具其他日用品等ハ特ニ專用ノモノヲ備ヘ他ト混同セサル様注意スルコト
 - 三 患者ノ常用衣類、敷布、寢具等ハ時々消毒ヲ行ヒタル後洗濯スルコト
 - 四 患者ノ居室ハ常ニ清潔ナキ持スルコト
 - 五 患者ノ居室ニハ消毒藥ヲ容レタル唾壺ヲ備フルコト
 - 六 病室ニ汚染シタル繻帶、手巾等ハ消毒ヲ行ヒ患者ノ紙屑、糞後等ハ焼却スルコト
 - 七 患者ノ外出ハ可成避ケシメ止ムヲ得ス外出セムトスルトキハ清潔ナル衣服ヲ着用シ又ハ潰瘍アルモノハ其繻帶ヲ更ムルコト
 - 八 患者ハ可成他トノ交通ヲ避ケシメ又理髮店、公衆浴場、料理店、飲食店、劇場、寄席、乗合船車等公衆ノ出入スル場所ニ立入ラサルコト

- 九 患者ハ牛乳ノ搾取、飲食物、飲食器具(金屬陶器類ヲ除ク)玩具ノ調製又ハ其販賣其他病毒傳播ノ虞アル業ニ從事セサルコト
 - 十 患者ノ住居シタル家屋ハ消毒ヲ行ヒタル後ニアラサレハ他ニ使用、貸與又ハ授與セサルコト
 - 十一 患者ノ使用シタル衣類、寢具、器具ハ勿論家人ノ常用衣類等病毒ニ汚染シ又ハ汚染ノ疑アル物件ハ消毒ヲ行ヒタル後ニアラサレハ他ニ使用、貸與、授與、移轉又ハ遺棄セサルコト
 - 十二 看護等ノ爲メ常ニ患者ニ近接シ又ハ病毒汚染ノ物件ヲ取扱フ者等ハ常ニ手指ノ消毒ニ注意シ又ハ可成上被ヲ着用シ時々之ヲ消毒スルコト
 - 十三 患者死體ハ消毒ヲ行ヒタル後可成之ヲ火葬スルコト
 - 十四 消毒方法ハ明治三十年内務省令第十三號ノ規程ニ準シ施行スルコト
- 警察官署ニ於テハ私宅療養ノ癩患者治療シ死亡シ又ハ其住所、居所ヲ去リタルトキハ其家ニ對シ消毒其他豫防方法ヲ嚴行セシムヘシ
- 警察官署ニ於テハ第二號様式ニヨリ癩名簿ヲ調製シ癩患者又ハ同死者ヲ發見シ若クハ届出ニ接シタルトキハ其都度之ヲ登録シ置キ異動アル毎ニ加除訂正スヘシ
- 警察官署ハ一時救護中ノ癩患者ヲ救護ノ爲メ引取りタル者アル場合ニ於テ其療養場所所轄外ナルトキ又ハ私宅療養ノ癩患者所轄外ニ移轉シタルトキハ名簿ノ寫ヲ添ヘ行先地警察官署ニ通知スヘシ
- 施行規則第二條ニ依リ市町村長ヲシテ癩患者及其同伴者、同居者ヲ救護セシムトスル場合ニ於テハ第三號様式ノ書面ニ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ引渡ノ手續ヲ爲スヘシ

第七條 警察官署ニ於テハ施行規則第二條ニ依ル患者ノ家族又ハ扶養義務者ニ對スル通知ハ第四號様式(時宜ニ依リ口頭、電話、電報)當廳ヘノ報告ハ第五號様式ニ依ルヘシ

第八條 警察官署ハ市町村長ノ一時救護中ニアル患者ヲ扶養義務者ニ引取ラシムルトキ其他患者及其同伴者、同居者ノ救護ヲ要スル事由消滅シタルトキハ救護ノ解除ヲ市町村長ニ通知スヘシ

第九條 一時救護中ノ癩患者ヲ療養所ニ送致セムトスルトキハ其都度速ニ當廳ノ指揮ヲ受テ巡查ヲシテ護送セシムヘシ

第十條 警察官署又ハ市町村役場ニ於テ癩患者及其同伴者又ハ同居者等ニ對スル救護中死亡シタル者ノ取扱ニ關シ支出スヘキ費用ハ明治四十四年四月靜岡縣訓令甲第十六號旅行病人、行旅死亡人及其同伴者ノ救護並取扱ニ關スル手續第七條ヲ準用ス但シ看護人ヲ付スルハ重症又ハ身體ノ自由ヲ缺ク者ニ限ルモノトス

第十一條 癩患者及其同伴者、同居者ノ救護ニ要シタル費用及救護中死亡シタル者ノ取扱費用ハ仕譯書ヲ作り證憑書類ヲ添ヘ其都度當廳ニ送付スヘシ

第十二條 當廳ニ檢診醫數名ヲ置キ癩檢診ノ事務ニ從事セシム

第十三條 癩患者ニ關スル統計表ハ第六號様式ニ依リ毎年之ヲ調製シ翌年一月十五日限リ報告スヘシ

第一號様式 (用紙厚紙)
癩ニ關スル消毒其他豫防方法指示書
住所職業

同上届出ノ年月日	轉歸及其年月日
移送(轉入)ノ事由年月日	
備考	

「注意」記載事項ニ異動ヲ生シタルトキハ其年月日及異動ノ要旨ヲ備考欄ニ記載スヘシ

私宅療養患者ト其他ノ患者トハ口座ヲ設ケ區別スヘシ

第三號様式

引渡書

癩患者 本籍、住所 氏 年 名
癩患者ノ同伴者(同居者) 氏 年 名
癩患者ノ同伴者(同居者) 氏 年 名

右明治四十年法律第十一號施行規則第二條該當ノ者ニ付一時救護相成度及引渡候也

年 月 日 何警察(分)署
市町村長宛

第六號様式

明治 年私宅療養癩患者表 「第一表」

第十三編 衛生 第六章 傳染病

癩豫防ノ爲メ左ニ記載シタル事項ヲ繼續施行スヘシ

- 一 何々
- 二 何々
- 三 何々
- 四 何々
- 五 何々
- 六 何々
- 七 何々
- 八 何々

右指示ス

年 月 日

「注意」此指示書ハ癩患者ノ在ル間之ヲ保存シ當該吏員ノ求メアルトキハ之ヲ示スヘシ

第二號様式

患者ノ氏名	出生地	本籍	現住所	職業	療養場所	診斷醫師ノ住所氏名	指定醫師ノ住所氏名	同上檢診年月日	再診事由	及其結果	生活狀態
-------	-----	----	-----	----	------	-----------	-----------	---------	------	------	------

訂「靜岡令三五號」三版

訂「靜岡令」三版

第四號様式

通知書

右癩患者ト診斷シ當署(何市町村役場)ニ救護中ナリ

右通知ス

年 月 日

家族又ハ扶養義務者宛

何警察(分)署

第五號様式

癩患者救護ニ關スル報告

患者ノ本籍、住所氏名、年齢	救護ヲ要スル事由	病況	適當ト認ムル扶養義務者アラハ其住所氏名	備考
			扶養義務者遠隔ノ地ニ在ル等急速調査シ難キトキハ其旨ヲ記載スルヲ以テ足ル	

右報告候也

年 月 日 何警察(分)署長
知事宛 官 氏 名

備考	計	女	男	類別	前期未現患者		新患者數	他ヨリ移入シタル患者數	治療數	他ニ移轉シタル患者數	行衛不明トナリタル患者數	死亡數	現在患者數
					在	患							

明治 年癩患者救護表 「第二表」

備考	計	女	男	類別	警察官署ニ於テ救護シタル患者數		療養所ニ送致シタル數	家族又ハ扶養義務者ニ引渡シタル數	市町村長ニ引渡シタル數	救護中死亡シタル數	其	内
					人	員						

明治 年癩患者救護表 「第三表」

備考	計	女	男	類別	市町村長ヲシテ一時救護セシメタル患者數		療養所ニ送致シタル數	家族又ハ扶養義務者ニ引渡シタル數	救護中死亡シタル數	其	内
					人	員					

訂(辨別令)三版

訂(辨別令)三版

- 記載例
- 一 現患者數ノ欄ニハ報告スヘキ月ノ前月末日ニ於ケル患者數ヲ掲ケルモノトス
 - 二 市町村長ニ救護セシムル以前警察官署ニ於テ救護シタルモノニ係ルトキハ延日數ノ重複ヲ避ケル爲メ第二表ニハ其引渡ヲ了スル當日マテノ延日數ヲ掲ケ第三表ニハ其翌日ヨリ起算シ得タル延日數ヲ掲ケヘシ
 - 三 其他ノ欄ニハ逃亡其他救護ノ事由消滅シタルモノニシテ何レノ欄ニモ屬セサル患者數ヲ掲ケヘシ

癩豫防ニ關スル注意事項

諭告第一號(明治四十二年四月九日)

癩ハ從來久シク各地ニ蔓延シタルモ遺傳性ノ疾患ニシテ傳染性ノモノニアラスト誤認セラレ隨テ其ノ性質又ハ之ノカ豫防消毒法等ニ關シテハ殆ント世人ノ念頭ニ置クモノナキ状態ナリシカ一度癩菌ノ發見セラルルヤ技ニ初メテ傳染性病ナルコトヲ確定セラレ一般ノ注意ヲ喚起スルニ到レリ抑モ本病ハ主トシテ患者ニ觸接スルニ依リ又ハ患者ノ鼻汁唾液潰瘍部ノ膿汁等ニ汚染シタル物件ヲ媒介シテ病毒ヲ他ニ傳播スルノ危險アルモノナルヲ以テ本年四月一日ヨリ本病豫防ニ關スル法律ヲ實施セラレ癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且テ救護者ナキモノハ之レヲ療養所ニ隔離シ其ノ他ハ各自ニ於テ消毒豫防等ノ方法ヲ施行スルコトトナレリ然ルニ其ノ病性ハ頗ル緩慢ニシテ長年月ニ渉ルモノアルヲ以テ其ノ間患者並家人ハ宜シク公德ヲ重シ病毒ヲ散蔓セシメサルコトニ注意シ又一般公衆ニ於テモ此ノ恐レヘキ病毒ノ豫防ニ努メ相待ツテ其效果ヲ收メサルヘカラス

依テ左ニ其ノ病性ノ大要及豫防方法等ヲ舉ケ宜シク此ノ意ヲ體シ豫防上遺憾ナキ様篤ク注意ヲ加ヘラルヘシ

原因及傳染ノ経路

本病ハ男女子間ハ多クハ十歳乃至四十歳ノモノニ來ル慢性傳染病ニシテ其ノ病源ハ患者ノ鼻腔、口腔ノ排泄物、痂皮、潰瘍面ノ膿汁等ノ内ニ存在スルヲ以テ談話咳嗽噴嚏ニ際シ其ノ周圍ニ無數ノ病菌ヲ散蔓セシム故ニ狹穢不潔ナル場所ニ患者ト共棲スルカ如キハ危險最モ甚シク癩患者ノ衣類、履物、洗面器、剃髮具、書籍等ノ他日用具類ハ一般ニ傳染ノ媒介ヲ爲スモノトス

症 候

本病ヲ皮膚癩神經癩ノ二種ニ別ツ

一、皮膚癩ノ初期ハ多クハ顔面及四肢伸展側ノ皮膚ニ汚穢褐色ノ癩斑紋ヲ生シ其ノ部ハ知覺ヲ脱失ス又之ノ斑紋ニ加ヘテ多數ノ結節ヲ生シ顔面就中眼瞼、頰部、口唇、鼻等ノ皮膚ハ著シク肥厚増大シテ遂ニハ額

一、検査材料ノ種類
一、材料ノ採取月日

備考

右検査相成度申請候也
年月日

備考 静岡縣知事宛

〔別表〕

検査手数料

申請者住所 氏 名印

- ワツセルマン氏微毒反應検査ヲ依頼スル場合ハ左記事項ニ付注意ス
ヘシ
- 一、検査材料タル血液、血清、腦脊髄液ハ二CC乃至三CC
 - 二、材料ハ「アンブル」又ハ滅菌乾燥シタル試験管硝子瓶等ニ密栓スルコト
 - 三、材料ハ新鮮ナルヲ要スルヲ以テ採取後直チニ持参又ハ郵送スルコト
 - 四、毎週火曜日金曜日ヲ以テ検査日トス

検査種目	検査目的	検査	分量	手数	数	料
水	飲料用	同	一、五リットル以上	金	五拾	錢
水	營業用水	同	二、〇リットル同	金	壹	圓
水	定性分析	同	二、〇リットル同	金	五	圓
水	全硬度檢	同	一、〇リットル同	金	貳拾	圓
水	永久硬度檢	同	一、〇リットル同	金	五	錢
水	飲料適否	同	五、〇キログラム以上	金	壹	圓
水	細菌檢査	同	一、〇リットル同	金	壹	圓
水	細菌檢査	同	三、〇キログラム同	金	壹	圓

訂(静岡令一七五號)

訂(静岡令一七五號)

検査種目	検査目的	検査	分量	手数	数	料
鍍	定量分析	同	二、〇リットル以上	金	拾五	圓
牛乳	定量分析	同	一、〇リットル同	金	參	圓
牛乳	飲料適否	同	〇、五リットル以上	金	壹	圓
牛乳	定量分析	同	二、〇リットル同	金	五	圓
牛乳	脂肪檢定	同	〇、二リットル同	金	五	錢
牛乳	比重檢定	同	〇、二リットル同	金	拾	錢
牛乳	衛生上ノ害否	一 鑑	〇、二リットル同	金	壹	圓
牛乳	定量分析	同	検査分量ハ其ノ都度定ム	金	五	圓
牛乳	衛生上ノ害否	同	検査分量ハ其ノ都度定ム	金	貳	圓
食品	定量分析	同	同	金	五	圓
食品	人口甘味質檢定	同	同	金	壹	圓
食品	防腐劑檢定	同	同	金	壹	圓
食品	有害著色料檢定	同	同	金	壹	圓
食品	定性分析	同	同	金	參	圓
食品	衛生上ノ害否	同	同	金	貳	圓
食品	人口甘味質檢査	同	同	金	壹	圓

動物試験ヲ要スルモノ	喀痰検査	寄生蟲卵検査	尿検査	ラッセルマン氏微毒反應試験	化粧品類		藥品		飲食物用器具類		清涼飲料水及				
					衛生上ノ害否	衛生上ノ害否	各局方適否検査	藥品眞價鑑定	鍍錫原料ノ検査	鍍金屬ノ検査	衛生上ノ害否	有害著色料検査	アルコール検査	防腐劑検査	
同	同	同	同	一件ニ付	一〇〇、〇グラム以上	五〇、〇グラム以上	三、〇グラム以上	三、〇グラム以上	三、〇グラム以上	三〇、〇グラム以上	以	以	一、〇リットル同	二、〇リットル同	一、〇リットル同
金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金
壹圓以上	貳拾錢	貳拾錢	貳拾錢	壹圓	五圓	貳圓	壹圓	壹圓	壹圓	壹圓	壹圓	貳圓	壹圓	壹圓	壹圓

訂(辨開令一七五號)

訂(辨開令四號)三版

●市町村ハ傳染病豫防救治ニ從事スル者ノ手當金支給ニ關スル規定ヲ設ケ施行方

縣令第八十三號(明治三十三年九月二十一日)
 市町村ハ明治三十三年法律第三十號ニ準シ傳染病豫防救治ニ從事スル者ノ手當金支給ニ關スル規定ヲ設ケ施行スヘシ但其給料ヲ受ケサル者ノ手當金ハ別表ノ範圍内ニ於テ之ヲ定ムヘシ
 前項ノ規定ハ市ハ直ニ町村ハ郡役所ヲ經由シテ縣知事ニ報告スヘシ
 本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

名譽職町村長	同助役	豫防委員	衛生組合役員
拾圓以上	拾圓以上	四拾圓以内	三百圓以内
遺族扶助料	遺族扶助料	遺族扶助料	遺族扶助料
百五十拾圓以上	百五十拾圓以上	三百圓以内	三百圓以内

療治料ハ一日壹圓以上貳圓以内給助料ハ遺族扶助料ノ二分ノ一二相當スル額トス

第八章 掃除

●掃除巡視採用規則

縣令第三十二號(明治三十三年三月三十一日)
明治三十三年三月内務省令第六號第七條ニ據リ掃除巡視採用規則左ノ通リ相定ム

掃除巡視採用規則

- 第一條 掃除巡視ハ試験ノ上採用スヘキモノトス但左ノ各號ノ一ニ該當シタル者ハ此ノ限ニアラス
- 一 判任官以上ノ職ニ在リタル者又ハ文官任用令第三條ニ依リ判任官タルノ資格ヲ有スル者
- 二 巡查看守ノ職ニ在リタル者
- 三 陸軍兵卒ニシテ現役滿期トナリ又ハ戰時召集ヲ解除セラレ下士適任證書ヲ有スル者
- 四 一ケ年以上廳府縣衛生課ノ傭員又ハ市吏員タリシ者
- 第二條 掃除巡視ハ品行方正身體強壯年齡二十歲以上五十歲未滿ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當セザルヲ要ス
- 一 文官懲戒令巡查看守懲罰例ニ依リ免職ノ處分ヲ受ケ自後二ケ年ヲ經過セザル者
- 二 新法又ハ舊法ニ依リ重罪輕罪ノ刑ニ處セラレ若クハ單ニ監視ニ付セラレタル者但輕禁錮ノ刑ニ處セラレ滿期後三ケ年ヲ經過シタル者ヲ除ク
- 三 賭博犯處分規則ニ依リ懲罰ニ處セラレタル者

- 四 酒癖又ハ暴行ノ癖アル者
- 五 身分不相應ノ負債アル者
- 六 破産ノ宣告ヲ受ケ復讐ヲ得サル者又ハ從前身體限ノ處分ヲ受ケ辨償ノ義務ヲ了セザル者

第三條 掃除巡視ノ試験科目ハ左ノ程度ニ據リ平均得點五十點以上ヲ以テ合格者トス

- 一 衛生法規ノ大要
- 二 本邦歴史及地理ノ大要
- 三 假名交リ論說文及普通往復文
- 四 加減乘除比例
- 五 楷行草

附則

第四條 現ニ市吏員ニシテ衛生係タル者ハ本則ノ規定ニ拘ハラズ來ル四月三十日迄ニ掃除巡視ニ採用スルコトヲ得

●掃除巡視服務規律

縣令第三十三號(明治三十三年三月三十一日)

明治三十三年三月内務省令第六號第八條ニ據リ掃除巡視服務規律左ノ通リ相定ム

- 掃除巡視服務規律
- 第一條 掃除巡視ハ常に市街清潔ノ保持ニ注意スルヲ怠ラサルヘシ
- 第二條 掃除巡視ハ監督吏員ノ指揮命令ヲ遵守シ職務ニ勉勵シ公平廉潔ヲ旨トシ苟モ偏頗ノ行爲アルヘカラス

訂(靜岡令一〇號)三三號

訂(靜岡令一五七號)

第三條 掃除巡視タルモノ職務ニ服スルトキハ制服ヲ著シ其事務執行ニ關シテ懇切ナルト同時ニ嚴正ヲ旨トシ寬嚴其度ニ適スルヲ要ス

第四條 掃除巡視ハ其職務ニ關シ何等ノ名義ヲ以テスルニ不拘贈遺ヲ受ケルコトヲ得ス

但市長ノ認可ヲ經タルモノハ此限リニアラス

第五條 掃除巡視ハ職務上荷ケモ機密ヲ漏洩スヘカラス

第六條 本規定ニ揭ケルノ外服務上ニ關シテハ總テ公吏ノ規律ヲ準用ス

●靜岡市ニ汚物掃除監視吏員設置

縣令第三十五號(昭和四年四月九日)

靜岡市ニ汚物掃除監視吏員設置ノ件左ノ通改正ス

靜岡市ニ汚物掃除監視吏員設置ノ件

明治三十三年法律第三十一號汚物掃除法第五條ニ依リ靜岡市ニ汚物掃除監視吏員ヲ設置セシム其ノ定員ハ左表ニ依ル

吏員	定員
掃除監督長	一人
掃除監督	二人
掃除巡視	一〇人

●沼津市ニ汚物掃除監視吏員設置

縣令第二號(昭和四年一月十日)

明治三十三年法律第三十一號汚物掃除法第五條ニ依リ沼津市ニ汚物掃除監視吏員ヲ設置セシム其ノ定員ハ左表ニ依ル

吏員	定員
掃除監督長	一人

第十三編 衛生 第八章 掃除

●濱松市ニ汚物掃除監視吏員設置

縣令第八十七號(明治四十四年十一月二十四日)

沿革 大正七年縣令第二十六號、一〇年第一號、一四年第七〇號改正

明治三十三年法律第三十一號汚物掃除法第五條ニ據リ濱松市ニ汚物掃除監視吏員ヲ設置セシム其ノ定員ハ左表ニ依ル

明治三十三年靜岡縣令第五十六號ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

吏員	定員
掃除監督長	一人
掃除監督	二人
掃除巡視	八人

●清水市ニ汚物掃除監視吏員設置

縣令第二十五號(昭和四年三月三十日)

明治三十三年法律第三十一號汚物掃除法第五條ニ依リ清水市ニ汚物掃除監視吏員ヲ設置セシム其ノ定員ハ左表ニ依ル

吏員	定員
掃除監督長	一人
掃除監督	一人

第九章 飲食物

●性質不明ナル草木ノ果實ヲ猥リニ食スヘカラサル件

甲第百二十一號(明治十一年八月三十一日)
性質不明ナル草木ノ果實ヲ猥リニ食スヘカラサルハ衆庶ノ熟知スル所ナリ然ルニ別紙圖面ノ毒樹當縣下各地方ニ繁生シ其果實ノ美麗ナルヲ以テ童生之ヲ玩弄シ動モスレハ生命ヲ害スル等往々有之趣ニ相聞ヘ右ハ不容易儀ニ候條自今該樹ヲ認ムルトキハ速ニ燒燼シ勉メテ被害者無之様精々注意可致此旨布達候事

(圖面略ス)

通稱「ナベワリ」或ハ「チウツキ」「シマウツキ」ト云フ

葉ハ尖長ニシテ三縱筋アリ夏ノ初メ紅色ノ芽ヲ生ス五六寸ナリ

實ハ圓ニ扁ク其大サ二三分計リ熟シテ赤色トナル

●不熟ノ青蜜柑賣買禁止方

甲第百四十一號(明治十一年十月二十八日)
食用ノ最モ注意スヘキハ攝生上ノ要點ニシテ苟モ不熟ノ物ヲ食ス可ラサル素ヨリ論テ俟タサル儀ニ候得共頃日市邑露店等ニ於テ不熟ノ青蜜柑ヲ販賣候者モ有之哉ニ相聞ヘ候右ハ攝生上甚タ不適切ノモノニシテ或ハ之レカ爲メ不時ノ疾病ヲ醸シ其害ヲ蒙ムル者往々有之惘然ノ至リニ候條右

訂(靜岡令一二九號)

訂(靜岡令三〇號)三版

等ノ品食料ニ致候儀ハ堅ク可相誠就テハ青蜜柑賣買ノ儀自今差止メ候條此旨布達候事

●橫實並橙油取扱注意方

甲第百十五號(明治十四年二月八日)

橙實並橙油ノ義ハ有害ノ物ニ付若シ誤テ之レヲ食スルトキハ往々危險ノ症狀ニ陥リ候條該品取扱候モノハ勿論各自ニ於テモ厚ク注意可致且運輸同濟ノ際ハ散逸セサル様荷造ヲ爲シ之ニ(有毒物橙實或ハ有害物橙油ト明記スヘシ)此旨布達候事

●生河豚ヲ食料ニ供スヘカラサル件

諭告(明治二十三年二月八日)

明治十一年四月本縣甲第四十一號布達廢止候ニ就テハ自今乾燥河豚ハ食料ニ供シ又ハ販賣スルモ妨ケナシト雖生河豚ニ於テハ甚タ恐ルヘキ毒性ヲ含有スルモノニ付食料ニ供スルカ如キ心得違無之様致スヘシ

●飲食物藥品使用規則

甲第百一號(明治十六年十一月十六日)

沿革 明治二〇年縣令第一〇號改正

飲食物藥品使用規則左ノ通相定候條此旨布達候事

飲食物藥品使用規則

第一條 飲食物ノ防腐防臭濁ノ下ケ色止メ等ノ爲メ藥品ヲ調製販賣セシトスル者ハ製法用法分量等ヲ詳記シ現品相添ヘ願出テ許可ヲ受クヘシ

第十三編 衛生 第九章 飲食物

●明治三十三年法律第十五號同年內務省令第十號ニ依リ警察官署ハ其ノ營業者ニ對シ行政廳ニ屬スル權限ヲ行フコトヲ得ル件

縣令第八十二號(明治三十三年九月二十一日)

沿革 明治三十九年縣令第五五號改正

明治三十三年法律第十五號同年內務省令第十號ニ依リ警察官署ハ其營業者ニ對シ行政廳ニ屬スル左ノ職權ヲ行フコトヲ得

一 販賣ノ用ニ供スル飲食物並ニ其容器、被包、化粧品、齒磨、小兒玩具品(繪變紙、錦繪、色紙ヲ含ム)又ハ販賣ノ用ニ供シ若クハ營業上ニ使用スル飲食器割烹具ヲ検査シ又ハ試験ノ爲メ必要ナル分量ニ限リ無償ニテ收去スルコト
二 小賣店行商又ハ途上又ハ配達中ニ於テ前項物品ノ販賣使用ヲ停止シ

●飲食物營業取締規則

靜岡縣令第三十二號(昭和八年七月八日)

飲食物營業取締規則左ノ通定ム

飲食物營業取締規則

- 第一條 本則ニ於テ飲食物營業者ト稱スルハ營業トシテ飲食物ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ製造、加工若ハ調理スル者ヲ謂フ
- 第二條 飲食物營業者ハ腐敗、變敗其ノ他衛生上危害ヲ生スルノ虞アル飲食物ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ貯藏、陳列シ若ハ之ヲ原料トシテ飲食物ノ製造、加工又ハ調理ヲ爲スコトヲ得ス
- 第三條 飲食物營業者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ
 - 一 營業上ニ使用スル水ハ飲料ニ適スルモノヲ用フルコト
 - 二 客ニ供スル飲食用器具ハ一客毎ニ清洗シタルモノヲ用フルコト但シ箸ハ一客毎ニ更新又ハ煮沸スルコト
 - 三 飲食物ノ販賣所、製造場、調理場、陳列場、貯藏場、冷蔵庫、量器、運搬具及履臺車等ハ常に清潔ニスルコト
 - 四 飲食物用器具ノ拭淨ニハ清潔ナル口布ヲ用ヒ其ノ白布ハ時時煮沸消毒ヲ爲スコト
 - 五 飲食物又ハ飲食用器具ヲ取扱フ者ハ常に身體及被服ヲ清潔ニスルコト
 - 六 飲食物ノ製造、加工又ハ調理ニ從事スル者ハ清潔ナル白衣ヲ着用スルコト
 - 七 飲食物ノ販賣、取扱ニハ箸、匙、杓子等適當ナル器具ヲ用フルコト

訂(靜岡令二〇七號)

ト但シ製品ノ性質上已ムテ得ス手指ヲ以テ取扱フ場合ハ兼メ手指ヲ清洗スルコト

- 八 飲食物ヲ直接被包スル紙袋、竹皮等ハ一度他ノ用途ニ供シタルモノヲ避ケ清潔ナルモノヲ用ヒ紙袋ノ類ハ呼氣ニテ吹キ開カサルコト
- 九 飲食物ヲ貯藏、陳列又ハ運搬スル場合ハ防塵、防蟲ニ適當ナル覆蓋ヲ爲スコト
- 一〇 飲食物ノ殘滓、廢物ハ覆蓋アル容器ニ容レ製造場、加工場又ハ調理場ニ置カサルコト
- 第四條 結核、癩、「トヲホム」其ノ他傳染性皮膚疾患者ニシテ病源傳播ノ虞アル者ハ營業ニ從事シ又ハ從事セシムルコトヲ得ス
- 第五條 所轄警察署長必要アリト認ムルトキハ營業場及器具類ノ改造、修理若ハ清潔、消毒方法ノ施行ヲ命スルコトヲ得
- 第六條 所轄警察署長必要アリト認ムルトキハ營業者ニ對シ自己又ハ從業者ニ付指定醫師ノ診斷書ヲ提出セシムルコトヲ得
- 第七條 所轄警察署長必要アリト認ムルトキハ營業用ニ使用スル水質ノ検査ヲ行ヒ若ハ水質検査ノ成績書ヲ提出セシムルコトヲ得
- 第八條 所轄警察署長必要アリト認ムルトキハ適當ナル除害ノ方法又ハ設備ヲ命スルコトヲ得
- 第九條 所轄警察署長ハ第二條、第三條ノ規定ノ執行ニ關シ明治三十三年法律第十五號第一條ノ處分又ハ第二條ノ職權ヲ行フコトヲ得但シ營業ノ禁止若ハ停止ニ關スル處分ハ此ノ限ニ在ラス

訂(靜岡令二〇八號)

第七條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十條 本則ハ宿屋、貸席、休憩場、娛樂場等ノ類ニシテ其ノ營業ニ關シ客ニ飲食物ヲ提供スル者ニ之ヲ準用ス

第十一條 飲食物營業者カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本則ニ規定スル罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

飲食物營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、雇人、同居者其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本則又ハ本則ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス
法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則又ハ本則ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ本則ニ規定シタル罰則ハ法人ノ代表者ニ之ヲ適用ス

附則
本則ハ昭和八年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

●飲食物營業取締規則執行心得

靜岡縣訓令乙第二〇五號(昭和八年七月八日)

警察部 警察署

飲食物營業取締規則執行心得左ノ通定ム

- 第一條 飲食物營業取締規則(以下單ニ規則ト稱ス)ノ執行ニ當リテハ法文ノ字句ニ拘泥シ規則ノ精神ヲ闡却シ民衆ヲシテ懸望ノ聲ヲ放タシムルカ如キコトナキ様特ニ注意スヘシ
- 第二條 規則ノ執行ニ當リ營業ノ種別ニ依リ殆ント取締ノ要ヲ認メサルモノ少カラサルヘシ 蓋シ規則ノ精神ハ公衆衛生ノ完備ヲ企圖スルニ外ナラサルヲ以テ取締ノ要ナシト認メタルモノニ對シテハ相當斟酌

第十三編 衛生 第九章 飲食物

七十四ノ一

●食肉販賣營業取締規則

靜岡縣令第七十六號(明治三十九年十月二十六日)

食肉販賣營業取締規則左ノ通相定ム

食肉販賣營業取締規則

- 第一條 本則ニ於テ食肉ト稱スルハ食用ニ供スル鳥獸類ノ筋肉及内臟(海獸ヲ含ム)等ヲ云ヒ食肉販賣營業者ト稱スルハ店舗ヲ設ケ食肉ノ卸賣、請賣又ハ行商ヲ爲スモノヲ云フ

- 第二條 規則第五條ニ依リ營業場及器具類ノ改造、修理ヲ命スル場合ハ警察部長ニ稟議スヘシ
- 第三條 規則第八條ノ規定ニ依リ營業ノ禁止又ハ停止ノ處分ヲ必要ト認ムルトキハ其ノ事由ヲ詳細報告スヘシ

- チ加フル等法ヲ活用スルコトニ留意スヘシ
- 第三條 規則第一條ニヨリ營業者ノ範圍ハ料理店、飲食店其ノ他概テ左ノ飲食物ヲ取扱フ營業者トス
 - 一、菓子、パン、煎餅類
 - 一、餅、饅頭、團子、其ノ他類似品
 - 一、蒲餅、竹輪、其ノ他類似品
 - 一、餛飩、蕎麥、其ノ他類似品
 - 一、豆腐、油揚、其ノ他類似品
 - 一、甘酒、汁粉、雜煮、おでん、其ノ他類似品
 - 一、清涼飲料水取締規則、氷雪營業取締規則ノ適用ヲ受ケサル飲料水並米菓子ノ類
 - 一、果物、蔬菜類、魚介類等ニシテ特ニ必要アリト認ムルモノ
 - 一、其ノ他特ニ必要アリト認ムルモノ

第二條 食肉販賣營業者ノ爲サントスルモノハ營業及食肉ノ種別並ニ營業ノ場所ヲ記シ所轄警察官署ノ許可ヲ受ケヘシ其支店ヲ設ケントスルトキ亦同シ

行商ヲ爲サントスルモノ又ハ卸賣請賣營業者自ラ行商シ若クハ賣子ヲシテ行商セシメントスルトキハ食肉ノ種別ヲ記シ特ニ鑑札ヲ受ケ行商中ハ容器ノ見易キ部分ニ結著シ置クヘシ

第三條 許可證又ハ鑑札ヲ亡失毀損シ若クハ轉住改氏名其他食肉ノ種別ヲ變更シタルトキハ其事由ヲ具シ五日以内ニ書換又ハ再下付ヲ請フヘシ

轉住ニ依リ所轄警察官署ヲ異ニシ又ハ廢業シ若クハ賣子ヲ廢止シタルトキハ五日以内ニ許可證鑑札等ヲ返納スヘシ死亡失踪ノ場合ハ戶籍法ニ據ル届出義務者ニ於テ其手續ヲ爲スヘシ

第四條 食肉卸賣請賣營業者ハ第一號様式ノ看板ヲ店頭見易キ場所ニ掲クヘシ

第五條 食肉ハ一定ノ場所ニ設置シ若クハ清潔ナル白布ヲ以テ之ヲ覆ヒ塵埃及蚊蠅等ヲ防クニ足ルヘキ裝置ヲ爲スヘシ

行商中ノ容器ハ前項ニ準シ相當設備スヘシ

第六條 食肉卸賣、請賣營業店舖ノ地盤ハ石、煉瓦、漆喰葺キ等ヲ以テ汚水ノ滲透セサル様洗滌ニ便ナル裝置ヲ爲スヘシ

店舖又ハ肉俎其他使用ノ器具ハ清潔ニ掃除ヲ爲シ置クヘシ

第七條 二種以上ノ食肉ヲ同一ノ店舖ニ於テ販賣シ又ハ同時ニ行商スルモノハ第二號様式ニ依リ其名稱ヲ記シタル木札ヲ各肉塊ノ見易キ部分ニ結著シ置クヘシ

第八條 屠畜検査ニ依リ受ケタル検印ハ其肉ノ盡ル迄之ヲ存置スヘシ

訂(辨)令二〇八號

第九條 腐敗若クハ腐敗ニ傾キタル食肉及検印ナキ牛馬羊豚肉ハ販賣スルコトヲ得ス

屠場法施行細則第十八條ニ依リ許可ヲ得タルモノノ外斃死ノ鳥獸肉ヲ販賣セントスルトキハ所轄警察官署ノ許可ヲ受ケヘシ

第十條 店頭又ハ道路ヨリ見透シ得ヘキ場所ニ於テ鳥獸ヲ屠殺スルコトヲ得ス

食肉販賣營業者ハ屠殺ノ爲メ必要ナル方法ノ外溢リニ鳥獸ヲ苦メ若クハ殘酷ナル取扱ヲ爲スヘカラス

第十一條 食肉販賣營業者ハ結核、癩、梅毒、又ハ傳染性皮膚病ニ罹ルモノニ取扱ヲ爲サシメ若クハ取扱ヲ爲ス場所ニ入ラシムルコトヲ得ス營業者其疾病ニ罹ルトキ亦同シ

第十二條 當該吏員ハ臨時店舖ニ就キ又ハ行商ノ際食肉及店舖ノ設備器具其他必要ナル事項ニ對シ検査スルコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於テ食用ニ適セス又ハ設備器具其他ノ事項ニシテ不適當ト認ムルトキハ其販賣使用ヲ禁止シ若クハ改修ヲ命シ其他制限スルコトアルヘシ

第十三條 爲メ消費シタル食肉ハ其代價ヲ請求スルコトヲ得ス

第十四條 販賣禁止ノ食肉ハ當該吏員ノ指示ニ從ヒ處置スヘシ

第十五條 本則ニ違背シ其他業務不適當ト認ムルトキハ其營業ヲ停止若クハ禁止スルコトアルヘシ

第十六條 海獸及鳥肉ノ販賣ニ關シテハ本則第二條乃至第四條第六條第一項第七條第八條ヲ適用セス

第十七條 本則第二條乃至第十一條及第十三條ニ違背シ又ハ第十二條ノ

訂(辨)令五五號三版

飲料水ノ試驗勵行方

訓令丙第二一七號(明治三十七年五月二十四日)

沿革 大正六年訓令乙第一〇九號改正

郵政所 市役所

一般衛生上殊ニ傳染病ノ發生、流行又ハ之カ豫防上ニ於テ飲料水ノ良否カ至大ノ關係ヲ有スルハ事由明晰ナルニ拘ハラス反テ一般力重キチ之ニ置カサル憾ナシトセス市町村衛生組合規約標準ニハ飲用水ニ重キチ置キ之カ改良ヲ指示アリテ組合又既ニ之ヲ明ニ規程スト雖モ客年二月ノ調査ニ依リハ試驗ヲ爲シタルモノ殆ント無之シ外見良水ノ如キハ暫ク措キ何人モ飲料不適ノ水ト認ムヘキモノ又ハ飲用者既ニ不適有害ト疑ヘルモノニ對シ尙ホ一同ノ試驗ヲモ施コササルニ至リテハ思ハサルモ甚シト云フヘシ年々歳々傳染病ハ反覆流行シ遂ニ全ク撲滅ノ期ナキ乎ヲ疑ハシム洵ニ遺憾ナキニアラサルナリ故ニ之カ根底的豫防施設トシテ町村長衛生組合ヲ督勵シ漸次ニ個人又ハ一町村一部落共同シ飲料水ノ試驗ヲ行ハシメ其成績ニ由リ構造ヲ改良シ或ハ濾過ノ裝置ヲナシ或ハ全ク使用ヲ廢止セシムル等以テ井水ノ改良ヲ期スヘシ

但飲用水臺帳調製ノ必要アルニ依リ試驗ヲ了シタルモノハ左表ニ準シ一月四月七月十月毎十日迄ニ前三ヶ月分ヲ取纏メ報告スヘシ

飲料水質試驗成績報告 大正 年 自 月 至 月 郡(市)名

市町村名別	適 否 數		同 上		内 容	
	適	否	適	否	適	否
堀井戸 鑽井 其他 堀井戸 鑽井 其他	検査 個數					

命令ニ從ハス若クハ禁停止ヲ犯シテ業務ヲ營ミタルモノハ科料又ハ拘留ニ處ス

第十七條 食肉販賣營業者ハ其代理人戸主家族同居者雇人其他ノ者業務ニ關シ本則ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カサルコトヲ得ス

附 則

第十八條 從來許可ノ獸肉販賣營業者ハ本則ニ依リ許可ヲ得タルモノト看做ス

第十九條 從來營業者ノ店舖地盤ニシテ本則第六條ニ抵觸スルモノハ本則施行ノ日ヨリ六十日以内ニ改修スヘシ

第二十條 明治三十三年縣令第二十二號獸肉販賣營業取締規則ハ之ヲ廢止ス

第一號 様式

一 尺 郡町村番地 氏 名

(牛)(馬)(羊)(豚)(何々)肉販賣營業

年 月 日 許可

三 尺

第二號

三 寸

何々肉

五 寸

●牛乳營業取締規則施行細則

縣令第六十六號(大正七年十二月二十四日)
 明治三十三年九月靜岡縣令第八十號牛乳營業取締規則施行細則左ノ通改正ス

牛乳營業取締規則施行細則

- 第一條 牛乳ノ搾取又ハ乳製品製造ノ營業認可申請書ニハ左ノ各號ヲ具スヘシ營業所ヲ讓受、借受若ハ相續ニ依リ既ニ認可ヲ受ケタル事項ヲ變更セシメテ營業セムトスル者ハ第二號以下ノ各號ヲ具スルヲ要セス但シ死亡ニ由ル相續ノ場合ノ外當事者ノ連署ヲ要ス
- 一 營業者ノ住所、氏名、生年月日但シ法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者ノ氏名並定款
- 二 搾取所、製造所ノ地名、地番、地坪及其ノ圖面並構造仕様書但シ搾取所ニ在リテハ其ノ周圍五町内ニ於ケル土地建物等ノ狀況ヲ記載シタル圖面及借地ナルトキハ其ノ地主ノ承諾書
- 三 乳牛、種牡牛、犍牛ノ豫定頭數但シ乙種搾取所ニ在リテハ各乳牛飼養者ノ住所、氏名並各乳牛頭數
- 四 乳製品ノ種類、製造方法及一箇年ノ製造豫定數量
- 五 工事落成期日

訂(靜岡令七二號)三版

- 第二條 前條第一項第二號以下ノ各號ヲ變更セムトスルトキハ其ノ變更スヘキ事項ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クヘシ
- 第三條 前二條ノ工事落成シタルトキハ所轄警察官署ニ届出テ検査ヲ受ケ支障ナシト認めラレタルモノニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス
- 第四條 搾取所ハ人家稀疎ニシテ衛生上支障ナキ場所ニ非サレハ之ヲ認可セス
- 第五條 搾取所ヲ分テテ甲乙ノ二種トス

甲種搾取所トハ牛舎ヲ設ケ所内ニ飼養スル牛ヨリ搾乳スル場所ヲ云ヒ乙種搾取所トハ産業組合ノ經營ニ係リ其ノ組合員ノ飼養スル牛ヨリ搾乳スル場所ヲ云フ

- 第六條 甲種搾取所ノ構造、設備ハ左ノ制限ニ從フヘシ
- 一 搾取所ノ周圍ニハ適當ノ牆壁ヲ設ケ牛舎、牛乳取扱室及運動場ハ該牆壁ヨリ三間以上ノ距離ヲ保テ之ヲ建設スルコト
- 二 牛舎ハ屋棟及周圍ニ適當ノ採光換氣窓ヲ設ケルコト
- 三 牛舎ハ一頭毎ニ幅四尺以上奥行八尺以上ヲ區別シ前面ニ四尺以上後面ニ三尺以上ノ空地ヲ存シ地盤ハ不透透性物質ヲ以テ適當ノ勾配ヲ付シテ之ヲ造リ並汚水排水溝ヲ設ケルコト
- 四 牛乳取扱室ハ二坪以上トシ周圍ハ三分ノ一以上硝子其ノ他採光ニ充分ナル物質ヲ用キ且蠅蚊其ノ他昆蟲ノ腐集並塵芥等ノ飛散ヲ防止スヘキ設備ヲ爲シ地盤ハ不透透性物質ヲ以テ之ヲ造リ且充分ナル汚水排水溝ヲ設ケルコト
- 五 尿尿溜ハ牛舎ヲ距ル三尺以上ノ場所ニ不透透性物質ヲ以テ適當ノ大サニ之ヲ造リ其ノ周圍ハ地盤ヨリ高クシ且蓋蓋ヲ設ケルコト

訂(靜岡令二二六號)

- 三 乳製品ノ種類製造方法及一ケ年ノ豫定製造高
- 四 製造場ノ構造仕様書並ニ平面圖(設備ノ配置)及正、背、側面圖
- 第二條第一號ノ事項ヲ變更シタルトキハ七日以内ニ其ノ旨知事ニ届出テ、第二條第八號、第九號並ニ前項第一號、第三號、第四號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ知事ノ許可ヲ受クヘシ
- 第五條 第二條乃至第四條ニ依リ許可ヲ受ケタル者工事竣工シタルトキハ、其ノ旨知事ニ届出テ、竣工検査ヲ受ケタル後ニ非ザレバ之ヲ使用スルコトヲ得ズ
- 第六條 特別牛乳搾取場並ニ處理場ノ構造設備ハ左ノ制限ニ從フヘシ
- 一 牛舎、牛乳處理場及運動場ヲ設ケ牛舎、搾乳室(特ニ設ケタル場合)並ニ牛乳處理場ノ周圍(接續シタル部分ヲ除ク)ニハ四メートル以上ノ空地ヲ存スルコト但シ管理上必要ナル建物ニ限リ其ノ空地ハ之ヲ二、七メートルニ短縮スルコトヲ得
- 二 牛舎及搾乳室ニハ適當ノ採光換氣ノ設備ヲナスコト
- 三 牛房ハ一頭毎ニ幅一、一メートル以上奥行一、六乃至一、七五メートルヲ區別シ、後方ニハ深サ〇、一五メートル以上幅〇、三メートル以上ノ三角形排水溝ヲ設ケ、前方ニハ堅形又ハ「スタンション」等ノ保定装置ヲ爲シ、牛房前後ニ各一、二メートル以上ノ通路ヲ設ケベシ。復列式ノ場合亦同シ但シ前面ニ固定飼槽ヲ設ケルトキハ通路ノ幅ハ之ヲ一メートルニ短縮スルコトヲ得
- 四 牛乳處理場ハ牛乳取扱室及器具取扱室ニ區別スルコト
- 五 牛乳取扱室ハ一三、二平方メートル以上ニシテ天井張ト爲シ、周壁ニハ充分ナル採光換氣窓ヲ設ケ且昆蟲類、塵芥等ノ侵入ヲ防止ス

- 六 第三號及第四號ノ地盤ハ不透透性材料ヲ以テ適當ナル勾配ヲ附シ排水ニ便ナラシムルコト
- 七 牛乳殺菌器ハ汽罐ヲ使用セル蒸氣殺菌器ニシテ、自記溫度計又ハ完全ナル溫度計ノ附屬セルモノ及容器、量器其ノ他牛乳取扱上必要ナル器具滅菌器ヲ設ケルコト但シ牛乳販賣ノ場合ハ牛乳殺菌器ヲ省略スルコトヲ得
- 八 運動場ハ周圍ニ適當ナル排水溝及堅牢ナル柵ヲ設ケ其ノ面積ハ搾取用牛一頭ニ付キ一六、五平方メートル以上トシ、十頭以上一頭ヲ増ス毎ニ九、九平方メートル以上ヲ加フルコト
- 九 汚物及汚水溜ハ區別シテ牛舎、搾乳室、牛乳處理場ヨリ三メートル以上ノ位置ニ不透透性材料ヲ以テ適當ノ大サニ設ケ雨水ノ流入ヲ防ギ且蠅蚊ノ出入ヲ防止スル蓋蓋ヲ設ケルコト
- 一〇 搾乳室ヲ附設セントスル者ハ本條第三號ニ準ズルコト
- 一一 使用水ハ専用トナシ其ノ位置ハ人畜排泄物、塵芥等ニ汚染セラレザル場所ヲ選ビ水量豊富ニシテ水質検査ニ合格シタルモノナルコト但シ認可ヲ受ケタル水道ハ此ノ限ニ在ラズ
- 一二 特別牛乳用牛舎ハ之ヲ専用ト爲スコト但シ其ノ他ノ牛舎又ハ飼料調理場ト同棟ナルトキハ隔壁ヲ設ケ一メートル以上ヲ距ラシムルコト
- 一三 犍牛室ハ本條第三號ニ準ズルコト但シ保定装置ハ之ヲ設ケザルコトヲ得

第七條 特別牛乳以外ノ牛乳處理場ノ構造設備ハ左ノ制限ニ從フヘシ但

シ土地ノ状況ニ依リ其ノ一部ヲ斟酌スルコトアルベシ
 一 前條第四號乃至第七號及第十一號ニ準ズルコト
 二 處理場ニシテ牛舎、住宅又ハ物置等ト同棟ナルトキハ隔壁ヲ設ケ
 一メートル以上ヲ距ラシムルコト

第八條 乳製品製造場ノ構造設備ハ左ノ制限ニ從フベシ

一 區劃アル場所ニシテ建物ノ周圍ニハ適當ノ空地ヲ存スルコト
 二 受乳室、製造室、罐詰室、原料及製品置場、包装室等ニ區劃シ、
 周壁ニハ充分ナル採光換氣窓ヲ設ケ地盤ハ不滲透性材料ヲ以テ適當
 ノ勾配ヲ附シ排水ニ便ナラシムルコト
 三 受乳室、製造室、罐詰室等ノ採光換氣窓ニハ昆蟲類、塵芥等ノ侵
 入ヲ防止スベキ設備ヲ爲スコト
 四 使用水ニ付テハ第六條第十一號ニ準ズルコト

第九條 牛乳營業者ニシテ規則第四條第二號又ハ第三號ニ該當スル藥品
 ヲ採取用牛ニ對シ服用セシメ若ハ注射シ、又ハ獸醫師ヨリ規則第五條
 第二項ノ告知ヲ受ケタル場合ハ直ニ所轄警察署長ニ其ノ旨届出ヅベシ

第十條 牛乳營業者ハ採取用牛ニシテ規則第四條第一號ノ疾病ニ罹リ若
 ハ其ノ疑ヒアリト認ムルトキハ速ニ獸醫師ノ診斷書ヲ添ヘ所轄警察署
 長ニ届出ヅベシ但シ家畜傳染病豫防法及畜牛結核病豫防法ニ基キ届出
 ヲ爲スモノハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條 特別牛乳ノ採取用牛ハ左ノ各號ニ該當スルニ非ザレバ採取ス
 ルコトヲ得ズ

一 入舎ノ前六ヶ月以内ニ於ケル畜牛結核病豫防法ニ定ムル「ツベル
 クリン應用検査」若ハ獸醫師ニ於テ之ト同一方法ニ依リ陰性ト認メ

且其ノ疑ヒナシト認メタルモノ
 二 傳染性流産ニ罹ラザル牛及其ノ疑ヒナシト認メタルモノ
 三 獸醫師ノ健康診斷ヲ受ケ規則第四條第一號ニ該當セザル健康牛ト
 認メラレタルモノ

第十二條 牛乳營業者ハ一ヶ年以内ニ於ケル畜牛結核病豫防法ニ定ムル
 検査ヲ受ケタル牛ニ非ザレバ、之ヨリ牛乳ノ採取販賣ヲ爲スコトヲ
 得ズ但シ獸醫師ニ於テ之ト同一方法ニ依ル検査ヲ受ケ其ノ成績書ヲ所
 持セルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 牛乳營業者ニシテ規則第四條第一號以外ノ結核又ハ傳染性流
 産ニ罹レル採取用牛ヨリ牛乳ヲ採取販賣セントスルトキハ其ノ採取用
 牛ニハ角又ハ頭ニ青色ノ標識ヲ附シ、採取シタル牛乳ハ殺菌終了マテ
 運搬容器ニ青字ヲ以テ「要殺菌」ノ三字ヲ明記スベシ

第十四條 第三條ニ依リ許可セラレタル處理場ニ於テ處理シタル牛乳ニ
 非ザレバ、販賣ヲ目的トスル飲食物製造原料乳トシテ販賣スルコトヲ
 得ズ但シ「バター、チーズ」ノ原料乳ハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條 牛乳ノ販賣營業ヲ爲サントスル者ハ、處理營業者ト連署ノ上
 左ノ事項ヲ所轄警察署長ニ届出ヅベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ
 一 住所、氏名生年月日（法人ニ在リテハ其ノ名譽事務所所在地及代
 表者氏名）及商號

二 牛乳ノ種類（全乳、特別牛乳、脱脂乳ノ區別）
 三 生乳若ハ殺菌ノ區別

第十六條 牛乳營業者ニシテ他府縣ヨリ牛乳ヲ移入セントスルトキハ左
 ノ事項ヲ所轄警察署長ニ届出ヅベシ但シ第一號ヲ變更シタルトキハ七

訂「府令二二六號」

訂「府令七二號」三版

トキハ之ヲ變更シテ命スルコトアルベシ

第二十九條 牛乳營業者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ一部又ハ全部
 ノ使用ヲ停止シ若ハ認可ヲ取消スコトアルベシ

一 工事落成期日ヲ經過シ竣工ノ見込ナシト認メタルトキ
 二 休業一年以上ニ涉リタルトキ
 三 採取所又ハ製造所ノ構造設備ノ變更ヲ命セラレ指示セラレタル期
 間内ニ之ヲ完成セザルトキ
 四 採取所又ハ病牛隔離室ノ設置ヲ命セラレ之ニ從ハザルトキ
 五 採取所外ニ於テ採取用牛ヲ飼養シタルトキ
 六 衛生上又ハ公益上支障アリト認メタルトキ

第三十條 牛乳營業者其ノ住所氏名（法人ニ在リテハ所在）ヲ變更シ又ハ
 休業、廢業シ若ハ休業後開業シタルトキハ十日以内ニ知事ニ届出ツベシ
 但シ死亡、失踪ノ場合ハ戶籍法ニ依ル届出義務者ヨリ其ノ手續ヲ爲ス

第三十一條 本則ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ所轄警察官署ヲ經由ス

第三十二條 左ニ掲グル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

一 第二條、第三條、第九條、第十條、第十一條第二項、第十三條第
 三項、第十四條、第十六條、第十七條乃至第二十一條、第二十二
 條第一項、第二十四條、第二十五條第一項、第二十六條、第二十
 七條、第三十條ニ違背シタル者
 二 第十二條ニ依リ牛乳殺菌設備ヲ命セラレ之ニ從ハザル者

第三十二條 牛乳營業者ハ一ヶ年以内ニ於ケル畜牛結核病豫防法ニ定ムル
 検査ヲ受ケタル牛ニ非ザレバ、之ヨリ牛乳ノ採取販賣ヲ爲スコトヲ
 得ズ但シ獸醫師ニ於テ之ト同一方法ニ依ル検査ヲ受ケ其ノ成績書ヲ所
 持セルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 牛乳營業者ニシテ規則第四條第一號以外ノ結核又ハ傳染性流
 産ニ罹レル採取用牛ヨリ牛乳ヲ採取販賣セントスルトキハ其ノ採取用
 牛ニハ角又ハ頭ニ青色ノ標識ヲ附シ、採取シタル牛乳ハ殺菌終了マテ
 運搬容器ニ青字ヲ以テ「要殺菌」ノ三字ヲ明記スベシ

第十四條 第三條ニ依リ許可セラレタル處理場ニ於テ處理シタル牛乳ニ
 非ザレバ、販賣ヲ目的トスル飲食物製造原料乳トシテ販賣スルコトヲ
 得ズ但シ「バター、チーズ」ノ原料乳ハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條 牛乳ノ販賣營業ヲ爲サントスル者ハ、處理營業者ト連署ノ上
 左ノ事項ヲ所轄警察署長ニ届出ヅベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ
 一 住所、氏名生年月日（法人ニ在リテハ其ノ名譽事務所所在地及代
 表者氏名）及商號

二 牛乳ノ種類（全乳、特別牛乳、脱脂乳ノ區別）
 三 生乳若ハ殺菌ノ區別

第十六條 牛乳營業者ニシテ他府縣ヨリ牛乳ヲ移入セントスルトキハ左
 ノ事項ヲ所轄警察署長ニ届出ヅベシ但シ第一號ヲ變更シタルトキハ七

且其ノ疑ヒナシト認メタルモノ
 二 傳染性流産ニ罹ラザル牛及其ノ疑ヒナシト認メタルモノ
 三 獸醫師ノ健康診斷ヲ受ケ規則第四條第一號ニ該當セザル健康牛ト
 認メラレタルモノ

第十二條 牛乳營業者ハ一ヶ年以内ニ於ケル畜牛結核病豫防法ニ定ムル
 検査ヲ受ケタル牛ニ非ザレバ、之ヨリ牛乳ノ採取販賣ヲ爲スコトヲ
 得ズ但シ獸醫師ニ於テ之ト同一方法ニ依ル検査ヲ受ケ其ノ成績書ヲ所
 持セルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 牛乳營業者ニシテ規則第四條第一號以外ノ結核又ハ傳染性流
 産ニ罹レル採取用牛ヨリ牛乳ヲ採取販賣セントスルトキハ其ノ採取用
 牛ニハ角又ハ頭ニ青色ノ標識ヲ附シ、採取シタル牛乳ハ殺菌終了マテ
 運搬容器ニ青字ヲ以テ「要殺菌」ノ三字ヲ明記スベシ

第十四條 第三條ニ依リ許可セラレタル處理場ニ於テ處理シタル牛乳ニ
 非ザレバ、販賣ヲ目的トスル飲食物製造原料乳トシテ販賣スルコトヲ
 得ズ但シ「バター、チーズ」ノ原料乳ハ此ノ限ニ在ラズ

第一號樣式

牛	號	検査番號	買入年月日	異動年月日	乳牛、種牛、種牛ノ別	年	齡	毛	色	産地	血統別及	特	徴	異動及其日ノ	飼養所ノ	住所有者名ノ

第二號樣式

牛	號	検査番號	年	齡	毛	色	産地	血統別及	特	徴	異動及其日ノ	飼養所ノ	住所有者名ノ

第三號樣式

飼養ノ場所及飼養者ノ氏名	視察日	牛	號	呼吸數	脈搏數	體	温	排糞有無	分娩後ノ日數	飼養室ノ其狀	其他ノ

訂(審)令七(二)三版

第四號樣式



訂(審)令七(二)三版

第五號樣式

(木札)

牛乳搾取(請賣)營業者何某

配達人 何某

生年月 某

表

裏

官署之印

第六號樣式

大正 年中牛乳搾取販賣届

搾取	高販賣	高販賣	價額

右届出候也

年 月 日
知 事 宛

住所

氏 名

備考

脱脂乳ヲ販賣シタルトキハ販賣高ニ合算シ内課チ附スヘシ
第七號様式

大正 年中乳製品製造販賣届

種 類	全 牛 乳		乳 買 入		高 乳 製 造		高 販 賣		高 販 賣 價 額	
	煉 乳	粉 乳	煉 乳	粉 乳	煉 乳	粉 乳	煉 乳	粉 乳	煉 乳	粉 乳
計										

右届出候也

住所

氏 名

年 月 日
知 事 宛

備考

一 製造高及販賣高ノ計算ハ封度ニ依ルヘシ

訂(静岡令七二號)三版

第五號様式

昭和 年中牛乳處理及販賣高届

仕 入	高 處 理	高 販 賣	高 販 賣 價 格
リットル	リットル	リットル	リットル

訂(静岡令二二三號)

第六號様式

昭和 年中乳製品製造及販賣高届

乳 製 品 ノ 種 類	原 料 乳 仕 入 高 製 造	高 販 賣 價 格
リットル	リットル	キログラム
		キログラム

●牛乳營業取締規則施行細則取扱手續

静岡縣訓令乙第二四〇號(昭和九年七月十七日)

牛乳營業取締規則施行細則取扱手續左ノ通定ム

第一條 牛乳營業取締規則(以下單ニ規則ト稱ス)第二條並ニ牛乳營業取締規則施行細則(以下單ニ細則ト稱ス)第一條第二項ノ届書ヲ受理シタ

第十三編 衛生 第九章 飲食物

警察部 警察署

ルトキハ其ノ署備付臺帳ニ所要事項記入ノ後速ニ進達スベシ
 第二條 規則第三條、細則第二條第二項後段、第三條第二項後段、第四條第二項後段ニ依リ提出スル許可申請書ヲ受理シタルトキハ内容精査ノ上副書ト共ニ其ノ正本ヲ知事ニ進達シ副本ハ之ヲ控トナシ其ノ署ニ保存スベシ
 第三條 細則第二十四條第一項第三號及第二十七條ニ依ル届書ヲ受理シタルトキハ其ノ内容精査副申シ臺帳記入ノ後速ニ進達スベシ
 第四條 細則第二條第二項前段、第三條第二項前段、第四條第二項前段ノ届書ヲ受理シタルトキハ臺帳記入ノ後速ニ進達スベシ
 第五條 細則第五條ニ依ル工事竣工届ヲ受理シタルトキハ其ノ工事ノ竣

工シタルヤ否ヲ確メタル上其ノ旨副申進達スベシ
 第六條 細則第十五條ニ依ル届書ヲ受理シタル場合ハ牛乳販賣營業者臺帳ニ登載常ニ整理スベシ
 第七條 細則第十六條第二項ノ届書ヲ受理シタルトキハ前條ニ準シ整理スベシ
 第八條 細則第二十二條ニ依ル届書ヲ受理シタルトキハ特別牛乳營業者臺帳備考欄ニ記入常ニ整理スベシ
 第九條 細則第九條並ニ第十條ニ依ル届出ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ視察シ必要ナル措置ヲ探ルベシ
 第十條 衛生技術官及警察官吏ハ受持區内牛乳營業者ノ視察ヲナス場合

ハ搾取用牛ニ對スル細則第十二條ニ該當スル検査ヲ受タル検査證又ハ之ガ成績書ヲ檢閱シ其ノ確認ヲモ併セ行フベシ
 第十一條 規則並ニ細則ニ基キ營業者ニ對シ營業ノ禁止、又ハ設備ノ改造其ノ他特別ノ命令ヲ必要トスル場合ハ其ノ實況詳細報告稟伺スベシ
 第十二條 警察署長ハ別記第一號乃至第五號様式ノ臺帳ヲ備フベシ
 第十三條 販賣ノ用ニ供スル牛乳ノ検査ヲ施行シタルトキハ其ノ都度牛乳検査簿ニ記入シ且ツ同一様式ニ依リ翌月七日マテニ警察部長ニ報告スベシ

牛乳搾取營業者臺帳

届出年月日	搾取用牛乳牛種類及頭數	器具減	販賣セントスル處理營業者氏名	牛舎ノ位置	搾取營業者住所氏名	備考

第二號様式

特別牛乳營業者臺帳

訂(靜岡令二二三號)

訂(靜岡令二二三號)

第三號様式

牛乳處理營業者臺帳

許可 昭和 年 月 日	住所氏名	牛舎(搾取場)所在地及構造ノ概要	處理場ノ所在地及構造ノ概要(殺菌器及冷却器ノ名稱)	運動場ノ坪數及構造ノ概要	牛乳ノ處理方法及生乳並ニ殺菌ノ別	乳牛及犢牛ノ豫定頭數及一日豫定處理量
指令衛第 號	生年月日	殺菌器及冷却器名稱	要	牛乳ノ處理方法及生乳並ニ殺菌ノ別	一日牛乳處理豫定量	
處理場所在地及構造ノ概要	牛乳處理方法及生乳並ニ殺菌ノ區別					
備考						

第四號様式

乳製品製造營業者臺帳

許可 昭和 年 月 日	住所 氏名	指令 第 號	處理場所所在地及構造ノ概要	殺菌器及冷却器名稱	牛乳處理方法及生乳並ニ殺菌ノ區別	一日牛乳處理豫定量	備
							考

第五號様式

牛乳販賣營業者臺帳

届出年月日	牛乳ノ種類	生乳若ハ殺菌ノ區別	處理營業者氏名	牛乳販賣營業者ノ住所氏名	備	考

牛乳検査簿

訂〔静岡令二三三號〕

訂〔静岡令二三三號〕

検査員氏名

月日	検査	同場所	牛乳ノ種類	乳温	乳調計	比重	外觀	反應	脂肪	細菌數	殺菌ノ種類	處分	營業者氏名	配達人

●清涼飲料水營業取締規則施行細則

靜岡縣令第七十九號(明治三十三年九月二十一日)
 沿革 明治四一年縣令第四五號、第九四號、四二年第二九號、四五年第六四號改正
 清涼飲料水營業取締規則施行細則左之通相定ム

- 清涼飲料水營業取締規則施行細則
- 第一條 清涼飲料水ヲ製造營業セントスル者ハ左ノ各號ヲ記シ製造原料水及使用水各五合以上ヲ添ヘ所轄警察官署ヲ經テ縣知事ノ認可ヲ受ケヘシ
 - 營業ノ種類
 - 住所氏名年齢但シ法人ニ係ルモノハ其ノ定款及管理者ノ住所氏名
 - 製造場ノ地名番地圖面並ニ構造仕樣書
 - 製造原料水及使用水汲取ノ場所但饋泉ニ在テハ其湧出地及近傍見取圖並ニ試驗成績書
 - 製造原料ノ品名及其配合量
 - 製造方法及容器ノ洗滌方法
 - 製造機械器具及容器ノ名稱品質
 - 工事落成期日
 - 第二條 製造機械ノ構造ニ依リ一定ノ製造場ヲ要セサルモノ又ハ製造販賣ノ方法ニ依リ容器ノ封緘ヲ要セサルモノハ前條ニ準シ認可ヲ受ケヘシ

第三條 製造原料水及使用水ハ左ノ各號ニ適合スルヲ要ス

- 一 色濁臭味ナキモノ
 - 二 重金属 安莫尼亞、亞硝酸ヲ含マサルモノ
 - 三 十萬分中蒸發殘渣五〇、〇格魯兒三、〇硝酸一、五「カメレオン」ノ消費量〇、八以内ノモノ
- 第四條 (削除)
- 第五條 (削除)
- 第六條 清涼飲料水製造場ハ左ノ設備ヲ爲スヘシ
- 一 石煉瓦漆喰葺ノ類ヲ以テ地盤ニ敷設シ側壁ハ板張トナシ居室ト區別スルコト
 - 二 空氣ノ流通ヲ便ナラシムルコト
 - 三 蠅類塵埃ノ侵入ヲ防キ得ル裝置ヲ爲スコト
 - 四 汚水ヲ排泄スヘキ適當ノ溝渠ヲ設ケルコト
 - 五 製造原料品及成製品ハ日光ノ直射ヲ防キ一定ノ場所ニ於テ之レヲ區別シテ貯藏スルコト
 - 六 但劇藥ニ屬スルモノハ鎖鑰アル場所ニ藏置スルコト
- 第七條 前條ノ構造落成シタルトキハ所轄警察官署ニ届出檢査ヲ受ケヘシ檢査ヲ受ケルニアラサレハ使用スルコトヲ得ス
- 第八條 製造場及製造機械器具ハ他ノ目的ニ使用スルコトヲ得ス
- 第九條 臨時主務官更テシテ製造場及製造機械器具又ハ製成品ノ檢査ヲ爲サシムルコトアルヘシ
- 第十條 清涼飲料水ハ封緘シタル容器ヲ開キテ零賣スルコトヲ得ス

訂(靜岡令二二二號)

第十一條 製造機械ノ壓力ヲ受ケル局部及構造ヲ爲ス機械ノ局部ハ適當ナル危險豫防ノ裝置ヲ爲スヘシ混合器ニハ安全弁及壓力計ヲ備フヘシ

第十二條 炭酸含有ノ清涼飲料水製造ニ要スル炭酸瓦斯ハ適當ナル除害液ヲ貯ヘタル器中ヲ通過セシムヘシ但既ニ精製シタル炭酸瓦斯ヲ使用スルハ此限ニアラス

第十三條 正當ノ事由ナクシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ一部又ハ全部ノ使用ヲ停止シ若クハ認可ヲ取消スコトアルヘシ

- 一 落成期日ヲ超過シタルトキ
- 二 製造場又ハ機械ノ改修ヲ命セラレ之ニ應セサルトキ

第十四條 製造販賣營業ノ認可ヲ得タル事項ヲ變更セントスルトキハ更ニ第一條ノ手續ヲ爲スヘシ但製造場ノ改築ノミニ止マルモノハ製造原料水使用水ノ添付第一條第一號第四號乃至第七號ノ事項ヲ記シタル書類ノ提出ヲ要セス

第十五條 廢業、休業、相續人ノ營業繼承又ハ製造場ノ賣買、讓與其ノ他營業者ノ身上ニ異動ヲ生シタルトキハ本人又ハ戶籍法ノ届出義務者ヨリ十日以内ニ所轄警察官署ヲ經テ縣知事ニ届出ヘシ但シ賣買讓與ニ係ルトキハ雙方連署スヘシ

第十六條 清涼飲料水製造販賣營業者ハ前年中ノ製造及販賣高ヲ翌年一月十日迄ニ第一號様式ニ依リ所轄警察官署ニ届出ヘシ

第十七條 本則ニ違背シタル者ハ二十日以下ノ拘留又ハ十五圓以下ノ科料ニ處ス

附則

第十八條 明治三十二年縣令第四十一號ニ依リ許可ヲ得タル嗜好飲料製

第十三編 衛生 第九章 飲食物

訂(靜岡令二八號)三號

造販賣營業者ニシテ本則ノ構造設備ニ抵觸スルモノハ明治三十三年十月二十日迄ニ改造シ所轄警察官署ヲ經テ縣知事ノ認可ヲ受ケヘシ(第一號様式)

明治何年中清涼飲料水製造販賣届			
品目	製造高	販賣高	販賣價格
ラムネ	何	何	本
葡萄ラムネ	同	同	本
蜜柑水	同	同	本
何々	同	同	本
計	何	何	本

右御届候也

住所 清涼飲料水製造販賣營業人

年月日 氏名

知事宛

● 冰雪營業取締規則施行細則

縣令第八十一號(明治三十三年九月二十一日)

一 沿革 明治四十二年縣令第三一號改正

冰雪營業取締規則施行細則左ノ通相定ム

- 第一條 冰雪營業取締規則施行細則ニ於テ販賣ヲ爲サントスル者ハ左ノ各號ヲ記シ原水ニ升テ添付シ所轄警察官署ヲ經テ縣知事ノ認可ヲ受クヘシ
- 一 營業ノ種類
- 二 住所氏名年齢但法人ニ係ルモノハ管理者ノ住所氏名及其社名
- 三 採收製造場所(町村大字番地)面積及周圍六十間以内ノ地形見取圖
- 四 但借地ニ係ルモノハ當該官廳ノ使用許可證又ハ所有者ノ承諾書ノ

訂(縣令二八號)三版

寫テ添フヘシ

- 四 水池及水道ノ構造並ニ圖面
- 五 原水ノ種別及所在町村字名地番
- 六 採收製造ノ方法
- 七 貯藏場ノ位置構造圖面及貯藏方法
- 八 工事落成期日
- 第二條 水池ハ人家畜舍道路鐵道ヨリ二十間以上墓地火葬場糞坑捨場獸類化成場工場其他不潔ト認ムル場所ヨリ六十間以上ノ距離ヲ有スルヲ要ス
- 第三條 水池ハ左ノ設備ヲ爲スヘシ
 - 一 石煉瓦漆喰葺ノ類又ハ厚サ一寸以上ノ板ヲ以テ地盤ニ敷設排水溝ヲ設ケルコト
 - 二 池畔ハ池底ニ準シ地面ヨリ高クシ外方ニ向テ勾配ヲ付スルコト
- 第四條 水道ハ陶、鐵又ハ木竹ノ材料ヲ以テ築造シ水池トノ境界ニ濾過裝置ヲ設ケヘシ
- 第五條 貯藏場ハ小石ヲ地盤ニ敷設シ編竹ヲ置キ其内壁ハ凡テ二重ノ板張トシ其間隙ニ木屑ヲ填充シ適宜ノ位置ニ搬出口ヲ設ケヘシ
- 第六條 採收製造場及貯藏場ノ工事落成シタルトキハ所轄警察官署ニ届出檢査ヲ受クヘシ檢査ヲ受ケサルモノハ使用スルコトヲ得ス
- 第七條 正當ノ事由ナクシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ一部又ハ全部ノ使用ヲ停止シ若クハ認可ヲ取消スコトアルヘシ
 - 一 落成期日ヲ經過シタルトキ
 - 二 水池水道採收製造場若クハ貯藏場ノ改修又ハ移轉ヲ命セラレ之レ

訂(縣令一六二號)

- 二 應セサルトキ
- 第八條 冰雪採收製造營業者其貯藏シタル冰雪ヲ販賣セントスルトキハ其採收製造及貯藏ノ場所並ニ豫定ノ數量ヲ記載シ現品十斤ヲ添ヘ所轄警察官署ヲ經テ縣知事ニ差出スヘシ其管外ヨリ輸入シテ貯藏セルモノ亦同シ
- 第九條 冰雪卸賣營業ヲ爲サントスル者ハ左ノ各號ヲ記シ所轄警察官署ヲ經テ縣知事ノ認可ヲ受クヘシ
 - 一 貯藏場ノ位置構造圖面
 - 二 貯藏ノ方法
 - 三 採收製造營業者ノ住所氏名但管外ニ係ルモノハ營業認可書ノ寫
- 第十條 冰雪卸賣營業ヲ爲サントスル者ハ採收製造營業者又ハ卸賣者ノ住所氏名ヲ記シ所轄警察官署ニ届出ツヘシ
- 第十一條 冰雪ヲ飲用者ニ供給スル場合ニ於テ混和スル水及器具氷塊ヲ洗滌スル水ハ飲用ニ適ス可キ證明アルモノニアラサレハ用ウルコトヲ得ス
- 前項ノ混和水及洗滌水ハ其容器ニ塵埃ノ侵入セサル裝置ヲナスヘシ
- 第十二條 飲料ニ適セサルモ外用トシテ有害ノ虞ナキ凍水ト認メタルモノニ限リ貯藏販賣ヲ許可スルコトアルヘシ
- 第十三條 外用水ヲ販賣セントスル者ハ採收製造ノ場所數量並ニ貯藏場ノ位置ヲ記シ所轄警察官署ヲ經テ縣知事ノ認可ヲ受クヘシ
- 第十四條 飲料ノ爲メ貯藏セシ水質不良ニシテ外用水販賣營業者ニ讓渡サントスルトキハ其授受日時ヲ定メ所轄警察官署ニ届出檢査ヲ受クヘシ

● 中毒患者死者届出規則

縣令第八十八號(明治三十九年十二月二十一日)

- 第一條 醫師飲食物其他毒物等ノ爲メ中毒シタル患者(其疑アルモノ)ヲ診
- 第二條 本則ハ雪ニ關シテハ明治三十五年一月一日ヨリ施行ス
- 縣令第八十八號(明治三十九年十二月二十一日)
- 中毒患者死者届出規則左ノ通り定ム
- 但明治十六年七月甲第六十六號中毒患者届出手續ハ之レヲ廢止ス
- 中毒患者、死者届出規則

屠シ又ハ其死體ヲ檢案シタルトキハ第一號様式ニ依リ速ニ届出ヘシ
轉歸ノ場合ニ於テハ第二號様式ニ依リ前項ノ手續ヲ爲スヘシ
第二條 前條第一項届出ノ場合ニ於テ飲食物其他毒物、容器等ノ殘留ス
ルトキハ成ヘク之ヲ添付スヘシ
第三條 本則ニ依リ差出スヘキ届書ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ
第一號様式

中毒(患者診斷)(死者檢案)届

診	症	月日	中毒品名	分職藥氏	(患者)(死者)住所
事	狀	時	場	名	年
其他参考トナルヘキ	斷	場	所	年	所
項	狀	場	所	年	所
(毒物ノ用量用方其他中毒ノ顯末等ヲ詳記スヘシ)	狀	場	所	年	所

右之通ニ候條(何品何程相添)此段及御届候也

年月日

郡市町村(大字)番地

醫師 某

第二號様式

中毒患者轉歸届

患者氏名	診
斷	斷

經	過
轉	歸

右之通ニ候條此段及御届候也

年月日

郡市町村(大字)番地

醫師 某

知事宛

第十章 屠獸

屠場法施行細則

縣令第四十二號(明治三十九年七月十三日)

沿革 明治三十九年縣令第四五號、四三年第八九號、大正一一年第七〇號、昭和四年一月第八八號、七年九月第五〇號改正

明治三十九年法律第三十二號屠場法施行細則左ノ通リ相定ム

屠場法施行細則

- 第一條 屠場設立ノ許可申請書ニハ左記事項ヲ詳具スヘシ其事項ヲ變更セントスルトキ亦同シ
- 一 設立者ノ本籍住所身分氏名年齢
- 二 屠場ヲ設立セントスル地名、地番、坪數及周圍六十間以内ノ狀況圖面
- 三 建設物ノ構造、仕様書及其ノ平面圖起圖
- 四 井戸又ハ給水ノ方法及其ノ構造、仕様書並ニ圖面
- 五 (削除)
- 六 工事落成期日

訂(縣岡令一九五號)

訂(縣岡令一九五號)

七、屠場主、屠夫又ハ管理人屠場内ニ居住セントスルトキハ其位置及居室ヨリノ距離

第二條 屠場許可ノ效ハ許可ノ日ヨリ起算シ七ケ年トス期限ニ際シ繼續ヲ出願スルニ於テハ更ニ期限ヲ定メテ許可スルコトアルヘシ但シ屠殺定日ハ當座ニ於テ指定スルモノトス

第三條 屠場ハ左ノ場合ニ於テ其ノ設立ヲ許可セサルコトアルヘシ
一 衛生上危害ヲ生シ其他公益ヲ害スルノ虞アリト認メタルトキ
二 土地其他ノ狀況ニ依リ設立ヲ必要ト認メサルトキ

第四條 屠場新築改築又ハ増築ノ工事落成スルモ檢査ヲ受クルニアラサレハ使用スルコトヲ得ス

第五條 屠場工事期日ニ落成セス又ハ三ヶ月以上屠殺ノ事實ナキ屠場ハ許可ノ效ヲ失フモノトス

第六條 屠場ノ門戸ニハ左記雜形ノ標札ヲ掲クヘシ

屠場	住所
屠場主氏名	屠場主氏名

第七條 使用水ハ試驗ノ成績ニ依リ使用ヲ禁止スルコトアルヘシ

第八條 屠場主ハ左ノ場合ニ於テハ十日以内ニ届出ヘシ

- 一 本籍、住所ノ異動又ハ改氏名
- 二 廢業

第九條 屠畜業ヲ爲サントスル者ハ族籍住所氏名年齢ヲ具シ所轄警察官署ニ届出ヘシ廢業シタルトキ亦同シ

- 第十條 屠場主又ハ屠畜業者屠畜ニ關シ人ヲ雇入タルトキハ其住所氏名年齢ヲ所轄警察官署ニ届出ヘシ解雇シタルトキ亦同シ
- 第十一條 屠殺時間中ハ屠場ノ門戸ヲ閉鎖スヘシ
- 第十二條 屠場ニ於テハ屠殺ノ爲メ必要ナル方法ノ外置リニ獸畜ヲ苦メ又慘酷ナル取扱ヲ爲スヘカラス
- 第十三條 屠場内ニハ屠畜關係以外ノ者ハ濫ニ出入スヘカラス屠畜關係者ト雖當該官吏ノ命ニ從ハサル時ハ退場ヲ命スルコトアルヘシ
- 第十四條 屠場主又ハ屠畜業者ハ屠殺當日官廳執務時限一時間前迄ニ屠殺スヘキ獸畜ノ種類、依頼者ノ住所氏名、屠殺ノ日時屠場名等ヲ所轄警察官署ニ届出ヘシ
- 屠場主ハ別表様式ニ依リ屠畜明細簿ヲ備ヘ其時々記入シ臨檢官吏ノ檢閱ヲ受ケ一箇月分ヲ取纏メ翌月五日迄ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ
- 第十四條ノ二 自家用屠殺ヲ爲サムトスル者ハ獸畜ノ種類、屠殺ノ日時、場所、頭數等ヲ記シ屠殺前日中ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ
- 前項ニ依リ屠殺ヲ爲シタル者ハ終了後五日以内ニ其ノ生體量並肉量ヲ所轄警察官署ニ届出ツヘシ
- 第十五條 屠殺解體中ハ白ノ上衣及股引(牛股引ヲ用ユ)白帽ヲ着用シ居室用穿靴ヲ爲ササル者ハ跣足タルヘシ
- 第十六條 屠畜ヨリ生スル血液、汚物、頭骨、獸皮其他廢棄物等ハ即時有害物ヲ發生セサル方法ヲ用ユヘシ
- 屠殺終了後ハ二十四時間以内ニ之ヲ屠場ヨリ搬出スヘシ
- 第十七條 搬出器ノ構造ハ左ノ各號ニ依リ使用後直ニ熱湯ヲ以テ清潔ニ洗滌スヘシ
- 一 屠肉搬出器ハ木製箱車ニシテ内部ヲ金屬板張トシ且少底部ニ格子

一 屠獸者其屠殺ノ時ハ屠殺先土地ノ狀況其ノ他ノ事情ニ因リ
 已ムテ得サル場合ハ検査員ノ指揮ニ從ヒ他ノ方法ヲ以テ之ニ代フ
 ルコトヲ得

二 内臓頭骨獸皮其他廢棄物ノ運搬器ハ木製ノ箱車ニシテ人目ニ觸レ
 サル様覆蓋ヲ設クヘシ

第十八條 外力ノ作用又ハ其他ノ疾病以外ノ事故ニ依リ即死シタル獸畜
 ナ食用ニ供セントスルモノハ其ノ斃死ノ原因場所日時及畜種、年齢牝
 牡ノ別屠場名並ニ解體ノ日時ヲ具シ所轄警察官署ノ許可ヲ受クヘシ

第十九條 屠殺ノ定日ニアラサル日ニ於テ臨時屠殺セントスルトキハ第
 十四條ノ事項ノ外其事由ヲ具シ所轄警察官署ノ許可ヲ受クヘシ

第二十條 屠場ニ關シ當處ニ差出スヘキ文書ハ渾テ所轄警察官署ヲ經由
 スヘシ

第二十一條 警察官署ハ食用ニ供スヘカラスト認メタル屠肉内臓其他ノ
 (様式)
 屠畜明細簿

屠殺 月計	屠殺 日計	番號	胤種	牝牡	年齡	毛色	特徵	體尺	生體量	肉量	原產地	買入地名 依頼者 買先氏名氏名	備考
累計													

備考
 本簿ハ獸ノ種別ニ依リ別座ヲ設ケ記載スヘシ
 備考欄ニハ屠殺販賣又ハ授與禁止ノモノ及其事由等ヲ記載スヘシ

●屠場法施行細則取扱手續

訓令乙第六七〇號(明治三十九年七月三十日)

附則
 屠場法施行細則取扱手續左ノ通定ム
 第一條 進達スヘキ願届ヲ受理シタルトキハ法規ノ要求スル事項ト實地

訂(解附令一六二號)

訂(解附令一一六號)

トテ精密調査シ意見ヲ付スヘシ

第二條 細則第十八條第十九條ニ依リ願出タルトキハ定日屠畜検査ニ支
 障ナキヤ否ヤニ注意シ其許可ヲ爲スヘシ

第三條 屠畜ノ際ハ必ス警察官吏ヲ立會セシムヘシ但止ムテ得サル場合
 ハ警察署長ノ認定ニ依リ立會セサルコトヲ得

第四條 細則第五條ニ依リ許可失効ノモノト認ムルモノアルトキハ其事
 由ヲ具シ指揮ヲ請フヘシ

第五條 警察署分署ニハ別紙第一號乃至第三號様式ノ屠場臺帳屠畜業者
 及雇人名簿ヲ備ヘ異動アル毎ニ加除訂正スヘシ

第六條 屠畜ヲ了リタル後検査員ヨリ復命スヘキ事項ハ願書又ハ願書ノ
 欄外若クハ餘白ニ記入セシムヘシ

但本項ニ依リ難キ場合ハ別紙ヲ以テスルモ妨ケナシ

第七條 屠畜ノ種類及其數ハ別紙第四號様式ニ依リ翌月七日以内ニ報告
 スヘシ

第一號様式

屠場臺帳	何國何郡何村大字何々何番地	本籍、住所、身分
	一屠場何坪	屠場主 氏 名
	許可年月日 及指令番號	生年月日
	許可有效期限	
	屠殺 定 日	

屠場使用料及
 認可年月日番號
 屠殺料及認可
 年月日番號

屠場使用料及 認可年月日番號	屠殺料及認可 年月日番號	備考
-------------------	-----------------	----

屠畜業者名簿

屠畜業者名簿	本籍、住所、身分	屠畜業者 氏 名	生年月日
營業届出年月日			
廢業届出年月日			
備考			

第三號様式
 雇人名簿

第四號様式

雇人名簿	屠場主(屠畜業者) 氏名
雇入年月日	解雇年月日
	雇人本籍、住所、氏名、年齢

大正 年 月 屠畜報告

署名

種別	牛		馬		羊		豚		計	自家用屠畜	
	三十貫以上	三十貫未満	三十貫以上	三十貫未満	牝	牡	牝	牡		牝	牡
種類											
内國種											
外國種											
雜種											
合計											
備考											

本表中備考欄ニハ左記事項ヲ記入スヘシ

- 一、屠殺禁止、販賣禁止、廢棄内臓ハ各別ニ取調各頭毎ニ牛、馬、羊、豚、牝牡、内國種、外國種、雜種、三十貫以上未滿ノ區別(羊豚ヲ除ク)ヲ記シ尙屠殺禁止ニ付テハ買入先、産地、禁止ノ理由(疾患ナレハ現症略記)ヲ販賣禁止ニ付テハ其斤量、部位、禁止ノ理由ヲ、廢棄内臓ニ付テハ各廢棄内臓ノ理由(重、輕症、結核又ハ硬變何種ノ寄生蟲其他ノ異狀)並個數ヲ記入スルコト
- 二、獸體検査ノ際其検査ヲ中止又ハ停止ヲナシタルトキハ其事由

訂(警岡令一九二號)

●屠畜検査日割

告示第八十號(大正十四年三月三日)

沿革 昭和二年告示第二〇八號、七年三月第四一四號改正

屠畜検査日割左ノ通定メ大正十四年三月三日ヨリ之ヲ施行ス	賀茂郡稻生澤村	毎週	月曜日	水曜日	金曜日
	田方郡三島町	同	月曜日	水曜日	土曜日
	田方郡田中村	同	火曜日	金曜日	土曜日
	沼津市	同	火曜日	木曜日	土曜日
	駿東郡原里村	同	月曜日	金曜日	
	富士郡加島村	同	月曜日	水曜日	土曜日
	富士郡大宮町	同	火曜日	金曜日	
	庵原郡袖師村	同	火曜日	金曜日	
	静岡市	同	月曜日	水曜日	木曜日
	志太郡島田町	同	月曜日	木曜日	土曜日
	榛原郡相良町	同	火曜日	金曜日	
	小笠郡大池村	同	水曜日	土曜日	
	磐田郡見付町	同	火曜日	土曜日(午後)	
	濱松市	同	月曜日(午前)	木曜日	土曜日(午前)
	濱名郡吉野村	同	月曜日(午後)	水曜日	金曜日
	周智郡奥山村	同	火曜日	木曜日	土曜日

訂(警岡令一九二號)

●屠畜検査手数料徴收規則

縣令第五十號(昭和四年五月四日)

沿革 昭和五年五月縣令第三三號改正

屠畜検査手数料徴收規則左ノ通改正ス

屠畜検査手数料徴收規則

第一條 屠場法ニ依リ屠場ニ於テ屠殺スヘキ獸畜ノ検査ヲ受ケル者ヨリ手数料ヲ徴收ス

第二條 前條ノ手数料ハ左ノ區分ニ依ル

- 一 牛(體重 一一二、五キログラム以上各壹頭毎ニ金九拾五錢
一 體重 一一二、五キログラム未滿各壹頭毎ニ金五拾五錢)
- 一 馬 各壹頭毎ニ金七拾五錢
- 一 豚 各壹頭毎ニ金四拾錢
- 一 羊 各壹頭毎ニ金四拾錢

第三條 手数料ハ検査申請ノ際直ニ之ヲ徴收ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十一章 死體解剖

●死體解剖規則

縣令第十七號(明治三十五年三月十四日)

明治十七年十一月甲第百二十二號死體解剖規則左ノ通改正ス

死體解剖規則

- 第一條 死體解剖ハ醫師ニシテ醫學研究ノ爲メニスルノ外之レヲ許サス
- 第二條 死體解剖ヲ行ハントスルモノハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ノ許可ヲ受ケヘシ
 - 一 死者住所氏名年齢
 - 二 病名病歴及死亡ノ年月日時
 - 三 解剖ノ部位
 - 四 施行ノ場所及日時
 - 五 死者生前ノ請願書若クハ親屬ノ承諾書
 - 六 刑死者又ハ死亡囚ニ係ルトキハ死者生前ノ請願書若クハ承諾書及監獄署ノ承諾書
- 第三條 前條許可ヲ得タル解剖部位ノ變更ヲ爲サントスルトキハ所轄警察官署ノ許可ヲ受ケヘシ
- 第四條 解剖ヲ終リタルトキハ之レヲ整理シ相當ノ處理ヲ爲スヘシ

第五條 解剖後十日以内ニ剖檢記事ヲ作り所轄警察官署ヲ經テ縣廳ヘ差出スヘシ

第六條 解剖ハ醫師產婆及其學生並ニ死者ノ關係アルモノノ外傍觀セシムルコトヲ得ス

第七條 當該吏員ヲシテ臨時臨檢セシムルコトアルヘシ

第八條 本則第二條第三條第四條第六條及附則第九條第十條第十一條ニ違背シタルモノハ科料ニ處ス

附則

第九條 醫師又ハ產婆ニシテ學術研究ノ爲メ死胎兒若クハ其附屬物ヲ貯蔵セントスルトキハ理由ヲ記シ其夫又ハ產婦ト連署シテ所轄警察官署ノ許可ヲ受クヘシ

第十條 醫師醫學研究ノ爲メ病的臟器ヲ貯蔵セントスルトキハ其理由ヲ記シ本人若クハ親屬ノ承諾書ヲ添ヘ前條ノ手續ヲ爲スヘシ

第十一條 從來貯蔵セル死胎兒又ハ病的臟器ハ本則施行後一ヶ月以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第十二章 墓地、埋葬

●墓地及埋葬取締細則

甲第十六號(明治十八年三月五日)

沿革 明治一八年甲第三三號、第六七號、第一〇四號、一九年第一〇號、第二二號、二〇年縣令第九六號、二二年第一五號、第七七號、二九年第四一號、大正元年第四六號、七年第七一號、

訂(警團令一一九號)

一四年第三二號改正

明治十七年太政官第二十五號布達墓地及埋葬取締規則第八條ニヨリ細則別紙ノ通相定候條此旨布達候事

(別紙)

墓地及埋葬取締細則

第一條 墓地ハ從前許可シタルモノニ限ル

但已ムコトヲ得サル事情アリテ之ヲ取廣メ又ハ新設スル場合ニ於テハ其地ノ圖面ヲ添ヘ町村長(市ハ市長)ヨリ所轄警察署又ハ分署ヲ經テ本廳ニ届出スヘシ

第二條 前條ノ墓地ト雖モ第三條ニ抵觸スル場所ハ從來埋葬スルコトヲ得ス

但已ムコトヲ得サル事情アルモノハ第一條但書ノ手續ニ依リ出願スヘシ

第三條 墓地ヲ新設スルハ國道縣道大川ニ沿ハス人家ヲ隔ルコト凡六十間以上ニシテ土地高燥飲用水ニ障害ナキ地ヲ選ムヘシ

第四條 虎列刺發疹瘰癧及痘瘡患者ノ死屍ハ埋葬地ノ内ヲ區劃シ第一條但書手續ニ據リ「縣令」ノ許可ヲ得タル場所ニアラサレハ埋葬スルコトヲ得ス

第五條 墓地ノ周圍 墓地ト墓地ニ非ラサニハ樹木ヲ栽エ其墓地内ニハ一文以上樹木塙塙ヲ存スヘカラス

但從前ヨリ現存スルモノハ此限ニアラス

第六條 火葬場ヲ新設セムトスルトキハ人家稠密ノ地ヲ隔ル百二十間以上ニシテ風上ニ位セサル地ヲ選ミ敷地ノ坪敷建物ノ配置、構造及火葬料金、經營管理ノ方法ヲ具シ並周圍五町内ニ於ケル建物、地勢ノ見取

訂(警團令一一九號)

長」ノ認許證ヲ受クヘシ

囚徒ノ死屍ヲ引取埋葬又ハ火葬セント欲スルモノハ獄醫ノ死亡證書寫ニ司獄官ノ檢印ヲ乞ヒ差出シ「戶長」ノ認許證ヲ受クヘシ

火葬ノ遺骨ヲ埋葬セントスルモノハ別ニ證明書ヲ受クヘシ

第十三條 傳染病者ノ死屍ハ二十四時間ヲ俟ツテ要セス速ニ埋葬又ハ火葬スヘシ

第十四條 「戶長」ハ前條ノ屆書又ハ檢案書若クハ證書ヲ領收スルニアラサレハ埋火葬ノ認許證及ヒ證明書ヲ與フヘカラス

但認許證及ヒ證明書ハ別紙書式ニ據リ付與スルモノトス

第十五條 前條ノ屆書等ハ取廻メ保存スヘシ尤モ行旅人等總テ滞留中ニ係ル分ハ本人現住地「戶長」ヘ送付スヘシ

第十六條 改葬ヲナサントスルモノハ「戶長」衛生委員ノ奧印ヲ受ク所轄警察署又ハ分署ヘ届出ヘシ

第十七條 火葬ハ日没後ヨリ日出前迄ヲ限リトス

但臭煙ヲ發生セサル火葬裝置ヲナスモノ及傳染病者ノ死屍ハ此限ニアラス

第十八條 瘞穴ノ深サハ六尺傳染病者ノ死屍ヲ埋葬スルハ八尺 以上タルヘシ若シ土地ニ依リ六尺以上ニ至リ難キトキハ「戶長」衛生委員ノ奧印ヲ受ク所轄警察署又ハ分署ヘ申出指揮ヲ受クヘシ

但シ火葬ノ遺骨ヲ埋藏スルモノハ此限ニアラス

第十九條 碑表ヲ建設セントスル者ハ其願書ニ位置ヲ詳記セル圖面及ヒ碑文案 歐文梵語等刻スル添ヘ管理者又ハ地主連署「戶長」ノ奧印ヲ受ク

圖ヲ添ヘ所轄警察官署ヲ經テ本廳ニ届出テ許可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第七條 火葬場ハ所轄警察署ノ指圖ヲ受ケ火爐煙筒ヲ備ヘ臭煙ヲ防クノ裝置ヲナシ且周圍ニ塙塙ヲ設クヘシ

但山林原野及村落等ニシテ人家稠疎ノ場所ナルトキハ此限ニアラス

第八條 墓地ヲ隔ル六十間火葬場ヲ隔ル百二十間以内ノ地ヘ人家ヲ新設スルヲ許サス

但事情不得止者ハ所轄警察署又ハ分署ヘ届出許可ヲ受クヘシ

第九條 墓地火葬場ハ種族宗旨ヲ別タス其町村ニ本籍ヲ有シ若クハ其町村ニ於テ死シタルモノハ何人ニテモ之ニ埋火葬スルコトヲ得其從前別段ノ習慣アルモノハ此限ニアラス

但死刑ニ處セラレタルモノハ墓地ノ一隅ヲ區劃シテ其内ニ埋葬スルモノトス

第十條 墓地火葬場ニハ必ス管理者ヲ置キ其姓名ハ所轄警察署又ハ分署ニ届ケ置クヘシ

第十一條 墓地火葬場ハ清潔ヲ旨トシ掃除及修繕ヲ怠ルヘカラス

第十二條 死屍ヲ埋葬又ハ火葬セント欲スル者ハ主治醫ノ死亡屆書ヲ差出シ「戶長」ノ認許證ヲ受クヘシ

醫師ノ治療ヲ受ケルノ猶豫ナクシテ死亡シタルモノヲ埋葬又ハ火葬セント欲スルトキハ醫師ノ檢案書ヲ差出シ「戶長」ノ認許證ヲ受クヘシ

妊娠四ヶ月以上ノ死胎ニ係ルトキハ醫師ノ死産證ヲ差出シ「戶長」ノ認許證ヲ受クヘシ

死屍ニ係ルトキハ立會醫師ノ檢案書ニ檢視官ノ檢印ヲ乞ヒ差出シ「戶

所轄警察署へ願出ヘシ

但死者ノ姓名族籍官位勳爵法號及生死ノ年月日建立者ノ姓名ヲ記スルニ止マリ誌銘傳贊等ヲ刻セサル墓標ハ此限ニアラス

第二十條 管理者ハ其ノ都度認可證又ハ證明書ヲ領收シ一年間保存シ置キ警察官吏ノ請求アルトキハ之ヲ提示スヘシ

第二十一條 管理者ハ墓地ノ繪圖及墓籍ヲ調製シ置クヘシ

第二十二條 第一條第二條第四條第六條第七條第八條第十二條第十五條第十六條第十七條ニ違背シタル者ハ三日以上十日以下ノ拘留又ハ五拾錢以上壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス

第二十三條 第五條第九條第十條第十八條第十九條ニ違背シタルモノハ一日以上三日以下ノ拘留又ハ貳拾錢以上壹圓貳拾五錢以下ノ科料ニ處ス

第二十四條 第十一條第二十條第二十一條ニ違背シタルモノハ五錢以上五拾錢以下ノ科料ニ處ス

認許證書式

(〇印ハ朱書)

表	裏
認許證書式	認許證書式
何府縣何國何町何村何番地(寄留ナレ)	何府縣何國何町何村何番地(寄留ナレ)
何府縣 華土族 職業	何府縣 華土族 職業
姓	姓
何年月日時 病死 又ハ死胎 分娩	何年月日時 病死 又ハ死胎 分娩
年齡	年齡

●墓地火葬場新設取擴ノ爲官有地拂下ヲ要スル節ノ願出方

甲第七十五號(明治十八年七月二十八日)
墓地火葬場新設ノ爲メ官地拂下ヲ要スル節ハ明治十七年四月本縣甲第三十三號布達ニ準シ本年三月甲第十六號布達第一條但書ノ手續ニ依リ願出ヘシ此旨布達候事

●共葬墓地火葬場ニ關スル費用ノ件

丙第十四號(明治十九年二月二十三日)
共葬墓地火葬場ニ關スル費用ハ協議費若クハ有志金等其町村ノ便宜ニ依リ「戸長」ニ於テ收支ノ方法ヲ調査シ不都合無之様可致此旨相達候事

●新設及取擴墓地ノ坪數

丙第五十九號(明治十九年六月一日)
郡役所「戸長」役場
明治十八年三月本縣甲第十六號布達墓地及埋葬取締細則ニ依リ墓地ヲ新設シ又ハ取擴メントスルモノハ自分一戸ニ付凡ソ二坪以内ノ割ヲ以テ出願セシムヘシ

●墓地火葬場及斃牛馬捨場廢止願ノ件

第十三編 衛生 第十三章 雜則

裏

證明書書式

證明書	證明書
何府縣何國何町何村何番地(寄留ナレ)	何府縣何國何町何村何番地(寄留ナレ)
何府縣 華土族 職業	何府縣 華土族 職業
姓	姓
何年月日時 病死	何年月日時 病死
年齡	年齡

右ハ何地ニ於テ火葬ノ上遺骨ハ何地墓地へ埋藏ナシタキ旨實子(父母又ハ親戚等)何某ヨリ申出ニ付火葬認許證ト共ニ此證明書ヲ付與スルモノ也

- 一 戸主ニ非ラサレハ何某父母兄弟妻子姉妹等ト肩書スヘシ
- 一 死胎分娩ハ姓名年齡ヲ省キ何某妻妾又ハ長ニ女姉妹等誰死産兒ト記スヘシ
- 一 囚人ハ何年月日時某監獄ニ於テ病死又ハ刑死變死ト記スヘシ
- 一 病死ノモノハ認許證ハ其病名ヲ記入スヘシ

訂(靜岡令一一九號)

訂(靜岡令一二三號)

告示第四十二號(明治二十六年八月二十三日)
墓地火葬場及斃牛馬捨場(官有ニ係ルモノハ此限ニアラス)廢止願ハ自今所轄警察官署ヲ經由シテ出願スヘシ但共用墓地(火葬場及斃牛馬捨場トモ)ヲ除クノ外其墓地ノ關係者(數十名ニ及フモノハ惣代ヲ以テスルモ不苦)並ニ地主アルモノハ地主連署シ及市町村ニ於テ連署外ニ祭祀等ノ關係者ナキコトヲ證明スル等ハ從前ノ通り

第十三章 雜則

●胞衣及產穢物取扱規則

縣令第十七號(明治三十年三月九日)
胞衣及產穢物取扱規則左ノ通之ヲ定ム

第一條 胞衣及產穢物ハ各町村ニ於テ便宜一ヶ所若クハ數ヶ所ノ場所ヲ定メ之ニ埋納スヘシ

前項埋納所ハ其字地番坪數並近傍ノ狀況ヲ記シ所轄警察署又ハ分署ニ届出認可ヲ受クヘシ

埋納所ヲ設定スル迄ノ間ハ水源其他衛生上有害ノ場所ヲ除クノ外家屋及飲料水ヲ距ル八間以上ノ場所ニ於テ深サ三尺以上ヲ穿テ之ニ埋納スヘシ

但便宜墓地ノ一隅ヲ區畫シ之ニ埋納スルコトヲ得

第二條 胞衣及產穢物取扱ノ營業ヲ爲サントスルモノハ埋納所又ハ燒却場ノ字地番坪數及周圍近傍ノ狀況等ヲ詳記シタル繪圖面ヲ添ヘ所轄警察署又ハ分署ニ願出許可ヲ受クヘシ

第三條 本則第一條第一項第三項及第二條二違フ者ハ十日以下ノ拘留ニ處シ又ハ壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス

●斃獸取締規則

縣令第三號(大正十五年二月九日)

斃獸取締規則左ノ通定ム

斃獸取締規則

第一條 牛馬羊豚犬ニシテ疾病其ノ他ニ依リ斃死シタルトキハ本則ニ依リ取扱フモノトス但シ家畜傳染病預防法、畜牛結核病預防法ニ依ルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二條 本則ニ於テ斃獸拾場ト稱スルハ斃獸ヲ埋没、燒却又ハ剥皮ヲ爲ス場所ヲ謂ヒ化製場ト稱スルハ斃獸ヲ以テ肥料又ハ工業材料等ヲ製造スル場所ヲ謂フ

第三條 斃獸拾場、化製場ハ人家、社寺、學校、公園、國道、縣道、鐵道及河川ヲ距ル百十メートル以上ニシテ飲料水其ノ他衛生上障害ナキ場所ニ非サレハ設置スルコトヲ許サス

斃獸拾場ニハ其ノ周圍ニ生垣又ハ柵柵塔塀ヲ設ケヘシ

第四條 斃獸拾場ヲ新設又ハ擴張セムトスルトキハ市町村長ヨリ左ノ各號ヲ具シ知事ノ許可ヲ受ケヘシ

一 事由

二 場所、坪數並周圍百十メートル以内ニ於ケル土地ノ狀況ヲ詳記セラルル面

三 當地ナルトキハ其ノ地主ノ承諾書

第五條 畜主ハ斃死シタル獸類ヲ斃獸拾場ニ於テ埋没又ハ燒却スヘシ畜主ナキモノハ市町村長ニ於テ之ヲ爲スヘシ但シ化製スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第六條 化製場ヲ設ケムトスルトキハ左ノ各號ヲ具シ知事ノ許可ヲ受ケヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

一 營業者ノ住所氏名生年月日(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者ノ氏名並定款)

二 化製場ノ地名、地番、坪數及其ノ圖面構造仕様書

三 附近二百二十メートル内ニ於ケル土地ノ狀況ヲ詳記セル圖面及當地ナルトキハ其ノ地主ノ承諾書

四 工事落成期日

第七條 化製場ノ構造ハ左ノ各號ニ從フヘシ但シ防臭裝置ノ完備又ハ土地ノ狀況ニ依リ本條ノ制限ヲ省略シ許可スルコトアルヘシ

一 周圍ニハ外見ヲ防クヘキ高さ二メートル以上ノ塙塀ヲ設ケルコト

二 地盤ハ不透透性物質ヲ以テ構造シ適當ノ勾配ヲ附シタル排水溝ヲ設ケ汚水溜ニ通セシムルコト

三 汚水溜及排水溝ハ前號ノ材料ヲ以テ造リ汚水溜ヲ室外ニ設ケルトキハ適當ノ覆蓋ヲ爲シ其ノ周圍ハ地盤ヨリ一デシメートル以上ノ高サトシ雨水ノ流入ヲ防クコト

四 防臭ノ設備ヲ爲スコト

五 所内ニ使用水ノ設備ヲ爲スコト

六 採光換氣ニ適當ナル窓ヲ設ケルコト

第八條 化製場ノ工事落成シタルトキハ所轄警察官署ニ届出検査ヲ受ケ

訂(縣令一二三號)

訂(縣令一二三號)

タルモノニ非サレハ使用スルコトヲ得ス

第九條 斃獸ヲ化製、埋没、燒却又ハ剥皮セムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ニ届出ツヘシ但シ犬ニ在リテハ第三號ノ書類ヲ要セ

一 斃獸ノ種類及化製ノ別

二 化製場又ハ斃獸拾場名及化製、埋没、燒却、剥皮ノ別並日時

三 獸醫ノ診斷書又ハ検査書

警察官署長ニ於テ必要ト認ムルトキハ前項但書ノ規定ニ拘ラス第三號ノ書類ヲ提出セシムルコトアルヘシ

第十條 警察官署長ハ必要アルトキハ前條ノ斃獸ヲ更ニ他ノ獸醫ニ検査セシムルコトアルヘシ

第十一條 化製場ニ於テ斃獸ヲ撲殺セムトスルトキハ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第十二條 化製場ニ於テ就業中ハ門戸ヲ閉鎖シ遊ニ人畜ヲ出入セシムルコトヲ得ス

第十三條 斃獸ノ肉類ハ食用ニ供シ又ハ食用ニ供スル目的ヲ以テ賣買取與テ爲スコトヲ得ス

第十四條 斃獸拾場ハ境界ヲ明カニシ第一號様式ノ標識ヲ建設スヘシ

化製場ニハ第二號様式ノ木標ヲ掲ケヘシ

第十五條 斃獸ヲ埋没スル溝穴ノ深サハ牛馬ニ在リテハ二メートル以上其ノ他ハ一メートル以上タルヘシ但シ燒却ノ場合ハ短縮スルコトヲ得

第十六條 斃獸ノ燒却ハ日没後之ヲ爲スヘシ

第十七條 食肉販賣營業ヲ爲ス者ハ斃獸ノ取扱ヲ爲スコトヲ得ス

第十三編 衛生 第十三章 雜則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則

第二十三條 本則ニ違背シタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス但シ法人ナルトキハ其ノ代表者十四歳未満ノ者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ヲ科料ニ處ス

第二十二條 本則ニ依リ知事ニ提出スル書類ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

出義務者ヨリ前項ノ届出ヲ爲スヘシ

死亡、失踪、轉居、改氏名ヲ爲シタルトキハ本人又ハ戶籍法ニ依ル届

出義務者ヨリ前項ノ届出ヲ爲スヘシ

第二十一條 斃獸拾場、化製場ヲ廢止シタルトキハ所有者又ハ管理者ヨ

リ十日以内ニ知事ニ届出ツヘシ

死亡、失踪、轉居、改氏名ヲ爲シタルトキハ本人又ハ戶籍法ニ依ル届

出義務者ヨリ前項ノ届出ヲ爲スヘシ

第二十條 化製場ヲ買受、讓受、賃貸又ハ相續セムトスルトキハ住所氏

名生年月日(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者ノ氏名並定款)及化製場

名ヲ記シ當事者双方連署ヲ以テ(死亡相續ノ場合ヲ除ク)知事ノ許可ヲ

受ケヘシ

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ斃獸拾場又ハ化製場ノ許可ヲ

取消スコトアルヘシ

一 公安ヲ害シ又ハ衛生上危害ヲ及ボス虞アリト認ムルトキ

二 工事落成期日ヲ經過シタルトキ

三 休業一年以上ニ涉リタルトキ

四 本則ニ違背シ處罰セラルルモ改悛ノ情ナシト認ムルトキ

第二十條 化製場ヲ買受、讓受、賃貸又ハ相續セムトスルトキハ住所氏

名生年月日(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者ノ氏名並定款)及化製場

名ヲ記シ當事者双方連署ヲ以テ(死亡相續ノ場合ヲ除ク)知事ノ許可ヲ

受ケヘシ

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ斃獸拾場又ハ化製場ノ許可ヲ

取消スコトアルヘシ

一 公安ヲ害シ又ハ衛生上危害ヲ及ボス虞アリト認ムルトキ

二 工事落成期日ヲ經過シタルトキ

三 休業一年以上ニ涉リタルトキ

四 本則ニ違背シ處罰セラルルモ改悛ノ情ナシト認ムルトキ

本令施行ノ際現存スル斃牛馬捨場、化製場ハ本令ニ依リ認可シタルモノト見做ス但シ其ノ構造設備本令ノ起程ニ適合セザルモノハ本令施行ノ日ヨリ一年以内ニ改修ヲ爲スヘシ

明治二十二年三月三十一日 靜岡縣令第四十二號 斃牛馬羊豚取締規則ハ之ヲ廢止ス

第一號様式 長一、八一メートル 一、五一メートル

斃 獸 捨 場 市 町 村 名

年 月 日 許 可

第二號様式

年 月 日 許 可

住 所

○ 化 製 場 管 理 者 氏 名

縱 ○、六〇六メートル
横 ○、三〇三メートル

●斃獸取締規則取扱手續

訓令乙第四五號(大正十五年二月九日)

警察部 警察署 (警察分署)

斃獸取締規則取扱手續左ノ通定ム

第一條 斃獸取締規則(以下單ニ規則ト稱ス)第四條第六條ノ願書ヲ受理シタルトキハ附近ノ故障ノ有無並實地調査ヲ遂ク意見ヲ付シ進達スヘシ

第二條 規則第八條ニ依ル届出アリタルトキハ檢分シ支障ナシト認メタルトキハ使用セシメ其ノ旨當部ニ報告スヘシ

第三條 規則第九條ノ届出アリタルトキハ警察官吏ヲ臨檢セシメ其ノ肉類ハ食用ニ供セシメサル様適當ノ方法ヲ講セシムヘシ

第四條 斃獸ヲ更ニ他ノ斃獸ニ檢案セシメタルトキハ其ノ狀況ヲ報告シ必要アルトキハ警察部長ノ指揮ヲ受クヘシ

第五條 瘻穴ノ深サハ規則第十五條ノ制限ニ據ラシムルト雖若シ土地ノ狀況ニ依リ之ニ據リ難キトキハ許可スヘシ

第六條 規則第十八條ニ依ル願出アリタルトキハ不得止事由アリヤ否ヲ調査シ支障ナシト認メタルトキハ之ヲ許可スヘシ

第七條 斃獸捨場、化製場ノ許可ヲ取消ス必要アルトキハ其ノ事由ヲ詳具シ稟申スヘシ

第八條 斃獸捨場、化製場ノ許可ヲ取消サレタルトキ又ハ之ヲ廢止シタ

訂(靜岡令一二九號)

訂(靜岡令一二九號)

ルトキハ指令書ヲ返還セシムヘシ

第九條 斃獸ノ診斷(檢案)書ハ第一號様式ニ依ラシムヘシ

第十條 警察官署ニハ第二號及第三號様式ノ臺帳ヲ備ヘ其都度記入スヘシ

第一號様式

診斷(檢案)書

一、種類、性別、毛色、年齢、特徴

一、病名 (變死ナルトキハ其ノ別)

一、斃死年月日

一、檢案ノ實況又ハ症狀等參考事項

右診斷(檢案)候也

年 月 日

獸醫 氏 名

第二號様式

大正 年

斃 獸 捨 場 臺 帳

警 察 (分) 署

所有者	郡市	町字	番地
管理者	郡市	町字	番地
場 所	郡市	町字	番地

第十三編 衛生 第十三章 雜則

第三號様式

大正 年

化 製 場 臺 帳

警 察 (分) 署

營業者	郡市	町字	番地	氏 名
管理者	郡市	町字	番地	年 月 日 生
場 所	郡市	町字	番地	
認可年月日	大正 年	月	日	
指令番號	靜岡縣指令番號 號			
構造概要				
備考				

九十二ノ三

●狂犬病豫防ニ關スル件

縣令第五十九號(明治四十五年六月十五日)

狂犬病豫防ニ關スル件左ノ通定メ發布ノ日ヨリ施行ス

第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ直ニ所轄警察官署又ハ巡查部長 派出所、巡查駐在所若ハ市役所、町村役場ニ届出ヘシ

一、犬ノ咬傷ヲ受ケ若ハ之ヲ發見シタルトキ

二、犬ノ疾病若ハ死屍ヲ發見シタルトキ

三、犬ヲ撲殺シタルトキ

第二條 畜犬ハ所有者ニ於テ他犬ノ侵入セサル場所ニ聚留スヘシ但シ使 用其ノ他必要アルトキハ口綱及綱ヲ附シ牽行クコトヲ得

第三條 無主ノ犬ハ市町村ニ於テ撲殺スヘシ

第四條 第一條第二條ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第五條 本令ヲ適用スヘキ區域及期間ハ別ニ告示ス

町(郡)令一(二九號)

●狂犬病豫防ニ關スル取扱心得

訓令甲第二十八號(明治四十五年六月十五日)

〔郡〕市役所 町村役場 警察署 〔警察分署〕

明治四十五年警察廳縣令第五十九號狂犬病豫防ニ關スル取扱心得左ノ通定

一、縣令第一條ノ届出ヲ受ケタルトキハ其ノ實況ヲ調査シ狂犬病ノ疑

ヒアリト認ムルトキハ左ノ各號ニ依リ取扱フヘシ

(1) 町村役場ニ於テハ所轄郡役所及警察官署ニ速報スヘシ

(2) 市役所ニ於テハ當廳ニ報告スルト同時ニ所轄警察官署ニ通報ス

ヘシ

(3) 巡查駐在所、巡查部要無處所ニ於テハ所轄警察官署ニ報告スル

ト同時ニ町村役場ニ通報スヘシ

(4) 警察官署ニ於テ直接届出ヲ受理シ若ハ前各署ノ報告又ハ通報ヲ

受ケタルトキハ詳細當廳ニ報告シ其ノ届出ニ係ルモノハ當該市

役所、町村役場ニ通報スヘシ

二、市町村ニ於テ犬ヲ撲殺セムトスルトキハ所轄警察官署ニ協議シ可

成其ノ立會ヲ求メ實行ノ上ハ其ノ狀況ヲ報告スヘシ

三、警察官署ハ必要ト認ムル市町村ヨリ獵犬ノ撲殺ヲ實行スヘキ

豫當該市町村ニ協議スヘシ

四、縣令第五條ニ依リ指定セラレタル市町村ニ於テハ業目ニ觸レ易キ

場所ニ左ノ通揭示スヘシ

狂犬病豫防心得

一、狂犬病獸ニ咬マレタルトキハ先其ノ創傷ヲ縫合シ又ハ橙汁ニテ

第十三編 衛生 第十三章 雜則

町(郡)令一(六二號)

洗ヒ直ニ醫師ノ治療ヲ受ケヘシ否ラサレハ生命ヲ損スニ至ルヘ

二、狂犬病犬ハ素メテ他犬ヲ侵襲シ一度之ニ咬マレタルトキハ死スヘ

キニ付畜犬ハ他犬ノ侵入セサル場所ニ聚クヘシ

三、無主ノ犬ハ撲殺スヘキニ付所有主ハ頸輪鐵札ヲ落ササル様注意

スヘシ

四、犬ニ咬マレ又ハ咬マレタルモノヲ發見シタルトキハ直ニ届出ヘ

シ

五、犬ノ病氣ニ罹リ又ハ犬ノ死屍ヲ發見シタルトキハ直ニ届出ヘシ

六、犬ヲ撲殺シタルトキハ直ニ届出ヘシ

七、舉動不審ノ犬ヲ發見シタルトキハ危險ノ虞ナキ場所ニ聚積シ直

ニ届出且可成獸醫ノ診斷ヲ受ケヘシ

●理髮營業取締規則

縣令第六十三號(昭和三年十二月二十四日)

昭和四年二月縣令第九四號改正

理髮營業取締規則左ノ通定ス

理髮營業取締規則

第一章 通則

第一條 本令ニ於テ理髮營業ト稱スルハ頭髮鬚鬚ヲ剪削シ又ハ頭髮ヲ結

束シ若ハ染毛癖毛直シ其ノ他美顏術ヲ操トスルモノヲ謂フ

第二條 本令ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ所轄警察署ヲ經由スヘシ

第二章 營業

第三條 理髮營業ヲ爲サムトスル者ハ左記事項ヲ具シ所轄警察署ノ許可

九十二ノ五

ヲ受クヘシ第四號ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
一 本籍住所氏名生年月日

法人ニアリテハ事務所所在地名稱定款及代表者ノ氏名生年月日

- 二 營業ノ種別
- 三 業務ニ關スル資格ヲ證明スヘキ書類ノ寫若ハ履歷書
- 四 營業場ノ位置並ニ其ノ構造仕樣書及平面圖
- 五 本令第十條ノ疾患有無ノ醫師診斷書
- 六 工事落成期日

第四條 營業場工事落成シタル時ハ其ノ使用前所轄警察署ノ検査ヲ受クヘシ改築變更ヲナシタルトキ亦同シ

第五條 滿十八歳以上ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル資格ヲ有シ素行善良ノ者ニアラサルハ理髮營業ヲ許可セズ

一 本縣ニ於テ施行スル理髮試驗ニ合格シタルモノ
二 他府縣ニ於テ施行シタル理髮試驗ニ合格シタルモノ

第六條 營業場ノ構造ハ左ノ制限ニ從フヘシ但シ頭髮剪削ノ剪削ヲ業トスル以外ノ營業者ニアリテハ此ノ限ニ在ラス
一 床面積ハ六、六平方メートル(約二坪)以上トシ椅子二脚以上ハ一脚ヲ増ス毎二三、三平方メートルヲ加フルコト
二 天井ハ床上ヨリ二百五十センチメートル以上タルコト
三 窓ハ總テ硝子戸トナシ其ノ面積ハ可成床面積ノ三分ノ一以上トシ
二方面ニ設ケ採光換氣ヲ充分ナラシムルコト

四 床面ハ「リノリウム」コンクリート其ノ他清潔保持ニ支障ナキ構造トナスコト

五 洗面所ハ石金屬煉瓦「コンクリート」ノ類ニテ築造シ汚水排除ノ設備ヲナスコト

六 壁ハ白又ハ淡キ色トナスコト
營業場ノ設備不完全ト認ムルトキハ所轄警察署長ニ於テ改造ヲ命スルコトアルヘシ

第七條 營業者自ラ從事セスニケ所以上ノ營業所ヲ設ケムトスルトキハ第五條ニ該當スル管理人ヲ定メ管理人ノ本籍住所氏名生年月日管理人ヲ置ク事由ヲ記載シ健康診斷書ヲ添附シ所轄警察署ノ許可ヲ受クヘシ

第八條 營業者ニシテ家族徒弟傭人ナシテ理髮業務ニ從事セシムル時ハ五日以内ニ本籍氏名生年月日ヲ記シタル届書ニ第三條第一項第五號ノ診斷書ヲ添附シ所轄警察署ニ届出ツヘシ

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル時ハ五日以内ニ所轄警察署ニ届出ツヘシ
一 營業者又ハ管理人廢業死亡シタルトキ
二 營業者又ハ管理人ノ本籍住所氏名ニ異動ヲ生シタルトキ
三 從業者ニ異動ヲ生シタルトキ
四 引續キ一ヶ月以上休業セムトスルトキ

第十條 左ノ疾患アルモノハ理髮業務ニ從事スヘカラス
一 精神病者、白痴、癩病
二 結核、癩、トフホーム
三 傳染ノ虞アル皮膚病

警察署長ハ必要ト認ムルトキハ日時及醫師ヲ指定シテ營業者管理人又

訂(警團令一五二號)

訂(警團令一五四號)

ハ從業者ノ健康診斷書ヲ提出セシムルコトアルヘシ

第十一條 營業者、管理人及從業者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ
一 營業場ハ常に清潔ヲ保チ毛髮紙屑等ハ覆蓋アル一定ノ容器ニ收容スルコト

二 就業中常ニ身體被服ヲ清潔ニシ白衣ヲ着用スルコト
三 客ニ接スル毎ニ石鹼ニテ手指ヲ清洗スルコト

四 客ノ求メナクシテ鼻腔耳内ヲ剃リ又ハ掃除ヲ爲ササルコト
五 客用被布ハ清潔ナル白布ヲ使用スルコト

六 椅子枕ハ白布ヲ以テ覆ヒ客毎ニ清潔ナル紙片ヲ以テ被包スルコト
七 石鹼ハ可成粉末又ハ液體トナシタルモノヲ用キ客毎ニ更新スルコト

八 洗面場並ニ洗面器ハ客毎ニ洗滌スルコト
九 貨手拭ヲ爲ササルコト但シ客毎ニ消毒シタルモノヲ貸與スルハ此ノ限ニ在ラス

一〇 顔面作業中ハ呼吸保護器ヲ使用スルコト
第十一條 理髮用具(バリカン、鋏、剃刀、垢取、刷子、耳板、櫛)其ノ他毛髮皮膚ニ接觸スル物品ハ左ノ方法ニ依リ客毎ニ消毒スヘシ

- 一 石炭酸水(防疫用石炭酸三分水九十七分)
- 一 クレゾール水(クレゾール石鹼液三分水九十七分)
- 一 フォルマリン水(「フォルマリン」一分水三十四分)
- 一 稀酒精(藥局方所定)

(以上ノ中何レカニ二時間以上浸漬スルコト)
一 蒸氣消毒ノ場合ハ流通蒸氣ヲ用キ一時間以上攝氏百度以上ノ濕熱

試験ハ左ノ科目ニ付之ヲ行フ

- 一 生理解剖學ノ大要
- 二 衛生學及傳染病學ノ大要
- 三 消毒方法ノ大要
- 四 理髮關係法令
- 五 實地

二年以上就業シタルモノニアラザレハ試験ヲ受ケルコトヲ得ス
 理髮執業ヲ勤刺スル以外ノ業務ニ従事スルモノニ對シテハ試験科目ノ一部ヲ省略スルコトアルヘシ

第十八條 前條ノ試験ニ合格シタルモノニハ合格證書ヲ交付ス

第十九條 理髮試驗ヲ受ケムトスルモノハ左ノ各號ヲ具シ知事ニ願出シ
 一 本籍住所氏名生年月日

- 二 業務種別
- 三 二年以上就業シタル師ノ證明書
- 四 履歷書
- 五 戸籍抄本
- 六 出願前三ヶ月以内ニ撮影シタル名刺形寫眞二葉

第四條 組合並聯合組合
 第二十條 營業者又ハ管理人ハ警察署ノ管轄區域ニ從ヒ組合ヲ設ケハ

特別ノ事情アルモノハ所轄警察署長ノ認可ヲ得テ前項ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

組合區域内ニ於ケル營業者及管理人ハ其ノ組合ニ加入スヘシ
 第二十一條 前條ノ組合ハ左記各號ニヨリ規約ヲ定メ所轄警察署長ノ認可ヲ受ケルヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

- 一 組合ノ區域
- 二 組合ノ名稱組織並ニ其ノ事務所所在地
- 三 組合ノ事業ニ關スル事項
- 四 組合役員ニ關スル事項
- 五 會議ニ關スル事項
- 六 經費算及之カ徴收並ニ財産管理ニ關スル事項
- 七 其ノ他組合ニ必要ナル事項

前項ノ規約ハ所轄警察署長ニ於テ必要ト認ムル時ハ之ヲ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第二十二條 本令第二十條ニヨリ組合ニシテ縣下區域トスル聯合會ヲ設ケムトスルトキハ前條ニ準シ規約ヲ定メ知事ノ認可ヲ受ケルヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

聯合會規約ハ知事ニ於テ必要ト認ムルトキハ之ヲ變更ヲ命シ又ハ其ノ認可ヲ取消スルコトアルヘシ
 第二十三條 組合及聯合會ニ於テ役員ヲ定メタルトキハ其ノ住所氏名ヲ五日以内ニ縣聯合會ニアリテ知事ニ其ノ他ノ組合ニアリテハ所轄警察署長ニ届出シヘシ
 第二十四條 組合及聯合會ニ於テ決議シタル事項ハ五日以内ニ前條ニ準シ届出シヘシ

前(警察令一五四條)

前(警察令一六二條)

第二十五條 知事ハ組合及聯合會ノ決議役員ノ決定方法其ノ他ノ事項ニシテ法令若ハ規約ニ違反シ又ハ公益ヲ害スルモノト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第二十六條 組合及聯合會ハ監督官廳ヨリ諮問アリタルトキハ之レニ答申スヘシ
 第五章 罰則

第二十七條 左記各號ニ該當スルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス
 一 許可ヲ受ケスシテ營業ヲナシタルモノ

二 第四條第七條乃至第十四條ニ違反シタルモノ

三 第十六條ノ營業禁止停止中就業シタルモノ
 第二十八條 營業者又ハ其ノ代理人ハ家族徒弟其ノ他ノ從業者ニシテ業務上本令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出サルノ理由ヲ以テ處罰ヲ免カレルコトヲ得ス

營業者力未成年者禁治產者ナルトキハ本令ニ依リ之ヲ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
 法人代表者又ハ其ノ雇入其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本令ニ違反シタルトキ本令ニ規定シタル罰則ヲ法人ノ代表者ニ適用ス

附則

第二十九條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三十條 本令公布ノ際現ニ營業ヲ爲ス者ハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス
 前項ノ營業者ハ本令施行ノ日ヨリ三ヶ月以内ニ所轄警察署ニ願出證明

第十三編 衛生 第十三章 雜則

理髮營業取締規則取扱手續

訓令乙第三四號(昭和四年二月十八日)

警察部 警察署

理髮營業取締規則取扱手續

理髮營業取締規則取扱手續

第一條 理髮營業取締規則(以下單ニ規)第三條ノ願書ヲ受理シタルトキハ左記各號ヲ調査シ許可ヲ決スヘシ

- 一 規則第三條第一項第三號ノ書類ハ其事實ト相違ナク且ツ出願ノ營業種別ニ適スルヤ
- 二 營業場所ハ規則第六條ノ制限ニ適合スルヤ
- 三 他人ニ名義ヲ貸スノ虞ナキヤ
- 四 規則第五條ニ該當スルモノナルヤ
- 五 理髮營業禁止又ハ停止ノ處分ヲ受ケタルコトナキヤ
- 六 其他願書記載事項ハ事實ナルヤ

第二條 知事ノ認可シタル理髮學校又ハ講習所ヲ卒業シタル者ハ規則第

第十七條 第四項ノモノト同様ノ資格アルモノト認メ處理スベシ

第三條 規則第十九條ニ依ル理髮試驗願書ヲ受理シタル時ハ左ノ各條ヲ

調査シ速ニ知事ニ進達スヘシ

一 規則第十七條第四項ニ抵觸セサルヤ

二 規則第十九條各號ノ事實ニ相違ナキヤ

三 素行來歴

四 理髮學校又ハ講習所ヲ卒業シタルモノニアリテハ其ノ書類ヲ檢閲

シ其ノ旨附記スルコト

五 其他參考トナルヘキ事項

第四條 規則第二十一條ニ依ル組合規約ヲ認可シタルトキハ其ノ規約寫

ヲ添付シ警察部長ニ報告スヘシ

第五條 警察署ニ於テ理髮營業ヲ許可シタルトキハ第一號様式ノ許可證

ヲ交付シ第二號様式ノ臺帳ニ登錄整理スヘシ

第一號様式

第 一 號		
理髮營業許可證		
營業ノ種別	住所	本籍
昭和 年 月 日	氏	名
年 月 日	生年月日	名
警察署		

半紙二ツ切厚紙

第二號様式

番 號	理 取 資		年 許 許		籍 本	氏 名	營 業 種 別
	由 得 格	日 月	日 月	日 月			

訂(靜岡令一五七號)

●理髮試驗手数料徴收規則

縣令第三十八號(昭和四年四月十三日)

理髮試驗手数料徴收規則左ノ通定ム

理髮試驗手数料徴收規則

第一條 理髮營業取締規則ニ依ル試驗ヲ受クル者ヨリ左ノ手数料ヲ徴收

ス

理髮試驗手数料 金 壹 圓

第二條 前條ノ手数料ハ出願ノ際之ヲ納入スヘシ

前項ノ手数料ハ試驗ヲ受クサルコトアルモ之ヲ還附セス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

訂(靜岡令一五七號)

●貨貸寢具取締ニ關スル件

靜岡縣令第二十三號(明治四十年五月十日)

沿革 明治四十五年縣令第五四號改正

貨貸ノ寢具取締ニ關スル件左ノ通り定ム

貨貸寢具取締ニ關スル件

第一條 寢具(衣具、蒲團、枕ノ類)貨貸ノ業ヲ營マントスル者ハ所轄警察官署ニ届出ヘシ廢業シタルトキ亦同シ

從來ノ營業者ハ本令施行ノ日ヨリ十五日以内ニ前項ノ手續ヲ爲スヘシ

第二條 營業ニ供スル寢具ハ左ノ方法ニ依リ取扱ヲ爲スヘシ

一、掛衣具ノ襟、敷蒲團及枕ハ白布ヲ以テ被包スヘシ

二、寢具ハ時々日光ニ曝シ白布ハ煮沸ノ上洗濯シ常ニ清潔ヲ保ツヘシ

第三條 當該吏員ハ隨時營業者ノ家宅ニ臨ミ寢具及白布ヲ検査スルコトアルヘシ

第四條 營業者ハ前條ノ検査ヲ拒ムコトヲ得ス

第五條 本則第一條第二條及第四條ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

訂(靜岡令二一七號)

訂(靜岡令一五七號)

八 便所ヨリ尿管ヲ腐敗積ニ誘導スヘキ水缸設置並用水槽ノ構造、用水ノ供給方法

九 便所ヨリ淨化各種器ノ距離及消毒槽ヨリ放流口迄ノ距離並放流口ニ至ル導管ノ口徑構造

一〇 淨化作用ノ概要及消毒方法、其ノ裝置並汚水放流ノ場所

一一 汚水放流口ヨリ下流三百間迄ノ流域ニ於ケル見取圖汚水漉下ノ模様、下水、溝渠、河川等ノ關係、戶數、人口ノ概要

一二 工事落成期日

第三條 前條第六號乃至第十號及第十二號ノ事項ヲ變更セムトスル時ハ知事ノ許可ヲ受ケヘシ

前條第一號乃至第五號ノ事項ヲ變更シタルトキハ七日以内ニ知事ニ届出認可ヲ受ケヘシ但シ第三號乃至第五號ノ人員ニ在リテハ增加ノ場合ニ限ル

水槽便所ノ所有者ニ移動ヲ生ジタル時ハ七日以内ニ知事ニ届出ツヘシ

第四條 水槽便所ノ工事落成シタル時ハ知事ニ届出認可ヲ受ケルニ在ラザレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第五條 水槽便所ノ占有者ハ便所ノ使用者一人ニ付一日一立方尺以上ノ水ヲ灌注スヘシ

第六條 水槽便所ノ淨化裝置ハ腐敗槽、酸化槽及消毒槽ニ區分シ酸化槽ハ撒水式濾過床ノ構造トシ通氣裝置ヲ設ケヘシ

第七條 前條各種ノ構造ハ左ノ制限ニ從フヘシ
一 地盤及壁ハ厚サ五寸以上トシ石材、煉瓦又ハ「コンクリート」等ヲ以テ築造シ内部ハ厚サ一寸以上トシ不透透ノ材料ヲ以テ塗布スルコト

●水槽便所取締規則

縣令第四十八號(昭和二年六月二十五日)

水槽便所取締規則左ノ通り定ム

第一條 汲取便所ニ在ラザル便所ヲ設置セムトスル者ハ知事ノ許可ヲ受ケヘシ

第二條 水槽便所ヲ設置セムトスル者ハ左記事項ヲ具シ知事ノ許可ヲ受ケヘシ

一 敷地ノ位置及總坪數

二 設置セムトスル建物ノ位置、總坪數及其ノ平面圖(敷室アル場合ハ各室毎ニ其ノ面積記入ノコト)

三 建物使用ノ目的及常任人員

四 通勤者アルトキハ其ノ人員勤務時間並外來者一日平均見積人員

五 官公署、學校、病院、醫院、社寺、興行場、旅館其ノ他集會所等ニ在リテハ最高收容人員

六 便所ノ位置、便器數(尿尿別)及其ノ構造仕様書並汚水配線圖

七 淨化裝置各種ノ深サ、横徑、縱徑及容積並各種通水管ノ開口部位ヲ明記シタル構造仕様書、配置圖、平面圖、主要斷面圖(各縮尺二十分ノ一)

- 二 腐敗槽ハ深サ水面下五尺以上トシ其ノ容積ハ水面下ニ於テ六十立方尺以上トシ上三分ノ二ハ適當ナル中隔板ヲ設テ使用人員三十人ヲ超ユルトキハ一人ニ對シ二立方尺以上ノ容積ヲ増スコト但シ通動、外來者ニ對シテハ常住者ヲ標準トシテ其ノ割合ヲ定ムルコト
 - 三 酸化槽内濾過床ノ高サハ三尺以上其ノ容積ハ腐敗槽容積ノ二分ノ一以上トシ一日間ニ濾注スル汚水量ト同一以上ノ有效容積ヲ有スルコト
 - 四 使用人員ニ對シ一人ニ付一立方尺以上ノ水ヲ濾注シ得ヘキ水槽ヲ設置スルコト但シ自動的ニ補給シ得ル裝置ニ在リテハ水槽ヲ省略スルコトヲ得
 - 五 水糞裝置及汚水排出ニ要スル導管ノ接合部ハ液體ノ漏泄セザル様充分密著セシムルコト
 - 六 排臭及送氣ノ設備ヲ完全ニスルコト
 - 七 各槽ノ上蓋ニハ容易ニ閉閉シ得ヘキ直徑一尺五寸以上ノ大サヲ有スル檢査孔ヲ設ケルコト
 - 八 汚水排出口ニハ鎖鑰ヲ備ヘタル水門ヲ設ケルコト
- 第八條 水槽便所ノ占有者ハ左ノ各號ノ標準ニ適合シ且消毒シタル汚水ニ在ラサレハ之ヲ放流スルコトヲ得ス
- 一 放流水ハ微ニ濁濁スルモ殆ント臭氣ヲ放タサルコト
 - 二 放流水ハ亞硝酸又ハ硝酸ノ反應者明ナルコト

訂(附則令一三五號)

設置者若ハ占有者カ法人ニシテ其ノ代表者又ハ其ノ他ノ從業者違反シタル場合ハ本則ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス

法人ヲ處罰スヘキ場合ハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

第十六條 本令ニ據ル願届ハ所轄警察署ヲ經由スヘシ

第十七條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十八條 既設ノ水槽便所ハ本令施行ノ日ヨリ六ヶ月以内ニ其ノ構造ヲ本令ニ適合セシメ知事ノ認可ヲ受ケヘシ

●水槽便所取締規則取扱手續

訓令乙第一七三號(昭和二年六月二十五日)

水槽便所取締規則取扱手續左記ノ通定ス

第一條 水槽便所取締規則(以下單ニ規則ト稱ス)第二條ノ願書ヲ受理シ

三 放流水ハ「メチレンブルー」脱色試驗ニ於テ五時間内ニ退色セザルコト

四 放流水ノ酸素吸収量ハ四時間内ニ於テ十萬分中一、五分以下タルヘク又蛋白性「アモニア」ノ含量ハ十萬分中〇、三分以下タルコト

五 放流水ハ原汚水ニ對シ吸収量及蛋白性「アモニア」ノ含量ニ於テ四十五パーセント以上ノ減少率ヲ示スコト

第九條 當該官吏ハ必要ニ應シ水槽便所及其ノ排出汚水ノ検査ヲ行フ前項ノ検査ノ結果構造設備ノ不完全ト認ムルモノ又ハ放流水ニシテ前條ノ標準ニ適合セザルモノアルトキハ其ノ使用又ハ放流ヲ禁止シ或ハ構造設備ノ改修變更其ノ他必要ナル措置ヲ命スルコトアルヘシ

第十條 前條第二項ニ依リ汚水ノ放流ヲ禁止セラレタル時ハ直ニ其ノ排出口ノ水門ニ鎖鑰ヲ施シ之ニ所轄警察署ノ封印ヲ受ケルト同時ニ汚水ハ充溢セザル様汲取ヲ爲スヘシ

第十一條 腐敗槽ハ毎年一回以上掃除ヲ行ヒ沈澱物ヲ除去スヘシ但シ其ノ掃除三日前所轄警察署ニ届出ツヘシ

第十二條 水槽便所ヲ廢止シタルトキハ七日以内ニ知事ニ届出ツヘシ

第十三條 汲取又ハ水槽便所ニ在ラサル方法ニ依リ尿尿ヲ處理セムトスル者ニ對シテハ衛生上差支ナシト認ムル場合ニ限り之ヲ許可ス

第十四條 第一條乃至第三條第一項第五條乃至第八條第十條ニ違背シタルモノハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

第十五條 水槽便所ノ設置者若ハ占有者カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本則ニ依リ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス

訂(附則令一三五號)

タル場合ハ同條各號ノ事項ヲ完備スルヤ否精査ノ上意見ヲ附シ至急進達スヘシ

第二條 規則第三條ノ願届ニ接シタル場合ハ其ノ事由ヲ調査シ意見ヲ附シ至急進達スヘシ

第三條 所轄警察署長ハ隨時水槽便所ノ放流水ヲ採取シ本部ニ送附スヘシ

第四條 規則第十條ノ場合ハ警察官ヲ派シ鎖鑰ヲ施サシメ封印ヲ爲スヘシ

第五條 規則第十一條ニ依リ掃除ノ場合ハ警察官吏ヲシテ検査セシメ同條第二項ノ沈澱物處分ノ監督ヲ爲スヘシ

第六條 規則第十四條又ハ第十五條ニ依リ處分シタル事項ハ詳細報告スヘシ

第七條 警察署ニハ左記様式ノ水槽便所臺帳ヲ備ヘ整理スヘシ

水槽便所臺帳	
許 可 年 月 日	指 令 番 號
設 置 位 置 坪 數	建 物 總 坪 數
建 物 使 用 ノ 目 的	
水 槽 便 所 所 有 者	
同 上 占 有 者	
便 所 及 便 器 數	
各 槽 ノ 大 小	
常任人員外來者一日平均見積 集合ノ場所ニ在リテハ最高收 容人員	
尿	
尿	

清毒方法	備
落成年月日	考 (經費其ノ他參考トナルヘキ事項)
使用認可月日	

警察醫長及警察醫提燈ノ件

訓令丙第二二九號(明治三十四年四月二十九日)
警察醫長並ニ警察醫用提燈ノ義別紙圖式ノ通制定ス

警察醫長用

小丸提燈

- 一 斜線赤色四條三少處
- 一 幅六分中央二條各一分
- 一 橫線赤色幅一寸
- 一 橫線黑色幅一寸
- 一 斜線以上總赤色
- 一 斜線ノ角度ハ四十五度トス

警察醫用

小丸提燈

- 一 斜線赤色三條三少處
- 一 幅六分中央一條一分
- 一 橫線赤色幅一寸
- 一 橫線黑色幅一寸
- 一 斜線ノ角度ハ四十五度トス



警察病院並ニ檢疫委員部小使被服制式及使用期限ノ件

訓令乙第一九六號(大正二年五月十三日)

警察部 警察長 (警察分署)

明治三十九年三月二十日訓令乙第二二五號小使被服制式及使用期限ノ件
 警察病院並ニ檢疫委員部小使ニ之ヲ準用ス
 但シ帽ハ徽章ヲ附セス上衣ノ背面ニ病院ノ小使ハ「病院」委員部ノ小使ハ「檢」字ヲ縫着ス
 略圖



二重文字



二重文字

徑一寸五分

同上

訂(警同令一三五號)

訂(警同令四六號)三版

有害瓦斯及惡臭取締ニ關スル件

縣令第十六號(大正五年三月十日)

有害瓦斯及惡臭取締ニ關スル件左ノ通定ス

有害瓦斯及惡臭取締ニ關スル件

第一條 製造ニ際シ有害瓦斯又ハ惡臭ヲ發生發散スル硫化染料、肥料其ノ他ノ物品ヲ製造セムトスル者ハ其ノ製造場ノ設備ニ付知事ノ認可ヲ受ケヘシ

第二條 前條ノ認可ヲ受ケムトスルトキハ左記事項ヲ具シ知事ニ申請スヘシ

- 一、製造者ノ本籍住所氏名、法人ニアリテハ代表者ノ本籍住所氏名ヲ記シ定款ヲ附スヘシ
 - 二、製造物ノ種類、名稱
 - 三、製造物ノ原料及製造方法並一日ノ最大製造量
 - 四、製造場ノ位置及附近ノ狀況ヲ示ス略圖
 - 五、建設物ノ構造、坪數並其ノ平面圖、起圖
 - 六、有害瓦斯ノ除害又ハ防臭ニ關スル設備及其ノ説明
 - 七、主任技術員ノ氏名及履歷書
- 前項第一號乃至第三號及第七號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ知事ニ届出テ第四號乃至第六號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ知事ノ認可ヲ受ケヘシ
- 第三條 製造場ハ社寺、公衙、學校、人家、病院、劇場、動物飼育場、公園、公道、鐵道線路等ヲ距ル三百間以上ノ距離ヲ有スヘシ但シ土地ノ狀況ニ依リ之ヲ伸縮スルコトアルヘシ

第四條 製造場ノ設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防又ハ除害ノ爲必要ナル事項ヲ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ一部又ハ全部ノ變更若ハ使用ノ停止ヲ命スルコトアルヘシ

第五條 本令施行ノ際現ニ第一條ノ製造ヲ爲ス者ハ施行ノ日ヨリ二週間内ニ第二條第一項ノ手續ヲ爲スヘシ

第六條 第一條、第二條第二項及第五條ノ認可ヲ受ケスシテ製造ヲ爲シタル者、第二條第二項ノ届出ヲ爲ササル者竝第四條ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第七條 製造者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此限ニ在ラス

製造者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出サルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カルルコトヲ得ス

法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタル場合ニ於テハ本則ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス

法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

第八條 本則ニ依リ知事ニ提出スル書類ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第九條 本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●有害瓦斯及惡臭取締ニ關スル件
取扱手續

訓令乙第七七號(大正五年三月十五日)

大正五年三月縣令第十六號有害瓦斯及惡臭取締ニ關スル件取扱手續左ノ通定ス

有害瓦斯及惡臭取締ニ關スル件取扱手續

第一條 本令(本令トハ大正五年三月縣令第十六號ヲ云フ以下之ニ依リ)第一條ノ申請書ヲ受理シタルトキハ第二條第一項及第三條ノ事項ヲ調査シ意見ヲ付シテ進達スヘシ

第二條 本令第二條第二項ノ申請書又ハ届書ヲ受理シタルトキハ變更ノ事由ヲ調査シ認可ヲ要スルモノニ付テハ意見ヲ付シテ進達スヘシ

第三條 本令第五條ノ申請書ヲ受理シタルトキハ第一條ニ準シ調査ノ上意見ヲ付シテ進達スヘシ

第四條 警察部及警察官署ニハ別紙様式ノ臺帳ヲ備ヘ異動アル毎ニ訂正スヘシ

訂(縣令四三號)三版

様式 (有害瓦斯及惡臭取締ヲ受ケル製造所臺帳)

指令番號	製造場	製造者	製造者住所
年 月 日	年 月 日	氏 名	氏 名
年 月 日	年 月 日	職 名	職 名
種 類	種 類	種 類	種 類
製造物ノ原料及製造方法並一日ノ最大製造量等	製造物ノ原料及製造方法並一日ノ最大製造量等	製造物ノ原料及製造方法並一日ノ最大製造量等	製造物ノ原料及製造方法並一日ノ最大製造量等
有害瓦斯ノ除害又ハ防臭ニ關スル設備ノ大要	有害瓦斯ノ除害又ハ防臭ニ關スル設備ノ大要	有害瓦斯ノ除害又ハ防臭ニ關スル設備ノ大要	有害瓦斯ノ除害又ハ防臭ニ關スル設備ノ大要

訂(縣令四三號)三版

變更認可及屆出年月日	認可又ハ屆出事項

附[解]令四三號(三)取

編
年
目
次